

を以て法律上布告の効力既に消滅せしに拘はらずエドワード御宇の間尙ほ屢罰金又は禁錮の刑を以て布告を強行せしことあり。此時に當り顧問府は即ち攝政府にして顧問官の攝政權は人々同一にして敢て輕重する所なかりしにソーマルセツト公遂に幼主より專任攝政たるべき命を得て威福を擅にし其弟セイモリア侯を忌て之を叛逆罪に陥るれしが其手續の如きはヘンリーの惡例に遵ひ罪人をして辯護をなすとを得ざらしめたり。既にしてノサムブランド公漸く勢力を得てソーマルセツト公を凌ぎ重罪を羅織して之を死地に致したるがソーマルセツト公は法廷に於て證據人と對審せんとを要來せしと雖も許されず爲に冤枉に遭ひしかば下院議院の内此の如き治罪法の欠典を補ふへしとの意見を持する者次第に多く終に國會は新に法律を設け何人と雖も二人の證據人あるに非れば國事犯の嫌疑を以て逮捕せらるゝとなかるべく若し罪人其罪を自白せざるときは法廷に於て證據人と對審せしむべしと定めたり。

女王メリーは英國に於て始ての女主なりしが憲法上其權利の如何に關して議論百出し新政の僧徒は其舊教徒なるを惡むが爲に説をなして曰く婦女子の國家を

統治するは神の許さざる所國法の認めざる所なれば君主の權なしと。而して舊教の僧侶はメリーの我が教派に屬するより説をなして曰くメリーは女主なれば古來男王を制限せる法律を遵守するの義務なしと。然るに國會は此問題を決定すべき法律を發し女王は當然國王に屬する所の威嚴と權力を有する者なることを布達し紛議始て止む。蓋しメリーの世は宗教に關する暴政を以て著るしきのみならず民政上に至ても亦苛虐を極め臣民より金錢を強借せるが如き國會の議を経ずして毛布の輸入税を課せるが如き拷問其他の峻刑を用ゐしが如き是なり。殊に千五百五十七年に於ては遍く委員を派遣して宗教上政府の以て犯罪者となす所の者を搜索せしめ或は之に罰金を課し或は之を禁錮に處し時としては宗教裁判所に移して嚴酷なる刑罰を受けしむ。後年エリザベス女王の時に起れる高等法院は實に此に胚胎せる者なり。而してメリーの末年に發したる布告に至てはヘンリーの惡法に比して更に甚しきものなるが此布告は外國より邪教又は叛逆に涉れる文書の輸入を禁し此の如き文書を藏する者は軍律を以て罰すべしと定めたり。

夫れヘンリー八世よりメリーに至るまで君主の威權頗る強大にして國會は在れども亡きが如くなりしが其實エドワード六世以來下院は漸く其權勢を回復せんとするの兆あり。該王の時既に政府の提出せし新叛逆法案を否決し自ら穩當なる法律を設けて之に代えたるにあり。ダルハムの僧正タンスタを叛逆罪に處するとに不同意を表せしとあり。ソーマルセット公ノルサムバランド公の僭竊を憤りて政費の供給を拒みしとあり。而てメリーの時に及びては愈々政府と所見を異にし再び解散を命ぜられたるも敢て屈撓する所なく第三國會の開かるゝや政府案の重大なるもの多くは否決せられたり。而して當時政府が議院選舉毎に百方を盡して自黨の多く選出せられんことを求めたるに由れば益々以て下院の勢力順に加はりたるを知るに足る。是より先きエドワード六世の政府は下院の内に我勢力を植んが爲め新に多くのバローを設置し其數廿二に及びしがメリーは更に十四のバローを増設せり。是等は間接の選舉干渉なるが政府は猶ほ此を以て足れりとせずエドワードの時に於てはシエリフに命じ其管内の選舉人に告知せしめて曰く我が望む所は諸君が智識に富み經驗を有する者を選出するに在り但樞密

院より適當の候補者を指命せる場合に在ては必ず之を選舉せざるべからずと。又メリーの時に於てはシエリフをして必ず善良なる加特力信徒を舉ぐべきとを選舉人に諭達せしめたり。

第二章 宗教改革の顛末

マーティン、ルーテル日耳曼に起りて新教を提唱するに先だつこと百五十年英國に於てはジョン、ウヰックリフなる者殆て羅馬教に反抗して新一派を立て其徒をローラルドと云ふ。バイブルを英語に翻譯して廣く人民に基督教の教義を誦らしめたるは此宗徒實に嚆矢たり。然れども其言行過激にして煽亂の虞ありしか爲めにヘンリー六世の朝之を禁止せりと雖も其主義は尙ほ社會に潜存冥行して未だ曾て全く亡滅するに至らず宛も是れ薪盡きて灰温に、菓碎けて核存するが如く之に火を傳ふれば將に再燃せんとし之を地に種ゆれば復た發生せんとす。果せるかな宗教の氣運一大變に際するやエラスマスのアレーズ、オフ、フォノリーとなり、トーマス、モリアのユトッピヤとなり、ルーテルの新説大陸を風動するに及び英民の

之を迎ふる火の燥に就き水の濕に就くか如くなりしなり而てヘンリー八世は素より羅馬教に歸依せるが故に書を著してルーテルの教義を駁撃せしかば法王大に之を嘉し與ふるに『眞教の防衛者』と云へる名稱を以てせり。然るにヘンリー八世は千五百廿九年皇后廢立のとより法王と争端を啓き遂に國會の條例に由り法王が英國に於る一切の權力を滅却し英國の國王は英國の教會の首長たるを定め八百年來羅馬教會と連続せし關係は此に至て全く斷絶せり。是れ所謂アクト、オフ、シユープレマシーなるものなり是に由てヘンリーは自ら宗教の教旨と儀式とに改革を施し國民に典型を垂れたるが是に由て觀れば新舊兩教の間を行かんと欲する者に似たり、然るに一般の僧徒は次第にヘンリーの意の如くなりしもモナステリーと稱する僧庵に住するモンクなる僧徒の一昧は頑として命に従はずりしかば僧庵を毀ち僧徒を罰し毫も寛假する所なかりき。然れども宗教改革が燎原の勢を以て進行するや事の極端に趨るものなしとせず。此の如きはヘンリーの本志に背くものにしてヘンリーの本志は羅馬教會と分離し法王の曾て英國に於て有せし權力を己に收め國家と教會との主權を兼綜するに過ぎずして。教

義に關しては寧ろ羅馬教を信せしかば其初心既に達するや復た宗教改革を遂行するの必要を感せざるのみならず、其進運を厭ふに至りしも、亦自然の勢なりと謂ふべし。ルーテルに對する反動の一派は輒ちヘンリーを動かし遂に千五百三十九年を以てシッキス、アクトと稱する條例を發せしめたるか此條例は舊教の要點を確定宣示せるものにして之に違背する者は罪に致せり。是故にヘンリー八世の末年に當りては新舊兩教徒共に刑辟を免れず戦々兢々として其生を聊せざりしもの比々皆是なり。何とぞなれば舊教の徒は教義に於て王と相合するも羅馬法王を奉戴するが爲に罪に問はれ、新教徒は羅馬法王を奉戴せざる點に於て王と合するも教義に於て國法に觸るゝを以てなり。己にしてエドワード六世に至り新教徒大に力を得たるもメリーは舊教の篤信者なるが爲に盡く新教に利益ある先王の法律を廢止して羅馬法王との關係を舊に復し新教徒を罰するに殘酷の刑を以てせり。是れエリザベス以前に於ける宗教改革の槩略にして其詳なる事實に至ては普通の英國史に就て之を求むべし。

第三章 エリザベスの宗教

エリザベス女王の位に即くや國民は曾てメリーの虐政を怨望せし故を以て之を歓迎し就中新教徒に至ては額手相慶せざるなく皆以爲く千歳の一時なりと。千五百五十九年國會始て開けシェープレマシー及びユニフォームミティーの二令を發す。前者は五ヶ條より成り其第一條は外國の僧侶君主若くは法王等英國の宗教に關して何等の權なきとを規定し、第二條は英國の王は英國に於て宗教に關し無上の權力を有し其命に違ふ者を罪するの權あるとを規定し、第三條は百官僧徒宗教に關し王命を奉すべしとの宣誓をなすべきことを規定し、第四條は外國の僧俗に服事する者は軽くして財産を沒收し重くして叛逆に準すべきとを規定し、第五條は宗教上の裁判をなさしむるが爲に國王は委員を置くの權利あるとを規定せるものなり。又後者は三ヶ條に別れ第一條は祈禱文言を一定し、第二條は之を用ゐざる者に適用すべき罰則を定め、第三條は日曜及び祭日に寺院に參詣すべきとど之に従はざる者に適用すべき罰則を定め其國教は新舊兩教の折衷主義にして

宗旨に於ては新教に近く儀式に於ては舊教に近く、君主の宗教に於ける權力は莫大無上なりとす。而して國教の僧徒が之に甘んじて一意女王を奉戴せしは是れ其加特力及びカルヴァイン派の僧侶と異なる所以なり。蓋し此二派は政權の教權を犯すを惡む點に於て符節を合するが如く之が爲には肝腦地に塗れて悔ひず。佛國と蘇格蘭に於ては其例殊に少からざるを見る。而してエリザベスが此二派に對する處置は即ち如何に請ふ之を下條に陳說せん。

エリザベスは千五百六十二年を以て舊教徒に對て峻嚴なる法律を布きしが之が爲に深く其怨を買ひ關係の及ぶ所極めて廣く内憂外患交も至れり。是より先法王クレメント三世はエリザベスの母アンボレインを以てヘンリー八世の正當なる配偶と視做さざりしに今や法王ポール四世エリザベスを私生兒とし己の許可を経るに非れば王位に登るべき者に非ざることを主張しエリザベスが遂に新教を鼓吹するに及び法王バイヤス五世之に向て破門令を發し又陰に當時エリザベスを廢して蘇格蘭の女王メリーを立てんとする人々と通謀す。而して西班牙王フェリプ又エリザベスが己に許嫁せざると舊教を奉せざるとの理由に因て動もすれ

ば極ち恐を洩さんとするの志あり。佛國も亦極カメリーに黨して英國を敵視せり。夫れマリザベスの舊教徒を虐待するやモンテイクの謂へるが如く信教の自由を奪ふものにして暴は則ち暴なりと雖も舊教徒のメリーを擁して陰謀を企て内亂を醸せし事實に由れば亦已むを得ざるが如し。其後メリーの刑せらるゝや舊教徒の禍益甚しく遂にアラマダ艦隊の來寇となりしが英國は幸に天祐と人力とに因て之を殲滅するを得。舊教徒は其待みとせし所のものを失ひしかば復ひ跳梁を逞ふするを得ずして英國の君民始て少く枕を高ふして眠るとを得たり。是より進みてエリザベスがピューリタン派に對する處置を説くに先だち少しく該宗派の起源を述べんとす。案するにメリーの時新教徒の放蕩に遭ひて海外に瓢零する者萬を以て數ふべし。其中シエチバに難を避けし者尤も多かりしが此地はツヰング、カルヴヰンの説盛に行はれたる處にして其宗教改革たる殆ど極端に趨り英國の如き穩和の類に非ず。或はクリスマスを廢し、或は寺院の十字架を撤じ稍過激に陥りしが、ピューリタンの英國に歸へるや此の如き精神を齎し來り其宗旨を廣敷せんと欲せしも政府は頑として之に従はざりしのみならず、反て

之を虐待せしを以て新教徒は不平の極益勇氣を生じ宗教上政治上大に自由の説を唱へ王室に抵抗するに至れり。

第四章 エリザベスの政治

女王即位の時は王室權利に尤も便利なる機會なりと謂ふべし何となれば王室の勁敵たりし貴族は先王の政略に因て既に其勢力を失ひ王室の爪牙なる星應は因襲の久しき人皆其不法に慣れて復た其職權の如何を問はざるに至れるを以てなり。蓋し女王は初より祖宗に過ぎたる專擅の政を行はんと欲するに意なく其顧問官の如きも先朝に於ける甚たしき秕政を除かんとせしに似たり。然るに女王の政竟に擅制の譏を免れざりし所以のものは事毎に祖宗の舊例を逐ひ其是非得失を考へざるの致す所なり。而して女王の才智膽力に富み氣象鋭くして威容備はれると輔弼諸人一世の英物なりしとは王權の隆盛に與りて力なしとせず。夫れ何人に限らず苟も己に云々の權力あるとを知る寧ろ之を濫用するも之を忽諸に付することを敢てせざるは情の已むを得ざる所のものなるが王室の宗教に關

せし舉措の如き實に其例證なり。而して夫の國教が舊教を敵視し仇待するに當りてや尙ほ幸に事なかりしも一旦王室が其權力を逆施倒行してビエリクタン派を迫害するに及び英國自由の活氣頓に發動しエリザベスの御宇に於ける宗教史と政治史とは炎々爆々の間に觸撃して終に一團となり了れり。

抑英國に於て民權の擔保と謂ふべきものは司法部の公明なる裁判と國會が公害を矯正するの權利とに外ならず。而して前者は尤も欠くべからざるものなるにアランドグデユチツと、テュードル兩朝は殆ど之を破却せしが叛逆罪及び政治上犯罪の場合に於て殊に甚しく、星院がシェリフをして陪審官の斷案を左右せし例の如きは枚擧に暇あらず。樞密院が其意見を以て擅に人を禁錮せしは尙ほ可なれども同院の議官が己一人の意見を以て擅に人を禁錮するに至りては驚かざるを欲するも得んや。且當時國會の開會罕にして且不定なるより王室の布告は頗る權能を増し其範圍の極る所を知らず。或は異教徒を國外に逐ひ或は穀物貨幣の輸出を禁し、或は倫敦の三哩以内に家屋を建築するを禁むたるが是等は本と先例なきに非ず。只女王の顧問官は先例にして王權に便宜なるものは善惡に拘はらず取

て以て威福を擅にせしのみ。

夫れ此の如き放縱にして深刻なる政府が言論の自由を忌憚して出版を拘束せんとするは自然の勢にして書籍の刊行賣買は常に監督を受け就中舊教主義の著述は蛇蝎視せられ之を談ずる者之を藏する者共に罪あり。ストーと云へる史家の如きは法王に通同せる嫌疑の爲に書庫を搜索せられ國禁の書は沒收に遭ひたるが是等の書は實際史料として蓄へたるに過ぎずと云ふ。而して印刷所又は書肆の屋内を搜索し忌諱に觸るゝ所の書籍を押收し器械を破壊するの權は一にステーションナリ、コムバニーなる組合に托し苟も其命に従はざる者は之を顧問府に致さしめたり。

元來國事犯に關する英國法律は罪人辯護の點に於て完全を欠く所あるは事實なりと雖も猶ほ幸に陪審制度の在るあり以て冤枉を救ふとを得るなり。然れども事跡非常の時に際しては全國民の安寧を謀るが爲に少數人民の權利を犠牲となさざるを得ざる場合あり。是時に當り姑く憲法上平時は必ず奉行すべき陪審制度を用ゐざるは理勢の許す所なるを以て孰れの政府も騷亂の間は普通の國法を

中止して軍律に據るを常とす。然るにエリザベスの如きは此の如き必要なき時に於て屢々軍律を用ゐたり。其の一例を擧げんにビュリタンの信徒のピータルバルチエルなる者クリストファー、ハットンハットンを宗敵と視做し之を暗殺せんとし誤て有名なる航海者ホーキンスを傷けたり。右は通常の犯罪なるに女王は軍律を以て之に擬せしことあり然れども幸に顧問府の忠諫に因て之を斷念せり未だ幾ならずして倫敦市の内外に不穩なる賤民の集會ありしが政府は直ちに之を以て叛亂となし委員を遣はし軍律に據り其首魁を死刑に處せり是を千五百九十五年とす。

今や英民は貿易の自由を害せられ身上の權利を犯さらくと此の如くなりしも國會の承諾なくして課税せられざるの一事は舊に依て自ら之を誇れり。女王も理論に於ては尙此權利を認めたるを以て毛布輸入税の如きはメリーの舊例を逐て課税を繼續せしも國會の承諾を経ずして内地税を課するに至らず。然れども内庫を以て富豪の財を借るとは前朝と異なる所なし但女王は期限に及へば必ず之を返付せしかば怨望を買ふに至らざりしのみ。

夫れ國會が租税を課し法律を定め及び請願又は條例に因て民の疾苦を救済するの權利は昭々として日星の如く如何なる暴君も公然之を無視する能はず而して此目的を達する手段として言論の自由は開會の初毎に議長之を君主に上奏するを例とす。然るに女王の世に至り此自由の危からんとするを見るや血性ある議員は奮て之が擁護に従事し國會と王室と之が爲に衝突し當初は王室勝を制したれども終局の勝は國會に歸せり。蓋し其第一に牴觸を來たせし問題は王位繼承の件にして是より先き國會は女王に配偶を求めんとを奏請せしに許可せられず尋て又國儲を定めんとを論争せしも女王は敢て意を留むる所なかりしかば此に至り國會は自ら王位繼承者を定めんとし爲に女王の怒に觸れ此件の議事を中止せられたり。國會は此を以て其利を侵害するものとし議論湧くが如く女王も遂に過を悔て其禁を解きたれども尙ほ國會が其問題に關し前説を主張するを思み解散の命を下せり。次に衝突せし問題は國教改良の件にして女王は宗教に關するを以て其特權の最大なるものとせしかば國會の宗教に容喙するは特權を犯すなりとの理由を以て殊に之れを憤り原案を提出せるステイツクラントを樞密

院に召喚し再び議場に出席するとを禁せり。但下院の激昂せるより已を得ずして之を釋るせしと雖も問題に就ては固く執て動かず而して下院も之に屈する所なく其議案を上院に回送せし處上院は政府に左袒して之を否決せり。千五百七十二年の國會はエリザベスが議事を妨碍したる例證を示せるものなり。此時國會は蘇格蘭の女王メリーをして英國の王位を繼ぐことなからしめ若し爲すとを得べくんば後患を絶つが爲に其生命をも殺害せんと望み之が議案を調製せしにエリザベスは其慣手なる隱微政略を施し宰相をして下院に告げしめて曰く朕はメリーをして位を繼がしめず、又位を繼がざらしめず、而してメリーに關する議案は樞密院に命じて之を作らしむべきが故に國會はメリーに關して演説討論をなすべからずと。其後又議長を経て下院に告げしめて曰く女王は下院が國教僧徒の檢閲を経ずして宗教に關する議案を受理するを好まずと。千五百七十五年の國會に於けるウエントウオルスの演説は此の如き壓制の反動に外ならず。其言に曰く我が自由言論の權利は前回兩度の開期中屢ば沮害せられ殆ど其存在を失はんとするに議員の恬として顧みざるは何ぞや、見よ下院に於て此事は女王

の欲する所なり、此事は女王の欲せざる所なり、故に云々せざるべからずと云ふが如き偶語は人々の口耳相接するに非ずや、加之勅使の來て命令を傳へ禁止を行ふとは數ふるに追あらず是れ言論の權利を犯すの甚しきものなりと。更に一步を進め凡そ人として過失なきはなし我が貴ぶべき女王陛下と雖も亦然り、而して其過失たる陛下に在ては重大にして且危険なるものなりと論じ女王の不慈酷薄なるとを指摘せしかば聞く者之が爲に錯愕惶懼して色を失はざるはなし。抑當時議員の君主に對する言動に關しては國會の規則未だ備はざりしのみならず憲法上に於ても今日の如き元則は亦未だ之れあらざりしなり。然れどもウエントウオルスの所論に至ては直ちに君主の稅政を非毀するものにして國會演説の面目を失するの咎は終に追るゝを得ず。但一方より之を視ればエリザベスの驕傲なる自ら標置すると甚だ高く從て政海の重要なる處置に就ては天下に對して其責に任じたるに似たり。女王の宰相が己の意見の君主に容れられざることを國會に辯疏したる事實に徴するときは女王の政治は概ね其獨斷に出で必ずしも輔弼の獻替せる所に非ざるを知る。願ふに何人か君主に代て其責に任せざる可

らずと云ふが如き理論は當時の人の夢見せざる所にしてエリザベスが臣民の怨府となり議員と論鋒に罹り威嚴を汚辱毀損せしものは職として此に由る。然れどもウエントウオルスの演説は常度の外に出でたるを以て下院も始は其奇矯に驚き尋て其失躰を覺り既にして其亡狀を惶懼し協議の末先づ之に退場を命し院内に在る樞密議官を以て懲罰委員となし其不敬を按せしめたり。ウエントウオルスは委員の職權に服せざりしも委員が己れの下院議員たる資格を以て罪案を審判し樞密官たるの資格を以てするに罪さるとを告ぐるに及び始て其糾問を甘受せしが下院は委員の報告を得たる後遂に倫敦塔に禁錮せり。一ヶ月の後女王は其罪を赦免し之をして議席に服せしむべきとを國會に勅諭せしにより國會は議長を以て譴責を加へ拜跪謝罪の禮を行はしめ後始て之を釋るせり。夫れ下院が王室を敬するの念より自ら自由言論の權利を犠牲にせしは可なり然れども自由言論の權利を犠牲にせる問題は實に自由言論の權利屈伸に關する問題より起りしなり。今や枝葉の問題に精力を用る意に根本の問題を料理するに及ばず則ちウエントウオルスの禁錮は下院に取て何の益かある。

尋で千五百八十一年議長職の制可あるに際し大法官は之に諭示して國會の宗教及び君主の身上に關して容喙せざらんとを望めり。時に宗教改革の世論漸く喧すしく政府も少しく顧慮する所ありしと雖も未だ勝を國會に制するに至らず。次期の國會に於てコークと云へる人國教改革案と新定祈禱書とを提出せしに議長は其朗讀を拒み若干の議員は朗讀を主張し討論數日に亘れり。然るに次回の會日に於て再び此問題を争はんとするや原案は附屬の冊子と共に既に去て女王の掌中に在り。是に於てウエントウオルス國會の權利に就き嚴重なる質問書を提出せしに議長は之をも朗讀するとをなさず竊に之を朝俸に示し朝俸は之に因て罪を羅織しウエントウオルスを捕へて獄に投せり。是れ亦自由言論の權利が屈辱を蒙りたる一證なり。

千五百九十七年と千六百一年の國會に於ても政府は例の如く國會に向て演説の自由を濫用過張するなからんとを諭告せり。然るに九十七年の國會は君主に對し品物專賣の弊害を侃々論斥して能く其目的を達したるが元來國王は擅に一切の通商を處理するの特權あり。エリザベスは此特權に本き其寵臣に特許狀を與

へ特種の品物を專賣せしめたるなり。勿論大抵は外國産に限れりと雖も人々日常必要の物たる鹽、樟、石炭の如き亦專賣品に屬し專賣者は之を商會に賣り商會は最高價を以て之を需用者に鬻ぐが故に人民の不便勝て言ふべからず。是れ國會の取て以て問題となせし所以、而して千六百一年の國會に際しては專賣品の種類益、加はり、之に屬せざるものは殆ど罕なりし由は社會の不平も愈々甚だしく下院に於て專賣品の目録朗讀せらるゝや、一議員は忽ち絶叫して曰く麵包は其内に在らざるかと。又曰く今にして弊竇を絶たざらんには次回の國會には麵包も亦遂に官商の壟斷に歸せんと。此演説は下院を鼓舞して大に反抗の氣勢を揚げしめ、政府黨も復た如何ともする能はず、エリザベスは勢の不可なるを見國會の請を許容して專賣廢止令を出たせり。

之を要するにエリザベスの國會は憲法上固有の權利と先例に因て己れに屬せしむべき權利を遂行するに足らざりしは事實なり。然れども又未だ嘗て或る史家の誣ゆるが如き卑屈の集會に非ず。但其議員の多數は政府の傀儡なりき、然らざるも容易に政府に威嚇せらるゝ者なりウエントウオルスは孤立して援くる者な

りき。然りと雖ども下院の開會毎に絶ず國會が公害を排除し公難を救濟するの一大權利を固執し靜沈なる決意と直截なる方針に従て動く所の一黨あり國會の名譽權力を將に絶えんとするに繋きたるは全く其力なり。

千五百七十一年の國會に於てはバルマエスの住所と被選權との關係に就き盛なる討論あり。案ずるにヘンリー五世の條例に由て確定せられたる召集令の明文に據るときは各シテ、各パーロは其區内の住民に非ざる者を選出するを得ざる規定なるに一方に於ては議員の職漸く功名の歸する所となり之が候補たる者天下に充滿すると一方にはパーロの内衰弊して其軀面を保つ能はざるものあるとに由り此規定は自然解弛して實行せられず。パーロ代議士の多くは他處の住民なり是に於て甲は以爲く勢此に至りたる以上は宜く已に空文に屬するヘンリー五世の條例を廢し現行の選舉法に法律上の効力を以てすべしと。乙は以爲らく宜く嚴に舊來の規定を奉行し毫も犯さしむべしと。甲の説に曰く苟も國家の大計に任ずべき人ならんには其住所の如何に由て之を舍つるは不可なり、安んぞパーロに住する者は賢にしてパーロに住せざる者は不賢なるの理あらんや、

且選舉の精神は全國民を以て全國務を理するに在り一都市一土民に私すべきものに非ずと。此議論たる下院の各議員は獨り其選舉區の爲に選出せらるゝに非ずして全王國の爲に選出せらるゝものなりと云へる重要なる憲則の首唱なり。然るに惜むべきは當時一般の政治思想尙ほ淺薄にして此理を解する者少く甲者の議案は委員會に付せられしが遂に成立するに至らざりき。

疊にも述べたるが如くテュードルの國會は一概に卑屈なりとして看過すべからざるものあり。其院内の規律を匡し秩序を保つとに就て種々の特權を得たるは即ち其明證なり。前段の敘事と同一の開期中國會はウエストベリーのバローがトーマス、ロングより四磅の賄路を受けて之を撰出したる罪を案し之に罰金を課せしが是れ選舉に賄路を使用せるとを罪したる嚆矢なりと云ふ。又議員が國會の開期中民事訴訟の爲に逮捕せられざる權利も亦エリザベスの時に至て鞏固を加へたるが、是より先きフランタヂェットの朝國會が此權利を主張して成功せし例は乏しきに非されども猶ほ國會特發の條例か又は大法官の令狀を要したり。然るにテュードルの世に至ては下院が自ら手を下して此權利の侵害せられたるものを

回復したることあり。則ち千五百四十三年下院議員ヨルジ、フェルラスが登院の途上逮捕に遭ふや下院は院丁を遣はし倫敦の獄守とシエリフに向て其解放を求めたるに許諾せざるのみならず反て院丁を侮慢せしかば獄守シエリフ及び原告人を下院の法廷に召喚して之を禁錮に處せり。而してエリザベスの末年に及び此特權は明文に掲げられ下院議員は下院の承諾を経ずして之を他の法廷に召喚拘致するを得ず若し之に違反する者は下院の特權を害するの罪を以て下院の命令により罰せらるべき規定となれり。此とは異りて千五百八十一年には下院議員なるアーサー、ホール書を著はして下院を誹謗せし罪により除名の上五百マルクの罰金を課せられ猶ほ且倫敦塔に禁錮せられたり。蓋し下院が自ら其議員に刑罰を加へしは此に始る。此を外にして下院が十分に贏得たる特權は撰舉に繋る權利方法疑點争訟等一切の事を審判處分するとにして從來はチャンシェリー法院専ら其事を管せしに千五百八十六年同法院がノルフォルクの撰舉を無効とし改撰を行はしめたるに際し下院は之を傍看するとを好まず將に進て自ら手を下す所あらんとせり。政府は議長をして勅命を傳へしめて曰く『陛下は既に大法官をして判

官と相議しノルフオルクの撰舉に關する葛藤を公平に審判するとを命じ玉ひたるが右は固より大法官の職務に屬し下院の與るべき事に非ざるが故に陛下は下院が分外の事に關涉することを嘉し玉はず』と。下院は此の如き諭告に頓着せず委員を撰定して撰舉の事實を調査報告せしめ遂に初に於て選舉せられたる者を以て合格と定めたり。抑々下院が其威嚴と特權とを固持するや上院と齟齬せる一事を見るも亦之を知るべし。千五百九十三年國會の開けしとき上院は女王の要求せる賦税の議に關し兩院より委員を撰み連合會議を開かんとを下院に請求し下院は之に應じたれども税額に於て各意見を異にし議相合はず。フランシス、ペーコン發議して曰く『賦税の金額の如きは上院の說に従ふも亦妨なし然れども賦税を承諾するに於て上院と連合して之を爲すは不可なり、之を如何と云ふに先づ賦税の議を開くとは下院の特權なればなり』と。此言は下院を提醒して益、特權を重せしむるに至り會々上院と第二の協議會を開かんとするを主張する者ありたれども十一票の差を以て廢案に歸せり。

第七編 ステューワルト王朝

第一章 ジェームス一世の政治

此雪の解くるときは應に洪水あるべしとは英國の臣民がエリザベス女王の白髪を指點して偶語せし所なるが女王の崩するに及び其言果して驗あり、之をステューワルト朝の歴史に徴して知るとを得べし。

ジェームス一世の猶ほ蘇格蘭に在るや英民は未だ深く其性質に通せず其英王の位を繼ぐに就ても異論なかりし處ジェームスが倫敦に來るの途上に於て忽ち其真相を看破し既に不服の色を見せり。今其顛末を案ずるに國教に不平を抱ける英國の僧侶等は新王に緣て改革の宿志を達せんと欲しジェームスを路に迎へて請願書を捧呈せしも王は之を省みざるのみならず未だ幾くならざるに布告を以て官吏及び有位の僧徒に命じ國教を嚴行せしめ又星院をして彙に請願を捧呈せる者の領袖を罰せしめたるが是れ實にステューワルト朝の初政にして前途の事想ふに餘りあり。

既にして王の私行を誹謗せる文書を頒布する者あり人心日に離反せしも王は侍臣等の諂諛に耳を傾け毫も悟る所あらず。其數年前蘇格蘭に於て著はせる『自由なる君主國の正則』に本づき君權の理義を宣誥せんとせり。而して第一回の國會を召集せる勅諭に於ては破産者並に方外者を撰ぶことなく生計裕にして品行善き者を撰ぶべきとを命じ又シエリフに令し古き都市にして凋弊の餘住民減少し前示の資格ある候補者を得る能はず又此の如き候補を選出すべき具眼者を得る能はざるべしと認る所には召集狀を發するとなからしめたり。右は下院が先王の時より確立堅持し來れる特權を侵害せるものにして下院の默從を期すべきに非ず况や即地に之を力爭すべき事實の生出せるをや。即ちバッキンガム郡の撰舉に於てフランスス、グロウドウヰンと云へる者樞密顧問議官ジョン、フォルテス、キューと爭て勝を制せしがチャンシエリー法院はグロウドウヰンが前年法外に處せられたる故を以て其當撰を無効としシエリフに命じて再撰を行はしめたる處此度はフォルテスキュー、其撰に當れり。下院は開會數日の後此問題の審議に従事し此に始て新君主との爭端を啓きしか下院は云ふまでもなくグロウドウヰンの當撰を有効なりと決議

せり。是時上院は此事に就き協議會を開かんとを下院に要求せしと雖も下院は其軀面を傷くるものなりとの理由を以て之を謝絶せり。然るに上院は復び勅命なりと稱して前請を強るしかば下院は更に決議により議長及び若干の議員全院の總代として參内しグロウドウヰンの撰舉に係る決議の理由を面奏すると定め終に王と交渉數回に及びし後其諒旨に従ひグロウドウヰンとフォルテス、キューとを併せて無効とし新に補缺撰舉を行ひ以て其局を結べり。抑下院の多數は此を以て自家の勝利として大満足を表したれども此をエリザベスの時曾て撰舉に關し全然其權利を保ちしに比する時は安んぞ慙色なきを得んや。而して此より後王か下院の撰舉上の特權に關し復た云々する所なかりしは下院の幸と謂ふべきのみ。之に尋で下院が力を用るし所のものは議員が國會開期中逮捕せられざるの特權にして議員サー、トーマス、シャーレーなる者負債の爲に禁錮せられしを以て下院は獄守に向て之が釋放を求めしも之を肯んぜず。是に於て下院は獄守を倫敦塔に入牢して懲らしめんとしたれども獄守は己若し債務者を釋るすときは之に代て辨償の責を受けんとを恐れ頑として應ぜざりしかば下院も已むを得ず人

をして王に説かしめ僅に目的を達せしとあり。乃ち以上の如き不便なからしめんが爲に新に條例を設け債權者をして國會の特權により一旦解放せられたる議員の債務ある者に對し閉會後更に提訟するを得せしめ又此の如き場合に議員を放釋する獄吏又は監視人をして爲に責任を受くるとなからしめたり。

是より先宗教會議か勅允を得て新定せる教律は本と僧徒の爲に設けたるものなるも勢の至る所自然効力は國民全體に及ぼし或る場合に於ても平人も亦國教信奉の宣誓をなさざるべからず其極遠國教徒は公權を享くる能はざらんとせしが故に下院は上院と謀りて國教の專横を制せんとせしも直ちに其功を奏するを得ず乃ち姑く此問題を含き國王の古來濫用せる特權に基づく所の弊害を矯正するに力を致せり。此弊害はバルツェーヤンスの稱するものにして古來國會が條例を以て之を廢止すると三十七回に及びしと雖も屢々空文に歸し以て今日に至りしものあるが此バルツェーヤンスと云へるは即ち國王の御用品として人民より實價に比し非常の低價を以て食料及び其他の物を強買するとしして綠色の衣服を着けたる官吏をして其事を司らしめ命に従はざる者は之を禁錮に處するが如き殆

と常例たり。下院は此問題を委員に付したる後上院と協議會を開くまでに至りしが上院は新王第一の議會に之を提出するは得策に非ずとの意見を抱きたため事竟に調はずして止めり。是に於てか下院は其次回なる千六百五年の國會に於て強買廢止案を提出せしに上院の否決に遭ひたるが下院の倔強なる之が爲に沮喪せずして再び該案を上院に送付せし處上院に於て此度は討議をもなさず直ちに之を棄却せり。是れ同一の開期に同一の議案を再度提出すべからずと云へる規則の源始なるが如し。

千六百六年即ち第三國會の問題は英蘇連合の利害にして兩國の連合はシェームスの宿望に繋りシェームスの意に推すときは兩國の立法部までも連合せしめんとするに在り。シェームスは下院の議己に與みせざるを怒り激語を以つて之れを威迫し諷語を以て之を諷刺し殊に議員の或る演説を引擧して不滿の意を述ぶる所あり。夫れエリザベスの時に方ッてや下院が女王の怨言に堪えず狂て其意に従ひたるの例なきに非ず。然れども時世の推移に従ひ人民の感情復た當日と同じからず而してシェームスは之を察するの明を有せず。蓋し女王の治世に臣民の忠情

と畏敬とに由て支持せられたるものにして敵國外患は益々民をして心を王室に寄せしめ女王の剛邁英毅は常に民をして憚らしめたり。然るにジョームスは之に反し恩威兩つながら行はれず乃ち敢て女王の故智を襲はんと欲するも豈に能く成る所あらんや。果せる哉下院は憤慨の演説を以て王の處置を痛斥し竟に決議により議長をして奏せしめて曰く陛下若し下院の意を知らんと欲せば當に之を下院に聽くべし私の報告に依頼するが如きとなからんを希ふと。又曰く陛下は勅使を以て下院が忌憚する所なく十分の自由を以て討議を盡すことを望まると聖慮を示し玉ふべしと。翌日王は議長を経て己は下院の特権を保持するの意にして就中演説の自由は之を重んずるの意なるとを傳へしめしが其舌未だ乾かざるに幾何もなく勅使を下院の議場に送りて討論に干渉せしめたり。

斯くジョームスの政府は英蘇連合問題に就き百方下院の掣肘を忌避せしが此と全く種類を異にせる事跡に於ても亦力めて下院の干渉を免れんとせり。爰に千六百四年政府の西班牙と和親を結ぶや輿論に反きたるものにして當時西班牙は航海の權を專占し其區域極て廣く之と衝を争ふ者なきに際し英民はエリザベス時

代の盛運を回想し争利の念禁ずる能はず時に西班牙の權を侵すとあり。兩國臣民の争訟は絶ゆる時なく利害互に相反するに拘はらずジョームスは動もすれば西班牙に昵まんとするの心あり。ジョームスが人望を失ふ所以にして足らずと雖も未だ此事より甚しきものあらず。適千六百七年至り商人は西班牙より受けたる損害に關して請願書を呈出せしが下院は委員の報告を終りたる後上院に協議會を要求せしに上院は前度より政府と結托するを以て此の如き問題に下院の干渉するは異常なる由を答へて容易に承諾せず。己にして協議會に成立しサーフランシス・ベーコン其結果を下院に報告せしが之に據るに當時上院の委員なるサリスベリー伯の演説は尤も政府黨の意見を窺ふに足れり。伯は先づ請願の價值より論じ來りて西班牙より蒙れる損害を極力輕言し其下院に呈出せられたるは事宜を得ざるを抗辯せるのみならず和戦の全權は英國の君主に屬するものにして此等の事に涉れる下院の請願は遂に成功したる例なしと云ひ且曰く國會が曾て和戦の議に與りたるとありとせんか是れ君相が人民熱望の公表を必要とする場合か又は廟議戰を主とし之が爲に軍資を要する場合に限れりと。殊に

知らず下院はリチャード二世ヘンリー六世の時曾て和戦に關し獻替するの權利を主持せるとあるを但其後此權利は中絶に歸せしと雖も民苦を至尊に通ずるを以て下院の權外なりとなすに至ては殆ど妄言と謂ふべきのみ。

是より二年を経國會の復た開かれんとするに當りエキスチクワー法院が行政訴訟に對して下せし判決は實に憲法の基礎を破壊せんとするものなり。何となれば國會の承諾なくして臣民に賦税を課するを得ずとは有限王國の有限王國たる元則なるに此判決は此元則を無視すればなり。案するに此元則の定まりしはエドワード一世の確定憲章に因り確定憲章はジョンの大憲章に比して更に嚴密を極め國王は古代の慣例に本づく者を除くの外國會の承諾を経ずして擅にエイド及びプライズを課するを得ずと。但エイドとは當時動産不動産税の稱呼にしてプライズとは關税を指せるなり。此に據れば國王が擅に關税を課する能はさるとは猶ほ助産不動産税に於けるが如し。然れども關税は他の賦税より課するに易く且つ直接に抵抗を受くるの累少きを以て税吏は尙ほ絶えず輸出入品の課税せるを以てエドワード及びリチャード二世の時下院は此弊害を訴へて止まざらんカस्ता

一朝に至り全く之を廢することを得たり。而してヘンリー五世最初の國會以來國王の終身トナーショバオンデーショを與ふるととなりたるは國會が之を以て國王に其關稅濫課の廢止を承諾したる報酬をなすの意に外ならず。然るにヘンリー以後關稅の弊再び舊に復せしがジュームス一世に至て益甚しくトナーショバオンデーショの稅率を超るとニシルリク六ベンスに及び然るにレーツと云へる商人は此の如き納稅を拒み終にエキスチクワー法院の裁判を受くるに至りたるに法院は國王に利益ある判決を下せり。當時判事長フレミングが其理由となす所の者を見れば一切の自由を亡滅せしむる曲説にして憲法の一厄と謂はざるべからず。其説に曰王は二種の權力を有し一を通常權と云ひ他を非常權と云ひ法律及び處之に従て分る則ち通常權とは一私人の福利を目的とし通常法廷の執行する所にして普通法に由る者なれば國令の可否を受くべきも非常權に至ては人民全體の福利を目的とする者にして其運用は一に慮慮に在り敢て普通法の制限を受けず是之を政治と謂ふ。而して關稅は外國貿易の結果なるに外國との通商盟約は王の專權するを以て既に其原因に就て專權を有するものなれば其結果に就

ても固より當に然るべし。夫れ海港は王の門戸なり之を開くも之を閉つるも唯王の欲する所是を以て關稅は王の非常權を以て之を斷ずるを得るものなりと。元來羊毛又は葡萄酒の課稅は國王の專擅に本づき國會の與りたる所に非ざると否とは議論の要點に非ず何ぞや其此後特權を制限せる國會の條例にして存在する以上は既に特權に非されはなり。故に判事の一員クラルクは曰くエドワード三世以來發布せられたる此種の條例は後裔を拘束するの權なしと。

サリスベリー伯宰相となり王の負債巨額にして他に辨償の途なく國會に絶えず供給を仰かんか其の度毎に争辯の煩あるも必成を期すべからざるが故に一舉して國會より永久年毎に二十萬磅を與ふべき承諾を得んと欲し國會より提出する革弊の要求は己が全力を以て採可を謀るべき事を約せり。已にして千六百十年の國會は時弊を列擧して王の猛省を促せしが其重要なる條項に至ては概ね容れられず之に次ぐに解散の不幸を以てせり。國會の要求せし中に於て王の布告權に關せる事あり政府との交渉未だ終らざるに際し判事長サー、エドワード、ヨークは左の二ヶ條に就て諮問を受けたり。曰く王は新に倫敦府内に家屋の建築を禁ず

るの布告を發するの權ありや曰く麥より糊を製造するを禁ずるの權ありやと。ヨークは之を以て重大の問題となし請て同僚三人と協議せし後其意見を述べて曰く王は布告に因て新に罪科を設くるとを得ず是れ王若し之を爲すとを得るときは如何なる國法をも變更するに至るべきを以てなり。又王は國法の許さざる特權を有するとを得ず唯た王は布告を以て人民に法を守り罪を犯さるとを諭し従はざる者は法律に因て之を罰するを得るのみ。又王は星院に於て罰すべからざる罪を布告に由り星院の管轄に屬せしむる能はずと。蓋しヨークは英國古來有數の大法律家なるが其人と爲り狹隘にして剛愎なるが上に其始め王室に依附して人民に疾視せられしに一旦判事長となるや忽然豹變して獨立特行の舉指に出で遂に法理上より君主の特權に一大痛撃を加へて自由の主義を扶植せしは後世の多とする所なり。

王既に國會を解散せる後益々府庫の空乏に苦しみ屢々強借を試みしも時運の然らしむる所商人も亦た氣概を生じ劇しく之を抵拒せしかば賣爵を以て一時の急に應せり。然れども固より足るべきに非ざるを以て忍て國會を召集せざるべからざ

るの必要に逼りし際廷臣中の策士輩は王に説て曰く從來下院に於て反對議員の領袖たりし輩は既に政府に買収したれば復た恐るゝに足らず是より進て院内の法律家を蠢惑し囁着し地方の紳士農商を籠絡して我用を爲さしめば下院を御する易々のみ且自ら進て國王特権の内讓て損なきものを譲り以て重要の特権を存するの手段となすが如きは策の尤も得たるものなりと。此の如く議會の情勢を窺ひ國王の對議會策を便にする徒を稱してアングデーカーと云へり。

千六百廿一年の國會に於て尤も記するに足るものは彈劾事件にして是より先專賣の弊害は頗る物議に罹りしかば其實政府初より專賣人と結托して利を貪る所あるが故に其實重に政府に在りと謂はざるべからず。然れども世人の疾視する所は專賣人にして其中モムブソンなる者詐僞の痕跡ありしを以て國會は之を彈劾せしにモムブソン恐れて海外に出奔せしを以て國會は殊更に之を逃れしめたる治安裁判官ミッチェルを彈劾して倫敦塔に禁錮せり。未だ幾くならず大法官ベロンも亦收賄の爲に彈劾を受け四千磅の罰金を課せられたり。蓋し國會の彈劾は千三百七十六年ラティマを彈劾せしに始まり之に次で千四百四十九年サフホ

ルク公の彈劾あり其後久しく中絶の姿なりしが此に至て復た其特権を揮ひたるなり。已にして此國會は弊政矯正の事に關して逆隣に觸れ停會の命を受けしが五ヶ月の後復開會するやサー、エドワード、コーク、發議に因り太子チャールズと西班牙王女との結婚を止むべきとを請願せんとせしに王は議長に旨を諭して曰く此の如きとは國會の權外なるを以て縱令請願書を呈出するも之を嘉納せざるべしと。下院は又委員を撰びて請願書を起草せしめ國會が君主の名譽と安全とに關すると及び國家の利害を議するは決して不倫の事に非ず又其言論の自由は古來祖先より傳襲せる明白の權利なる由を陳述せり。然るに王は勅答を與へて曰く國會の特権は先王と朕との恩惠より生したる者にして臣民が其祖先より繼承せる權利に非ず國會が其職分を越えざる間は其特権を保護すべきも若し濫に朕の特権に干渉せば朕も亦國會の特権を破るに至らんと。國會は此に對して大に警戒する所あり遂に抗辯を議決して之を記録に登載せり千六百廿一年十二月十八日のプロステーションなるもの即ち是なり。曰く

國會の自由と特典と職權とは英國臣民が古來世襲に因り其生と共に享けたる

明白なる権利なり。

君主國家國土の防備國教法律の制定保持弊害の矯正に關する事は國會が商議討論すべき當然の問題なり

此任を盡し職を行ふが爲に下院の各議員は自由演説の權利を有する者なり有すべき者なり

下院は其宜しきに從て問題の順序を定め之を議するの權利あり而して各議員は其演説に關し國會の中に在て彈劾禁錮妨害を免るゝの自由あり(但國會自ら之を罰するは此限に非ず)

議員が國會に於て君主に對する言動に關し糺すべく問ふべきものあらば全院の意見と承諾とに因りて之を君主に上聞すべく君主をして私人の報告を倚信せしめざるべし

王は二週間の停會を命じたる後國會を解散せしが其間に於て議事録を呈出せしめ抗辯の處を塗抹して餘憤を洩らし又ヨーク以下偏強なる議員を獄に投して甘心せり。此會期に於て尤も特書すべきは貴族院の一部の政府に反對せしことに

して此の如きは從來多く見ざる所なり、但其人數は極て少數なりしと雖も皆院中の錚々たる者なり。是れ豈に國民の精神將に一變せんとするの兆に非ずや。

其後千六百廿三年の國會が專賣を許可する布告を無効とし同廿四年の國會がミッドルセックス侯を彈劾せし外ジエームスの世を終迄で別に記すべきものなし。蓋しミッドルセックスの彈劾は正則の手續を経て行はれたるものにて之をミッドル又はモムブソンの時に比すれば大に進歩を徴すべく國會は此に至り全く憲法上より享有せる彈劾の權力を恢復せり。

第二章 チャールス一世と權利請願

チャールス一世の歴史は父王の歴史を延長せるものゝみ其權勢の觀念は粗一樣なるも其之を發するや父王に比して更に誇大猛銳なるものあり。是れ全くチャールスの性質に本づけるが如し。蓋しジョームスは英國の主權を誤解せるが爲に内政の意見盡く失錯に歸し西班牙の勢力を過信せるが爲に外交政略常に蹉跌を免れざりしと雖も其自負する君略國王の術の存する所は必要上時として寛政を行

ひたることあり。強て民心に逆ふ性質には非ず。チャールズに至ては未だ曾て民怨の恐るべきを知らず一方に於ては百事ベッキンクハム侯の指道を受くるも一方に於ては頑陋執拗にして毫も己を屈することなし。故に父王と同一の失政なるも人民反抗の度は遠く其上に在り。即位の初三ケ年の間に於て貴族庶民僧侶をして盡く己れを敵視するに至らしめたり

チャールズの時世を審にせんとするに當り先づ知らざるべからざるは當時下院の狀態なるが是より先商業の勃興よりして獨立富裕の人士英國に輩出し古代貴族の抱きたる自由の精神は此の輩の中に移れり。而して代議士は概ね此一流より撰出せられ雜ゆるに職業の上より能く國憲の典故原理に通ぜる大法律家を以てす。今や英王が新に隙を生ぜんとする對手は即ち斯の如き者なり。又王と國會との衝突せし所以を審にせんと欲せば當時能く君主に抵抗すべきものは國會の外更に之れなきとを知らざるべからず。顧ふにテュードル以來行政部の權力大に増加し國民が王を制するの道は只國會が賦稅供給の權あるを恃むのみ。抑前二王の時より國民の感情は皆新教に嚮ひ其身の自由と權利とを重んずることを

除き未だ宗教問題の如く利害を感せしものにあらず。自國に在ては發して舊教徒を迫害するの法律となり、外國に關しては發して新教徒に對する聲援となれり。國民がチャールズの佛國と婚姻を結ぶを聞て狂喜せしは全く是が爲にして佛國は新教國なるを以て舊教國を代表せる西班牙に打撃を加ふるの第一着となせしに外ならず。抑英民が此望を屬せし所以はチャールズが佛の王女と婚を舉ぐるを見て王と其輔弼なるベッキンクハムが新教主義の結果なりと信ぜしに由れり。然るに王とベッキンクハムは此の如き深意あるに非ず只其曾て西班牙に抵りしとき不快の事ありしを合み急に該國との縁談を絶ちしが此に至て西班牙の敵なる佛國に好を通せしは西班牙に辱を與ふるの意のみ。故に佛國との條約には反て舊教徒を寛容するの個條あり是れチャールズが人望を失ふの初なり。第一の國會は千六百廿四年六月に開かれしか此國會は信を國王に置かずしてトントンパオンデーの供給を僅一年間に限り王がベッキンクハムをして四万磅の少額を要求せしむるや國會は尙且弊政改革を先にせんと主張したるが爲に解散せられたり。然るにカデゾの遠征一敗地に塗れ財政益々困難に赴きしかは王

は第二の國會を開かざるを得ず。

千六百二十六年の國會は委員を設けて弊政を調査せしめ之が矯正の成算定るを待て賦税供給の事を議せんとせり。王は國會がベッキンクハム公を以て弊政の根源とし其彈劾に出んとするを知り使を國會に遣はして先ず其不可なることを告げしめたるも國會は反て之か爲に激昂しターナルの發議により彈劾と決せしか是より先ベッキンクハムはプリストル伯が首として己を彈劾せんことを恐れ王に讒して之を禁錮せしのみならず國會の開會に先きだちて召集状を送らす而してプリストルが其不法なることを訴ふるに及び召集状は則ち之を發したれども國王の私書に由り參會を禁じたることあり。又マーシアル伯もベッキンクハムの敵なりしかば罪を構へて之を倫敦塔に投せり。マーシアルの事に關しては上院其特權を主張し王に迫て三ヶ月の後之を放免せしめしがプリストルの問題はベッキンクハムの彈劾と共に下院に見はれたり。而して下院は王のプリストル問題を先にせんことを望むに拘はらず直ちにベッキンクハムの彈劾に着手し財政紊亂官爵の賣買及び新教妨害の目的を以て佛國に軍艦を貸與せしこと先王を毒殺せし

と等を以て罪案となせり。毒殺の一事は果して眞ならんかチャールスも亦罪を分たざるを得ず。然るに下院が忌憚なく之を明舉せしに由れば如何に人心の激昂せしかを知るに足らん。王はベッキンクハムの危きを見るや遂に國會を解散せしが其神速を欠きしが爲に下院は其間を以てレモンストランスと云へる一種の諍議を作り王の無道を明かにせり。

チャールスは兩期の國會に於て大に望を失ひしかば暫く國會を経ずして求むる所を充さんと欲し或は大璽を以てパオンデージョンチーを賦課し或は内璽を以て強借を募り或は委員に命じ舊教徒より月々科金を收めしめ又各地に兵を送りて人民を威迫し掠奪至らざる所なく軍律ありと雖も行はれず。蓋し政府が聚斂の口實となす所は西班牙の來寇に備ふるに在りと雖も當時此の如き兆候は毫も之れあらざりしなり。此會に大陸に於ては新教の反動として舊教の再燃するあり。英國も亦其影響を免れざりしが此徒君權説を主張するが爲にチャールスの寵する所となれり。此の如く不正の課税兵士の屯集舊教の盛運等人民の不平を招くもの百出せるに際し強借を拒みたるが爲に禁錮せられたるコルベット、タル

チル、アール、ハムブデン、ローウエニング、ハム等の五名士人身保護狀を要求せしに政府之を拒みたるを以て益々人望を失へり。

其後王は曾て西班牙征伐に失敗せしにも懲りず又隙を佛國に生じライ島に師を出せしも功を奏せず軍費全く乏しかりしかは遂に千六百廿八年を以て第三の國會を開けり。王は人心を收攬するの策として曩に強借に應せざるが爲に入牢せられたる者七十八人を免しプリストル、マーシアルの議席に就くとも許可せしが新に出獄せる者の中廿八人は擧げられて議員となり政府に甘心せんと欲するのみならず其他の新議員も率ね政府反對黨にして第一着として弊害の調査に従事したる上國王に向ひ弊害の矯正を待て軍費を給すべきことを約し先づ前日の人身保護狀に關して調査をなせしが王は其間屢々使を以て急に軍費を議決すべきとを求めたり。然るに下院は軍費供給と弊害矯正とは兩々交換すべしと云へる慣用政略を執て屈せず諸種の弊害に關する幾通の請願書を合して一大請願書となせしが所謂權利請願パライノソフライトとは即ち是なり。其要點は四個にして當時國民の尤も怨嗟せる弊害を陳述せり。

- 一 何人も國會の許可なくして強借獻金又は租税を徵求せらるゝことなかるべく之を拒絶するが爲に危害を被ることなかるべし
 - 二 何人も理由示されずして禁錮に遭ふことなかるべし
 - 三 兵士は人民の承諾を経ずして其家に宿することを得ざるべし
 - 四 靜謐の時に於て委員を設け軍律を以て人民を罰することなかるべし
- 元來請願を採可する時の勅答は望に從て法律たらしむべしと云ふべき常例なるに王は權利請願に對し冗長にして曖昧なる勅答をなせしが故に下院は其不當を鳴らし議論百出するに方り議長は王の意を迎へ反對議員の言論を妨けたるを以て頗る騷擾を極め議長も之を如何ともする能はず王も議長の報告により下院の狀態恐るべきものあるを知り枉けて正式の勅答を下せしかば下院の喜意外に出て直に賦税を議決して之に酬ひたり。然るに下院は王が妄に牽強なる解釋を請願の本文に下しバオンデーショとトンチーショとは第一條の例外となすことを答め將に排斥せんとするに由り王は突然停會を命ぜり。
- 既にして國民の怨府たるパッキング、ハム公はフルトンと云へる者の爲に暗殺せら

れたれども之が爲に英國の政況は毫も前日と異なる所なくサヴウヰル、ノイ、リットルトン等宮廷に跋扈して第二のバッキンクハムとなり従來硬骨を以て聞えたるウエントウオールの如きも節を變じて政府となり貴族に愈せられ臣民の自由を侵害すると昔に譲らずパオンデーショとトンネーショに於て最も甚し。是に於て千六百三十年一月の國會は之を以て權利請願の違犯として調査委員を設けしが忽にして解散の命に接し既にして再ひ開會するや復た停會を命せられたり。四月國會の開かるゝに及び王は權利請願問題の再燃せんとするを見、議長をして停會を行はしめんとせり。然るに政府反對の議員ダンゼル、ホーリス及びヴァレンティンの二氏は豫め之を洞察せしかば早くも其席を議長の傍に占め議長が停會を命じて將に去らんとするに際し左右より之を捉へて去らしめザホール氏は急に懷を探て抗議書を朗讀せしが其主意は苟も心を羅馬法王に傾くる者國會の許さざる賦税を課せんと欲する者甘むて此の如き賦税を納る者は國家民人の大罪人なりと云ふに在り。王は國會の形勢不穩なることを聞き之を解散するが爲に親兵を送遣せしに戸を閉して入る能はず將に之を破て入らんとするに先だち國會は

既に抗議の朗讀を終へ自ら休會を決議せるを以て兵士は手を空ふして歸去れり。王は直ちに解散の勅を發すると共に正議の士ホールス、ヴァレンティン、セルドン、エリオット等を獄に下し爾來專制政治を行はんと決心せり。

是よりチャールスはロード、ウエントウオールス等の輔佐に由り十一年間國會を召集せずして政を行ひ不法の賦税を課して政費を充たせしが猶ほ未だ十分ならざりしを以て遂に船税法を案出するに至れり。此方案は千六百三十四年ノイの獻策せる所にして國防を口實として人民に船艦の製造を命ずるものなり。其初は沿海諸港に課せしも後には内部州郡にも亦之を課せり。然るに政府の製造を命じたる船は頗る巨大にして實用に適せず乃ち知る政府の意は國民が命を奉じ船を造ることを主とするに非ず國民をして其費を政府に納めしむることを望むに在り。是に於てか製艦は一種の税たるに外ならず。

適々政府部内に於て無二の聚斂家なるランチ判事長となり船税の訴訟ある毎に僚屬を驅て政府に利益ある判決を下し人民冤を訴ふる所なきに當りバッキンクハム郡の紳士マヨン、ハムブデンなる者驟然起て權利を主張せるあり。其課せら

れたる船税は僅々甘シルリツクなるに拘らず之が納付を拒みエキスチクワ一法院の審判を受けることとなりしがハムプデンの論據は船税には先例を適用すべきに非ざるが上之を課すべき時勢の必要を認むる能はず究竟古來の條例に違犯するのみならず權利請願に違犯せる課税なりと云ふに在り。裁判官の中七人は政府に左袒し五人はハムプデンに左袒し終局は政府の勝利に歸せり。然れども是れに由て人民は政府の船税を課するや之れを人民の好意に基づけるに非ずして人民の義務となすを知り一層抵抗の念を長せし爲め政府は反て不利益を招けり。其後王は蘇格蘭の反徒を平げんとするに當り軍費を得るの途全く絶たるを以て已むを得ず國會を召集せしが其開會せられたるは千六百四十年四月十三日にして所謂短期國會ショート・ターム・パリアメントなるもの即ち是なり。チャールズ國會若し十分の賦税を供給せば弊害の匡正を求むるを得べきことを告げしめられたれども國會は王を信せざるを以て先づ弊害を匡正せざれば賦税を議決せざるべきことに決し弊害を分て國教の變動財産權の侵害國會特權の破却となし之を委員に付託せる後將に上奏に出んとせり。會々王は國會に告げしめて曰く若し若干の賦税を供給せば船税の特

を抛つべしと然れども下院は夙に船税を以て吾が權利を犯すものとなすが故に更に價を出して之を贖ふことを欲せず必づや弊害の匡正を待て供給をなさんと欲せり。是に於て王は直ちに國會を解散せしが開會より此に至るまで僅に三週日に過ぎざりき是れ短期國會の名ある所以なり。

蘇格蘭出征の師は容易に敗績し英の北部は全く敵に歸し國事日に非なりしかばチャールズ手を措く所を知らず姑く蘇軍と休戦を約し新に國會を召集せり是れ即ち長久國會ロング・ターム・パリアメントなり。

第三章 長期國會

夫れチャールズは遽に短期國會を解散せり務て弊政を固持せり官民の睽離此に至て益々甚しく新國會が短期國會の如く實着濃厚なるものに非るべきは何人も豫想せし所にしてピムは則ち言へるあり苟も時弊を除かんと欲せば根柢より一掃せざるべからずと。然れども當時改革派の領袖たりし人々は決して破壊主義を取れる者に非ず決して共和政治を唱へたる者に非ず又決してピューリタン宗

徒なるにも非ず其主意は政治的にして其見識は保守的なり。販する所はメチエ
 ーアルト諸政の醸したる弊政とロードの馴致せる宗教跋扈とを矯むるに在り。
 是れ一は國憲を蔑如して其存立を危くし一は人民思想の自由を滅絶せんとする
 の恐あるに由る。而して諸子が革弊の方法と爲す所のものは他なし曰く古來の
 憲政を復するのみ國會が數百年の力を費して贏ち得たる特權を振作するのみ。
 然るにビュリータンの人士は等しく改革を唱へたれども其所見に至ては大に異
 るものあり此徒はカルヴヰンの創創せる教會の體制に心酔するのみならず國家
 を以て教會に附屬するものとなし人は神に仕ふる者なるが故に人の政府は教會
 即ち神の政府に従はざるべからずと言へり。而してカルヴヰン派の教會はプレ
 シビテリアンと稱し共和政治を行ふが爲に此宗門の盛なる處に在ては國政上に
 も共和の觀念を胚胎するは自然の勢にしてポトランドの聯立地方と佛蘭のヒ
 ユゲノット地方の如き之が實例を示すものと謂ふべし。是故に概して之を言へ
 ば長久國會の時に於ける改革者は自ら二派に分れ一を政治的改革者とし一を宗
 教的改革者とす。而して此二派の中に就て尤も熱中に尤も猛烈なる者を求ると

きは則ち宗教的改革者に若くはなし。是に於て政治的改革者は自家の改革を遂
 げんとするに當り假令己れに利害なき宗教問題なるも亦之を賛けて我勢を張る
 の手段となし且彼輩の熱心と銳氣とを利用して政治問題の活氣を煽揚するの策
 に出づるを以て當時宗教問題の屢々國論に上り宗教と政治と相關聯することを
 知るは最も必要なり。

國會開會より僅に數日の後ヒムは下院に於てストラッフォルド伯彈劾の動議をな
 し院の議決を経て之を上院に通告せり。伯は即ち昔日民黨の領袖なりしウエ
 トウォルス氏にして一旦王黨に降り貴族に列し爵を授けられたる者なり。下院
 が彈劾をなすと聞くや大に之を憤り直ちに下院に赴て反對黨を威服せんと欲せ
 しも下院は反て之を憎み衆口一齊『退け』と叫びしかば伯己むを得ず悄然として
 退場せり。既にして下院は更めて之を召喚し其罪を鳴らして黒笏院吏の手に付
 せしが伯は遂に威力を以て争ふべからざるを知り唯々命に服し心陰に法理に由
 て無罪を辯せんと欲せり。尋で上院は下院より彈劾の理由書を領し先づ伯を倫
 教の獄に繋ぎ三月廿二日を以て審問をウエストミンスターの廳に開き中央には

上院議員判官として坐するあり其右には下院の彈劾委員とストラッフォールド伯の辯護人と相並で坐するあり而して玉座は判官の背後に設けられ儀式極て嚴肅なり。伯は辯護人と一二語を交へたる後、徐に起て自ら其の罪案を辨解せしは其沈着にして能辯なる大に傍聽人の心を動すに足れり。蓋し伯の罪案は三ヶ條より成り一をヨルク會議長の職務に於ける專横とし、二を愛蘭總督たりし當日の暴行虐政とし、三を君主に愛蘭兵を用ゐて王國を制壓すべき策を勸めたる罪とす。而して伯の願ふ所は唯叛逆罪たることを免るゝに在り伯は第一條第二條に就て巧妙なる辨疏を試み且曰く縱令一步を讓て下院の彈劾文の如き事實ありとするもエドワルド三世の定めたる叛逆罪を構成せずと。是實に其言の如し乃ち下院が之れを叛逆罪に致すを得ると否とは第三ヶ條の落着如何に繫れり。是を以て下院は重きを此點に置き第三條の審問に際して新證據を提出するの許可を請ひたるが之と同時に上院の判決が或は叛逆罪となさずして重罪となさんことを恐れ血液汚穢案に由て必ず伯を叛逆罪に致さんと欲せり。勿論此案も兩院を通過し併せて勅允を経ざれば効力を生ずるものに非ずと雖も下院の此に出づるは是れ

上院の審問を無視するに外ならず、但血液汚穢案提出の後に於ても審問は依然として繼續せり。然れども其實形式に止り復た重要視せられず而して下院に於てはデイグビー、セルドーン以下五十九名の議員は極力反對せしも大勢は全院を驅て容易に該案を通過せしめ上院に於ても亦大抵抗なくして議決せられ王も遂に五月十日を以て裁可を與ふるに至れり。

ストラッフォールドの彈劾たる當時の大事事件なるには相違なきも其處置往々權奇に失し識者より之を視れば毫髮遺憾なしとせず。然れども下院が其間に於て實利にして必要なる作用をなしたることも亦之を知らざるべからず。而して何事によらず宗教的改革者と政治的改革者とが提携事に従ひしは明白なり。彼等は各弊害の矯むべきあり、各安全の求むべきあり、政治の罪人たるストラッフォールド既に彈劾せらるる宗教の罪人たるロード獨り免るゝを得べき理なし。彼は果して彈劾を蒙りたれども其審問は故ありて遅延せられたり。改革黨は斯く王黨の兩巨魁を倒したるを以て進て他の輔弼大臣に甘心せんと欲し相尋て玉璽官フィンチ内務卿ウインデパンクの彈劾に出でしが此二人は共に海外に亡命せり。下院が復讐

の念は毫も之れが爲に減せず總ての僧正を以て、ロイドの罪に與れりとなし船税を可とせる總ての判官を以て、フインチの罪に與れりとなして之を罰せんとするに至り過激黨は遂に僧正の上院に列する權利を剝奪するの法案を提出せしが是所謂禁制案モトレイコンチヒルなる者なり。然るに上院は之に反對せしかば下院は益々激昂して根枝案エンフロンチヒルを提出して大僧正以下一切の僧職を全廢するの意見を發表せり。然れども王黨の謀略に由り此案は委員會に於て滯久しきに亘り容易に落着せざりき。下院は乃ち船舶税賦課を王室の權利なりと断定せし六人の判官を彈劾しキングスベント法院の判事長ペルクレーを其席に於て捕縛せしめ將來法官をして剛直ならしめんか爲に新に法律を發し凡て法官の任免は君主の意思に因らずして職務の功過に因るべきものと定め益々進て星院、高等法院、ヨルク會議等苟も普通法に由らずして肆に裁判を行ひ來れる法術は盡く之を廢止して一大弊源を絶てり。是より先き國會は屢々解散に逢ふの恐を抱きしと雖もヒムは此禍を轉して福となすの成算あるを以て緯々として餘裕あり。軍隊アームドフォースの報に接するに及び其の喜びや知るべきなり。曩には英國の北方に於て英蘭蘇格蘭兩軍の對陣せし以來

兩軍共に其の地に留りしが國會はリボンの條約に據り蘇軍に用度を支給するの責あり。之が爲めに英兵は反て十分の養俸を受くるとを得ずして將校の如きは國會を恨みて敵意を抱き指令官ウヰルモットは脅迫的請願を提出せんとするに際し王命に由て軍隊の顧問たりしがゴーリングは倫敦に突入してストラッフォルを救ふべきことを勧めたり。ゴーリングは此の如く王黨の利を謀ると共に因縁して功名富貴を得るの念に堪えず爲めに王に官位を請ひしも許されざりしかは忽ち其の志を變じヒムに向て隱謀の次第を密告せしに由り下院は大に戒心する所あり上院と相謀りて一篇の抗議書を草して之を全國に頒布せり。是より先下院は開會を頻繁ならしむるが爲め三年條例トリーニヤールを發せしが此に至り更に下院は其の意に反して停會又は解散せざるべしとの法案を議決し以て君主の特權なる解散の權を奪へり。是を永久條例と云ふ蓋し三年條例に據れば國會は三年毎に必ず召集せられざるべからず而して大法官は之れが爲に適當の時に於て新國會を召集するの誓約を爲すを要す。若し大法官之に違ふときは免官の上罰を蒙るべく此場合に在ては十二名以上の上院議員ウエストミンスターに會し召集の令を發

するを得。若し又上院議員之を爲さざるときはシェリフ、メーヨル、ベシェリフ等選舉に關係ある地方官自ら選舉會を開くことを得。シェリフ以下之れを爲さざるときは各地の選舉人自ら選舉會を開きて政府の令狀を待たずして議員を撰擧することを得。

此永久條例が王の裁可を得んが爲に捧呈せられたるは正に血液汚穢案と同時なりき、而してピムは王が遂に血液汚穢案を批准せると聞くや掌を拍て曰く王既に枉てストラッフォルドを我黨に與ふ最早我黨に向つて何事をも抗拒する能はざるべしと。果して其言の如く永久條例も亦裁可を得たるが是れ王に在ては國家の主權を以て國會に捧げしに均し。願ふに此時に至るまではチャールスも實に誠意を以て讓歩を行ひたるなり。蓋し其意以爲く幾何の權利を國會に讓ふことは反て重要なる王權の安全を保つ所以なりと。然るにストラッフォルドの處刑以來は深く民黨の無情を憤り己れの柔弱なりしを悔る是より陽に國會に屈從するも陰に復讐の念を挟み時機あらば必ず其讓歩せし所のものを恢復せんとせり。而て王の竊に恃む所の者は英倫の軍隊なり蘇格蘭の國民なり愛蘭の舊教徒なるが

英倫の軍隊に關しては曩時ゴリソングの反覆に由て失敗せしにも懲りず再ひ之をして國會を怨望せしめ以て吾爪牙と爲べきの計畫なりしと雖も國會は人頭税を起し之を軍隊の供給に充て其心を飽かしめたる後解隊を執行せしが爲にチャールスの計は水泡に歸せり。是に於てチャールスは蘇人を籠絡して吾用に供せんが爲に其首都エディンブルクに赴かんとす國會は其意思を察し姑く之を抑留して往かしめず。其遂に發程するに及び蘇國整理の顧問として委員を隨行せしめ以て王の動靜を伺ふの便を謀れり。蓋し是より先英蘇兩軍を解隊するに際し王が獨り愛蘭の兵を解くに慊焉たりしを見て益々疑を抱きしに由る。王はエディンブルクに駐蹕の間果してモントロースの言を聽きハミルトン、アルギル二公を捕縛すべき命を下し二公は冤を國會に訴へたることあり。加之愛蘭に於ても亦暴動あり人にて王の教唆に出るとなせり。是に於て下院は國民に訴ふべき決議案を提出するに決せしが此決議はチャールス踐祚以來の違憲なる處置を列擧し併せて下院の舉措極めて正當なることを辨疏せるものにしてレモンストランスなるもの即ち是なり。然るにチャールスを信ずる輩は此を以て黨派心に出てた

りとなし極力反對せしが爲に議事を開くに及び激論は數刻に亘り僅に十一票を以て通過するを得たり。

下院は一方に於ては此レモンストランスを國王に捧呈し一方に於ては之を印刷に付し普く國中に頒ちしが是れ下院が違憲の所行に出でたる端緒なるが從來同心一軌なりし下院は此に至て二派に分れ一は王室を警省するの手段既に行ひ得て十分なりとし、一は尙進て痛快なる方法を行はんとせり。蓋し下院の首領は王が暴力を以て復讐に出んことを恐れ軍隊の指揮を己の手に歸せしめんと欲し當時民兵の外軍隊なきを以て民兵の引渡を要求せり。是より先王の蘇格蘭に在るや國會に護衛兵を附屬せしめしに今や之を廢止せしを以て下院は益々疑懼の念を長じ頻に之を復せんことを乞へり。然れども下院は縦令護衛兵あるも若し王に利用せられて己の福を買はんよりは寧ろ護衛兵なきに若かずとなし其信する所のエッセキス伯之れが司令官たるに非れば護衛を要せざる由を主張せり。元來下院が護衛兵を必要とする口實は倫敦府内の暴徒に備ふるに在りしも其實は王が脅迫策を斷行せんとするを聞き戒心せしに外ならず。此時に當り王黨の壯

士と無賴の市民とは日に争鬪を起し府内の人心恟々として定まらず蓋し王黨の壯士は其服裝の華奢なるよりカヴァリアルと呼ばれ無賴の市民は其頭髮の形状よりラオンドヘッドと呼ばれたり。斯る騷擾の時機に際するも王は斷然として下院の要求を斥け之に諭告して曰く朕は君主の務として議員の危難なきを保すべしと。

王が夙に反對黨の領袖なりと指目して甘心せんと欲する所の人には下院のピム、ホールズ、ハセルリツゲ、スツロード、ハムフデン及上院のキムボルトン六名なるが千六百四十一年國會の開かるゝや検事長ハルベルトを上院に遣り叛逆の罪案を以て六名の引渡を請求せしむ。下院は其報に接し驚き且怒りしがピムより王が又ハムフデン等の書面を封したりとの報告を得益々激昂し王の所爲を以て下院の特權を侵すものなりとて將に之に關し上院と協議會を開かんとするに當り守衛長は令狀を携へて下院に來り五名の議員を拘致せんとす。下院は輒ち之を拒み委員をして王に奏しめて曰く事軀頗る輕からざるが故に熟議を経るに非されは命を奉する能はずと。翌日五名の議員は常の如く議場に出席し其無事なるこ

とを辯論せしが下院は王が兵を率ゐて將に來らんとすると聞き五人をして亡命せしめたり。已にして王下院に來り五人を搜索せしと雖も得る能はず失望して倫敦を去れり。

下院は直ちに委員を選みチャールズが國會に親臨して議員を捕獲せんとしたる事の當否を審査せしめ遂に議決して曰く王の所行は下院の特權を犯せるものなりと。而して從來王室に依附せし上院も亦王の暴虐を厭ひて下院と事を共にするに至り王は失望の餘兵力を以て最後の手段と思惟しヨルクを其本據に擬したり上院議員三十二人下院議院六十名は奔て之に投せり。下院は此時に際しても猶ほ民兵統率の權を王に要求せしが容れられざりしが爲め遂に自ら民兵に關する命令を發し各カウンティの兵馬都督を指定し國王は又之に應ずるが爲め兵部委員を置きしかば兩々並立て相軋り一郡の内に於ても或は國會の命に従ふ所あり或は王の令を奉ずる所あり全國騷然たり。

概して之を言へば倫敦附近と東部とは國會に與しウエールス附近と北部とは王室に心を歸せしものゝ如し王は遂に千六百四十二年八月廿二日を以て兵を擧げ

革命の戰爭此に始る戰爭の事實は普通の英國史に詳なるを以て敢て之を贅せず只概略を摘んで前後の針線たらしめんと欲するなり。

兩軍エツシヒルに於て始て戰を交へしより國會屢利あらず其能く王師に抵敵せしものは只東部の一隊にしてクロンウエルの督する所に係れり。既にしてクロンウエル大に王師をチースビーに破りチャールズをして蒼黃蘇格蘭の軍に投せしむ。是時に當り英國のピューリタン即ち清教徒は分れてインデペンデント、プレシビテリアンの兩派となりしが國會に於ては、プレシビテリアン方に多數を占め其宗派を以て國教となさんとしインデペンデント派は此を以て不當となし兩者交も款を王に通じ其力に頼て國家の目的を達せんとするに至れり。然るにチャールズは已に利益ある條件を固執して兩派の提議を拒みたるが國會は遂に四十万磅を以て蘇格蘭の軍よりチャールズの身を贖ひ之を我掌中に致せり。而してプレシビテリアン派の多數を占めたる國會はインデペンデント派より成れる舊來の軍隊を解き新に軍隊を組織し我が宗派の將校に隸屬せしめんことを議せり。此に至て曩に國會の内に於ける宗教上の争鬭は變じて國會と軍隊との争鬭となり結

局國會の敗にして十二年間武人政治の禍を發せり。夫の軍隊は國會の議決に對し苟も宗教自由の擔保を得るに非れば解散せざるべきことを主張し直ちにホルニビーハウスを圍て國王を奪去れり。尋で王はワイト島に逃れたれども復たカリスマルツク城に幽せられたるが此間王はアレシビテリアンの人々と和議の條約を試しも成らざりき。蓋し王は譎詐百端毫も信を措くべからざるを以て孰れの派も全く之と絶つに至りしなり。已にしてインデヘンデント益勢力を得兵士又王を捕へてハルト城に拘置しクロンウエル兵を以て國會を圍み盡くアレシビテリアンの議員を驅逐しければインデヘンデント派の議員國會を獨占シラムプ、ハリアメントと稱せらる。但ラムプとは脊骨の極端と云へる意味にして長期國會の末路を指せしに外ならず。而して英王チャールスを弑殺せしものは實に此國會なり。

第四章 王政復古

チャールス二世を迎立して立君制度を古に復したる國會は國王の召集令に由て會

合したるものに非ざるが故にコンヴェンションバリヤメントの稱あり。コンヴェンションバリヤメントとは猶ほ假國會と云ふが如し。而して假國會の當に力むべき所は政體激變の結果なる幾多の大問題を料理するに在り。是より先チャールスがブレダに在りし時將軍モンク書を以て其歸國を勧め建議する所あるやチャールスは英國の人民に對する約束の宣言書を發せしが右は四ヶ條より成れり。曰く遍く大赦を行ひ國會の特に例外となせる者を除き凡て罪人を宥免すべし、國家の安寧を擾らざる限は何人も信教の如何に由て害迫を受くるとなかるべし。曰く國會をして輓近土地所有權の變動より起れる争訟を審理せしむべし。曰くモンクの軍隊に給金を完済すべしと。是等は國會が討議を要する問題の中に於て最も重大なるものと謂ふべし。

王位復古の事情よりするも大赦は務て寛濶ならざるを得ず。是れモンクの豫期せし所にして國會も亦異志なかりし所なり。然るにチャールスの入國するに及び俄に人民の尊王心を長し先朝の罪人を惡む甚しき結果其初國會は大赦除外者の數を七名と定めしに拘はらず益之を増加して底止する所を知らず穩和過激の二

派互に其説を執て屈せず而して此穩和派なるものと雖も之をフレダ宣言の本旨に照せば亦既に血氣に驅られ過情に陥りたる者なり。然るにチャールスは國會が此問題に時日を費し而も酷薄に傾きて己れの意に悖るとを厭ひ國會を以て決議を促し是に因て先王チャールス一世の弑虐に與りたる者五十一名及び其他少許の人を除き盡く大赦を享くべきととなれり。

土地所有權の審理は大赦問題の如き簡明なるものに非ず。蓋し土地には王領と寺田と私地との別あり。此中王領と寺田とは曩に共和政府の爲に賣却せられたるものなり。私地に至りては或は共和政府の爲に賣却せられたるあり或は自ら共和政府の押取を避けんが爲に賣却せるあり或は押取せられて尙ほ離人の手に在るあり。此の如き複雑なる事實を審判するとは至難の業なるが上國會議員の中には之が賣買に因て利益を得たる者も亦少からず。乃ち共和政府の時に於ける賣買を有効ならしむるか或は買取人に價を償ふて之を故主に返付すべしとの説を立て我利益を失はざらんとを希へり。這般の議案提出せらるゝに及び王黨の人々は主張して曰く王領は須らく例外たるべしと。遂に國會をして之を議決

せしめたり。然るに寺領と私地に至ては爭論久しきに亘り國會の解散せしを以て決定するに至らず竟に普通法に由て權利を爭ふこととなりぬ。

次に宗教の問題は如何と云ふに王位復古と共にエピスコパル宗は再び英國の國教と定められしも假國會にはプレシビテリアン多數を占め猶又彼等は王位復古に功あるを以て其勢頗る侮るべからず。チャールス双方の調和を謀りたれども其効なく此問題は國會の解散に至るまで落着せざりき。

次に國會はエード、フライン等の如き封建制度より馴致せる王室の收入を廢し新一ヶ年百廿万磅を給するとしトントンチーシ、パオンデーシ酒税等を以て之に充てたり。

チャールス既に假國會に因て己の最も望める所のものを得たるを以て復た假國會を繼續するの必要なし。チャールス乃ち以爲く現時の民心より推すときは新國會は假國會に比して一層王室に利なるものなるべしと。是に於て千六百六十年十二月假國會を解散せしが總撰擧の結果果して王黨の議員となる者夥しく此輩は英國をして大革命以前の狀態に復せしめんとするの志あり。共和政治に對する

反動の精神極めて烈しくチャールズは之を控制して過激に至らざらしめんと欲せしも終に意の如くならず。新國會の開かるゝや反動的方案は續々として提出せられ或はカザエナントカザエナント教義を録せしものカザエナントを焚棄し或は議員をして國教の成式に従ひ靈餐サクラメントの禮を受けしめ且宣言して曰く上院と下院たるを問はず至尊の裁可あるに非ざれば立法權を有せず曰く全國の兵馬は獨り國王のみ之を統率するの權を有す故に國會は國王に對し攻禦兩つながら于戈を用ゆるの權なしと。又王室及び政府を保障するの目的を以て新に叛逆規例を定め十人以上連署して請願をなすを禁し自治コレクティブ條例を設けてプレシビテリヤン派を窘迫せり。此條例は都市の役員たらんとする者をして選舉前一年の間に於て國教を信奉する旨を誓はしむるものなるが是れ從來プレシビテリヤン教徒が都市の公會に勢力あるを以てなり。而して國會は又宗敎アトキニオン統一條例を發し益國教の堅確を致し同時に蘇格蘭の敎運も亦英國と其歸を一にせり。

此の如く斯國會の性質は國教を固執すると羅馬教會及び異教徒を敵視するを以て著るしかりしが國會を操縦して此の如くならしめたる者はクラレンドン伯

ハイド即ち是なり。ハイドは長期國會の初は改革黨の一人に數へられたる者なれども其後節を變じてチャールズ一世の股肱となり之をして其過を長せしめたるとあり、革命の際暫く他國に落魄せし處其女アンがチャールズ二世の弟なるヨルク公に嫁したる緣故により又チャールズ二世の股肱と爲て英國に歸れり。ハイドは徒にエリザベスの君主政體を以て治國の標準となし、英國の現状復た五十年前に異なるを知らず、蓋し其希ふ所は君權をしてテュードル朝の如く鞏固ならしむるに在り、國教をして其時代の如く神聖ならしむるに在り、然れども彼は國教をして君主に隸屬せしむるを欲せり、而して其國教を固執するや屢國王の望む所と相戾れり。蓋し王は放縱淫樂にして苟も己の情慾に關する所なきときは宗敎の一興一廢問ふ所に非らず憲法の一弛一弛問ふ所に非ず唯國君としてルイ十四世の如くなることを得ば則ち足れり。王の宗敎思想は寧ろ懷疑的なるも他の宗敎よりも寧ろ舊敎を勝れりとせり、是れ其關間崎嶇の日に於て舊敎諸國の君主より助を得たる之に向て他日英國舊敎徒を寛待すべき約束をなせしとに由れり。然れどもクラレンドンが相位に在る間は到底舊敎徒を寛待なし難きを知るが故に其曾

てブレダに於て宣言書を發するや信教を自由にすべきことを示せるのみならず、即位の後に至ても亦姑く宗教統一條例を停めんとを試みたり。然れども其終に行はるべからざるを知るに及でや其手段を變し閣臣か異教徒を嚴制するに當り之に反對を表して其歡心を求め己か舊教徒を自由ならしむるに就て異議を唱へざらしめんとせり。然るに國會は率ねクラレンドンの黨なるを以て毫も王意に従はず反てコンヴェンティクル條例を發し國教の儀式に依る者の外其家族の外五人以上宗教上の集會をなすとを禁す。又五哩條例フアイフマイルズを發し國教信奉の誓言をなさざる僧侶の學校教師たるを禁じ併て自治躰を成せる都市の五哩以内に入るとを禁むたり。要するにクラレンドンは尊王の主意に於ては君主の信を買ふに足れりと雖も宗教問題に於ては大に君主の懷抱する所に異れり。而してチャールスは易簣の時に至るまで其舊教に偏倚するを明言せざりしを以て君側の者を除くの外其眞意を知る者少し。但之を知る者に在ては迎合の心よりして舊教の扶植に盡力せしも亦其所なりと謂ふべし。

今や久しく政府に忠順なりし國會も漸く反動の兆を露はし、チャールス一世が「國會

は猶ほ猫の如く老ゆるに從て怒り易し』との言此に至て驗あり。蓋し國會の繼續餘り久しきに亘りしを以て終に反對黨の生出を免れざるなり。其指て敵と爲す所はクラレンドンなるが之が原因を尋ぬるに當時發布せられたる諸種の條例は固より異教徒の怨を買ふに足り宮廷の内舊教徒の自由を冀望せし者之と結托せるは其一なり。ダンカルクを佛國に賣渡して其價を得ざるとは其二なり。然るに外交宜しきを失ひ佛に對しては國威を墜し和蘭に對しては戦時の辱を受けたるにより人民の不平益甚しきに及へり。而して反對の鋒を向くる所最早クラレンドンに止まらずして又君主の上に在り、此時に當り獨り政府の亡狀を極るのみならず宮廷は淫靡風を爲し殆ど名狀すべからず財政の紊亂亦甚し。然れども租税の事に關しては千六百六十五年に於て二大主義の下院に由て定められたるあり。即同年和蘭戦争の爲め百廿五万磅の軍費を供給するに當り國會は之を此戦争以外に用ゆべからずとの條件を附せり。租税適用の元則此に始る、又之が自然の結果として國會が委員を設け會計を檢查せしむるの慣例を開けり。パツキンクハム公本とクラレンドンと善からず。乃ち政府反對の中堅となり遂

に王に勧めてクラレンドンを罷めしめ、更に上院に於て彈劾を行ふ、クラレンドン懼れて海外に走る。蓋し叛逆としての彈劾は稍不當なりと雖も其國を誤るの罪は辭するに所なきなり。

クラレンドンの後を承けたる諸宰相はカバルと云へる悪名を以て永く世に知らる。但カバルの稱たる當時に在ては猶ほ今日のカピテットの如き意義なりしか偶然にも閣臣の姓名の頭字を集め讀むときはカバルとなるを以て此人々を憎むの餘り併せてカバルの名を惡むに至りぬ。今其姓名を案するにクリフフォルドと云ひ、アリンクトンと云ひ、バッキンガムと云ひ、アシユリー後ベリヤフと云ひ、ロールド後ベリヤフと云ふ。

クラレンドン既に去りたる以て政治の方針に變動を生すべきは當然なり。然れども國會には尙ほ其黨與を餘すが故に宗教寛容の如きに至ては未だ容易に行はる可からず。其尤面目を革めたるは則ち獨り外交の點に在り蓋しクラレンドンは佛國に親しむを以て英の利となせしも、此に至り舉國皆佛が歐洲平和の敵たるとを看破し英國をして和蘭瑞典と同盟せしめ以て佛の進勢を沮せんとせり。蓋

し同盟の成れるとに就ては英のサーウキリヤム、テムブル和のヅー、ウヰント此二大外交家の力多きに居れり。

然れども三國同盟は本と王の志に非ず。唯公然輿論に違ふとを憚て之に同意せしのみ。乃ち王は閣臣が方に和蘭と交渉するの際に於て猶且竊に佛國と商議する所あり。是れ王は佛の力に依て自國に専制を行ひ且舊教を恢復せんとし佛王ルイは又英國に暗はしめて和蘭を倒さしめ且英國をして己の西班牙相續權を扶けしめんと欲せしが爲めなり。既にして兩者の間に秘密條約成立せしが閣臣の中クリフフォルド、アリンクトン、アランダルの三人之に署せり。夫れ三國同盟の印肉未だ乾かざるに直ちに和蘭と戦端を開くは誰か之を驚訝せざらん則ち國會の反對あるべきを察して一年間之れを停會せり。

英軍和蘭に利を失ひ軍資亦盡きたるを以て千七百六十二年二月復び國會を開きしが。之より先き王は異教徒の歡心を得んが爲に諸宗寛容の宣言を發し宗教上の最上權に據て凡て宗教に關する罰則を停止すべき由を示せり。此の如きは專制の端緒なるのみならず又國會が舊教徒を抑制せんとするの方針と相容れざる

を以て、此宣言に因て利益を受くべき異教徒すら之に反対し國會の開かるゝに及び決議を以て王に宣言の撤回を要求せり。シヤフツベリー王に背て反対黨に與す。

是より反対黨は地方黨カントリーパーティの名を以て知られしが地方黨は王と佛國との密約中舊教の再興に係る條件あるを窺知り之を防ぐの目的を以てテスト條例を議決せり此に據れば凡て官吏たる者國教の成式に従て靈餐を受けざるべからず。トランサアスタンションの教義を信せざるを宣證せざるべからず。是に於て大藏卿クリフフォールドはアリングトンと共に官を辭し。皇弟ヨルク公水師提督の職を去る。是れ皆舊教徒なるを以て條例の指示に従ふ能はざるか爲なり。テスト條例の通過はカバル内閣をして瓦解せしめ。其留閣せし者はローダルデール一人にしてシヤフツベリー、パツキングハムの如きは反て反対黨に投じ其領袖となれり。國會は猶ほ以て足れりとせず、王に迫て和蘭と和信を結はしめカバル内閣の政略全く跡を絶つに至れり。

ダンヒール卿大藏卿となり大政の局に當れり其主義は君權を強盛にし國教を力持

するの點に於てはクラレンドンクラレンドンの舊套を再演したるものなれども、外交に至ては之と相反し尤も佛國を嫌惡して三國同盟の方針に違はんと欲せり。是故に王の宰相とは君權を強固にするの一變を除きては反対の意見を抱く者と謂ふべし。ダンヒール在職の間政界の怪事多き所以職として之れに由る。

夫れ宰相は常に佛國と戦はんと欲して國王は佛國より財用の惠を受く。是れ既に矛盾なり。而して反対黨は佛國と戦ふに就て政府と意見を同ふすれども國王を信ぜざるが爲に之に兵馬を托するとを肯んせず。是れ愈、國是の支吾扞格を來す所以なり。然るに佛王ルイのチャールスを扶けて専制を行はしむるや亦強ち之が専制を好むに非ず只己之を具として英國の上下を離間し吾事業の害をなすに暇あらざらしめんとするなり。内外朝野の事情紛糾すると此の如し安んぞ咄々怪事を免るゝを得んや。

ダンヒールは内政に於て失錯に失錯を累ね頗る人望を失ひしと雖も、尙ほ賄賂に因て其地位を保ちしが其後外交に關して全く勢位を失墜するに至れり。蓋し千六百七十八年國會は佛國と開戦の軍費を議決せしに王は陰にルイに向て局外中立

を守るべきとを約し、ルイは又其報酬として六百万ライナルを贈るべきとを約せしが此秘密條約はダンピール之を手記し、チャールズ親ら其名を署したるものなり。是より先ルイは皇弟ヨルク公の女が新教徒の魁首なるオーレンジ公に嫁したるを聞き心竊にチャールズの己に信なきを怨めり。是れ曩にチャールズはルイに對して自國の舊教徒を扶植するの密約を結ひしとあるに由る。然れどもルイは猶ほチャールズを利用せんと欲し、姑く之を忍びしに英國既に局外中立となり、和蘭孤立して佛と和するに至りしかば、最早チャールズに用なきを以て昔日の怨を報するの念を生じ、約束の金を拂はざるのみか、巴里駐劄の英國公使に告ぐるにチャールズとの秘密條約を以てせし處、國民は始て王が己を賣りたるを知り、激昂狂するが如し。然れども君主を如何ともする能はざるを以て衆怨聚てダンピールの一身に歸し、國會の終期に際し、彈劾の舉あり。蓋し是より先き、法主黨ボリス・プロットの陰謀發覺し、天下の舊教徒を忌むの感念益盛んなりし爲め、一層ダンピールの彈劾を促せりと云ふ。王はダンピールを救はんが爲に國會を解散せしが、總撰擧は人心沸騰の時に際せしを以て頗る劇烈を極め、竟に在野黨の勝利に歸しぬ。抑彈劾事件は國會の解散と共に消

滅するの例なるも千六百七十九年四月に開かれたる新國會は前期の彈劾を繼續せり。ダンピールは其舉措は王命に出たりとの理由を以て辯解を試みしと雖も、下院は宰相の其職務上の行爲に對して責を負ふべきものなるを議決し、終に之を倫敦塔に投せり。チャールズ以爲く皇弟ヨルク公をして姑く不平黨の銳氣を避けざらしめば災測るべからざらんと、乃ち之をして英國を去らしめ、たれども事已に晚く、地方黨等はヨルク公が國儲たるを禁遏するに非ざれば國民の自由鞏固ならずとなし、下院は此の如き目的を以て議案を提出するに至れり。チャールズは手を措く所を知らず、謀をサー・ウリアム・テムブルに問へり。テムブルは王と下院との間に屏障を設け、兩者の衝突を防ぐの得策なるを信じ、樞密官中實務を執る者を増して三十人とし、ラスセル、エッセツキス等反對黨の名士を網羅せり。此組織に據れば王は内閣の翼賛を経ずして萬機を行はざるの制なり。然るに緊急に應じ、秘密を主とするに於ては閣員反て多きに過ぐるを以て實權はテムブル、ザンダランド伯、エッセツキス伯、ザヴール即ちハリファックス等四人の手に落ちしが、此如く内閣の中に又内閣あるとはテムブルの本意に非ず、其計畫全く畫

餅となりラスセルは伴食宰相たるを耻て退きシヤフツベリ一再ひ反對黨の牛耳を執り遂に同志を驅て排斥案エキスクリューションに於て尤もヨルク公を繼ぐとすの意に出でたるの第二續會を通過せしむ。王已むを得ず國會を停會し尋て又之を解散す。元來排斥案の提出は此國會に在て失怙の譏を免れざりしも其開期中人身保護律を議決せし一事は不朽の功なりと謂ふべし。蓋し禁錮に處せられたる者が人身保護狀を請受け法廷をして禁錮の當否を判せしむる權は英人が古來享有せる所なれども保護狀を得んとするに當り種々の障礙あるを以て此に至り判事をして必ず之を與へしむるの制を立て之に従はざる判事と令狀を奉行せざる典獄との罰を設け併て罪人を英國以外の地に禁錮するとを禁じたるなり。

千六百七十九年十月を以て新國會を召集せしが未だ開會に至らざるに一年の停會を命じたり。此間シヤフツベリ等は力めて人心を煽動し女王エリサベスの誕辰に於て盛大なる祝賀會を開き最後に法王の畫像を焚棄して新教の氣勢を張るに至れり。既にして各地より國會の開會を促すの請願日々に闕下に集まるもの其數を知らず。然るに此請願を沮遏するの布告出でしかば地方黨は奮激の餘粗

暴に赴きしが爲に其反動は王黨の排請願建白となり時運の一轉機此に於てか現出せり。當時請願黨は排請願黨を指してフィッグと云ひ排請願黨は請願黨を呼てトリーと云ひしより終に長く兩大政黨の名稱となれり。蓋しフィッグとは蘇格蘭の暴戻なる共和黨の謂にしてトリーとは愛蘭の違法なる蠻民の義なり。千六百八十年十月排斥案は竟に下院を通過せしが上院に於ては否決せられたり。下院は之を憤り排斥案にして行はれざれば租税を議せざるべき形勢に出でたるを以て王は之に解散を命ぜり。是を千六百八十一年一月とす。會ま王の私生兒にして反對黨の望を負へるモンマウス公國王に均しき鹵簿を以て倫敦に來り人心恟々たり。然れども王は其の反動の將に來らんとするを察し試に復た國會を召集し千六百八十一年四月開會に及びしがフィッグの首領は武装せる健兒を率ゐて來り會し内亂將に起らんとするが如し。王はヨルク公を國外に逐ひオーレンシ公を以て攝政となさんとすの意を示せしも下院は之を聽かず強て排斥の目的を達せんとしたるを以て中正の士は反對の色を現はせり。王は之を機會として直ちに解散の命を下せり。

王は反對黨の稍社會に疎んせられて勢力を失へるに乘し多年の積怨を洩すに足ると思惟し先づ異教徒の爲に盡力せるコレージュなる者を罪に陥れ又シャフツベリーを反逆罪に擬せしが倫敦のシェリフ及び陪審官の之を無罪とせしより先づ都市の性質を一變すべき必要を感じ倫敦市の不整頓なるを口實として其特券を剥き延て他の都市に及ぼしトリー主義に歸向したる處にのみ之を返付せり。フイックの失望は殆ど名狀すべからず。其過激なる事は蘇格蘭に於ける不平の異教徒と通謀して暴舉を企てライハッスに於て王を弑せんとせしが事忽ち外に洩れラスセル以上或は刑せられ或は自殺せり。

是より以來王權大に振ひチャールスは法律の定めたる期限を過ぐるも猶ほ國會を開かずして專制を行ふのみならずヨルク公を水師提督の職に復せり。然るにハリファックスは之を違憲なりとしローチェスタル卿及びゴールドフィッシュサンダランド等は之を辯護し勝敗未だ決せざるにチャールス俄に崩じ其事姑く寢めり。

第五章 名譽革命の顛末

ジェームス二世位に即くや樞密會議に臨み應に國憲に従て政治を行ひ併て國教を扶持すべきとを演說せしと雖も一生の行事は正に此言と相反し其初政の如き先づ食言の例を示すものなり。先王チャールスは國會より關稅を給與せられたれども是はチャールスの一代に限れる規定なるが故にジェームス若し之を得んと欲せば更に國會の許諾を経ざるべからず。然るにジェームスは布告を以て關稅を徵集し使用したるに至ては豈に憲法を奉する者の當に爲すべき所ならんや。

千六百八十五年五月の國會はトリー黨の擅場にしてジェームスに許すに先王と同一の收入を以てし其他の事亦王の志の如くならんとす偶モンマウス公王位を顛顛して誅に服しジェームスの威權益々強大となり頗る得色あり。然れども其テスト條例と人身保護律とを廢し常備兵を置かんとするやトリー獨占の下院も亦難色なき能はず。然るにジェームスは擅に舊教徒の軍職に就くを許し且曰く縱令國會がテスト條例を廢止せざるも朕は之を犯すに躊躇せざるべしと。ハリファックスは樞密會議に於て大に其不可なるを争辨せしが爲に官を免ぜられたり。此時に當り佛王ルイ十四世新教徒を殘害せしに由り英の新教徒は戒心する所あり。

り自然反對黨の成立を致せり。ジョームスは猶ほ未だ之を悟らず、モンマウスの反亂を以て常備兵の必要なる理由となし之が費用を要求すると共に舊教徒の官吏たる者若し職務上の過失なくんば縱令テスト條例に因て資格なきものなるも尙ほ之を罷めざるべしとの意を傳へたり。反對黨はセイモリアを首として之に抵抗しテスト條例違反を不可とするの請願書を出し金銭の供給は政府要求額の半に減したり。而して上院も亦反抗の氣勢あるに因り王は此國會を解散せり。既にして王は法律を廢止するの權を得んと欲し其旨に稱へる者を判事に任じて己の此の如き權利あるとを判定せしめ又高等法院を復興して舊教を擁護するの利器となし尋て寛容の宣言を發し凡て宗教の異同に關する罰則及び檢證を廢せんとし倫敦の教會に命し政府の指定せる日に於て之を公讀せしむ。然るに此宣言は舊教の復興を目的とするものなれど國教の教會にて之を讀むは自ら己れの教會の破滅を促するに異ならず。是故に倫敦の僧侶は哀訴陳情するに決し大僧正一人僧正六人の連署を以て請願書を奉呈せしに王は大に怒て叛逆に等しき行爲なりと言へり。是より先此請願書の謄本印行の上廣く傳播したるを以て國民は

其結果如何を氣遣ひ請願奉呈の期日に至り教會の門は到る處市の如くなりき。王は七人の僧正等を讒謗律に問ひ我か權力を示さんと欲し之をキングスベンチ法院に下せしが陪審官の無罪と判決するや歡呼の聲天地に震ひハウンスローに滞在せる軍隊までも絶叫して喜を表せり。是れ千六百八十七年六月三十日の事なり。

七人の僧正キングスベンチ法院に於て放免の宣告を受けし日六月三日水師提督ハルバルトは水夫の姿に扮し有志者七名より輿論を代表し連署を以て和蘭のオリレンツ公に寄する書を懷にして倫敦を出立せり。七名の有志者とはヘンリー・シドニー・デヴオンシャエヤテグの首領、トヤリリス二世の僧正コムプトン、ラムレー、エドワルド・ウスセルにして密書の主意はオリレンツ公が英民の自由を保護するが爲め兵を帥ゐて英國に來るとを請ふに在り。先づ英國の災害人民の不平時機の成熟を陳し連署の輩は必ず公に合眸すべきとを誓へり。

公は事の實行に於て避くべからざる困難あるにも拘らず決然として其招に應ぜし其困難は如何なるものなるやと云ふに第一英民多數の志は方に公に嚮ふと

雖も或は遂に變せざるを保し難く戰爭に於て勝を得るも英民若し外兵に敗られたるを國辱と思ふに至らば其結果頗る恐るべきものあり。又自國に於ては世にオーレンジ一家と氷炭相容れざる貴族黨の反對あるは必然なり。蓋和戰及び盟約を結び租税を課する等の權は國會に存すれども國會の議決は豫め地方諸州の免許を待て効力を生じ地方諸州の免許は又其要素たる總ての都府の承諾を要するが故に一の都府が執拗に否決を施すときは國會も亦如何ともすべからず。而して公はアムステルダムが必ず此の如き否決に出べきとを豫期したるが此アムステルダムは貴族黨及び佛蘭西黨の尤も勢力ある處なり。尙ほ此他大躰に涉れる困難あり。即ち公は夙に佛の勢力を殺がんとするの目的を有し之が爲めに新舊兩教會を打て一團とし歐洲に於て大同盟を組織せり。英國が此同盟に加はるとは其重きをなすに足るべきも英國の加はりしが爲め反て從來既成の結合を破るとあらば得失相償はずと謂ふべし。然るに公若し深く英の内事に身を委するが如きとあらば舊教徒と譽を生ぜざる能はず。果して然らば同盟の結合復た全からずして遂に目的を達し難からん。

幸にして此等の困難はジョージムスと路易との失計に因て之を免るゝを得たり。抑ジョージムスの恃む所は僧侶と兵士なるが遂に兩つながら其心を失ひし顛末を案ずるに王は僧正の放免せられたるを憤ふり將來キングスベンチ法院より利用し易き法術に由らんと欲しダイオシー及アーチデーコンの法官に令を下し宣命文を読まざりし僧侶の目錄を高等法院に報告するとを命せしも一人として報告を送れる者なく高等法院進んで事を議する能はずして止めり。此の如き復仇の威嚇は實に僧徒一般の離心を招くに過ぎず。又ジョージムスは僧正放免の時兵士の歎呼を聞き其恃むべからざるを知り左右の言を用る愛耳蘭の兵を召ひ之を英軍隊の間に伍せしを以て英軍隊は大に激昂して將校中服役を辭する者あり。又國民に至りては其野蠻視せる愛兵が我自由を蹂躪せんとするを見て各公憤を抱かざるはなし。左れば公が蘭兵及英の援軍とを以て半は野蠻なる愛兵より成れる王師を撃破するも英民は國辱として感情を害するとなかるべく公が恐れたる第一困難は此に於てか消滅せり。

路易の所爲も亦公に取りて幸を與へたり。何となればナント令廢施後に於る路

易の舉指は宗教上和蘭人の忿怒を醸せし上和蘭人に取りては宗教より大切なる商業に干渉し數種の重なる商品の輸入を禁せしかば國を擧げて佛蘭西を踈んずるに至り公は最早自國の民が其擧に反對するの恐なし。第二の困難は茲に於てか消滅せり。

今や殘る所の困難は舊教徒が同盟を脱するの憂是なり。然るに幸なる哉路易と法皇と違言あり。其故は從來羅馬に於ける各公使館は亡命者庇蔭の權を有し政府の干渉を免れたる所此特權延て公使館より夥しき距離に及びしを以て法皇は市政の都合上各國に勸めて此權利を放棄せしめたるに路易は兵士を送りて其權利を固執し遂に法皇と隙あり。既にしてコロンの大僧正缺位を生ずるに際し路易の推舉せる候補者落選し法皇の推舉せる候補者當選せしに路易又書を法皇に贈りて餘憤を洩らし兵力を籍り其志を貫かんとするの意を示し兩者の間復調和すべからざるの有様なり。而して公善く此機に乗じて巧みに其策を運らし舊教徒に向ひては己の此度の擧が政治的にして佛國に反對の目的なるが如くに解せしめ新教徒に向ひては宗教的にして舊教徒に反對の目的なるか如くに謂はしめ、

兩つながら操縦自在の得第三の困難も此に於て消滅せり。

公既に一切の困難に勝ちたるを以て漸く海陸軍の準備に着手し陽て歐北に出沒せるアルツリアの海賊を討つ爲めなりと稱せり。適々ツエームスの信用せる宰相サンダランド及び後にマルボロ公となれるチャーチル英國より密に款を通じ前者は英國の事情を報告せんとを約し後者は軍隊の司令として表面には勤王の態を粧ひ事起るの日には内より反せんとするの計畫を抱けり。

歐洲諸國は公が汲々として兵備に力を盡すは英國を征するの目的なることを知らざるなし。然るに王は猶ほ未だ之を信ぜざりしがルイは却て之を危ぶみ自ら奮て之を救はんと欲し國會に告げて曰く朕は既に英王を保護の下に置けり若し英王に不利をなす者あらば朕に向て開戦を宣言する者と視做すべしと。然るにツエームスは曾て久しく佛國に膝を屈して醜態を極めしとを忘れ此危急の時に臨み反て佛王の言を不禮なりとして其事實に非るとを宣言し且つ曰く朕は豈にコロンの選舉人の如く佛國の助を要する程の窮狀に在らんやと。ルイ之を聞きて其傲慢を怒り和蘭を侵すが爲めに準備せる兵隊をば撤回して之を獨逸の邊疆に

用る復たシェームスを助けず。シェームス益孤立に陥るれり。

公は機乗ずべしとなし先づ國會の允許を求め時の名將スコムバルクを副將を定めフアーゲルなる者に命じて宣戰の檄文を草せしめ英王の憲法に違反せる所行を列擧す即ち舊教徒に公職を授けたると高等法院を設立せると、朝政に異見を抱ける者を罷免せしと都市の特權を剥ぎしと法衙を腐敗せしめたと正當なる請願を罪として僧正を糺彈せしと等にして己は英國相族人の夫たる資格を以て僧俗兩貴族の請求に従ひ國會を護るに十分なる軍隊を以て英國に臨むべし而して自ら此國會の議決に従て處斷すべき由を述べ。

シェームスは此檄文に接し始て己の危きを覺り急に人心を維持するの策を講し國教を保護し宗教統一條令を守るべきとを約せり、コムプトンの疑獄を釋けり。憲法的動作を爲せしが爲め免黜せられたる官吏を舊職に復せり。僧徒の請願により高等法院を廢止せり。倫敦の特許を復興せり。除名に及ひたるマクダレン校の職員を再任せしめたり。然れども事既に晚くして復た及ぶべからず。且此等の讓歩は焦眉を救ふの方便に止るとは明白なるを以て多年失墜せる信用を回

復するの力なし。

公は一たび風浪の無め歸航せしも十一月二日復ひ和蘭を發し六百艘の軍艦を英吉利海峽に向けたるが英人の感情を害せんことを懼り英將ハルバルトをして海軍の指揮を司らしむ公は先づ北方に進み何人も其ヨルクシヤニアに上陸するとを期し公の黨は此に公を迎ふるの備をなせしに公は忽ち方向を變し五日トルベイに着す。エキセターに於ては人民の歓迎を受けられたるも有力者は初猶ほ觀望して來り合せず。尋てダンビー及てデヴォンシヤニア等前後反旗を掲げノッティンガム之が中心たり。而して貴族等次第に公に投じエキセター儼として一朝廷の如し。

王自ら兵に將としてサリスバリーに陣せしにチャーチルの詭計により將士離散するもの多く公又漸く來り迫るを以て倫敦に退きしが王女アン既に奔りて敵に投ず。王盡く貴族を召集して計を問ひハリファックスの勸に従ひ使を公に遣はして和を謀らしめハリファックス、ノッティンガム公、コドルフヒンを以て其任に當らしむ。之と同時に王は國會の召集令を發し併せて反徒の赦免を宣言せり。

蓋し媾和はチエームスの眞意に非ず彼は只此間を以て其妻子をして安全に英國を去らしめ己亦佛或は愛蘭に走り再舉の計を成さんと欲するのみ。然るにポルトマウスの海軍提督ダルトマウスは王の卑怯を惡み王妃王子を佛國に送るとを肯んぜず。王乃ち倫敦に召還し佛人レーザンに托して潜匿せしめ其事終るや則ち専ら自身の計を講せり。公の方に在りては勅使と商議を開くべきや否に就き議論二派に分れしが遂に之を開かざるに決す。然るに公は王が自身竟に事を破るべきを知るが故に敢て直ちに之を窘迫するの意なく穩に商議を開きて彼の條件を容れ王の召集せる國會を開くと及び開會中彼我共に倫敦の四十哩内に兵を進めざると等に同意し己は調停者の地位に立ち國民をして自ら國事を處理せしむるの方針を明かにす。然るに王は尙逃走の念を絶たず玉璽を取りてシールテスに赴き税關の舟に搭す。蓋し逃走は公の政略を遂ぐるに於て之に過ぎたる便利なし。何となれば残酷の名を得るとなく檄文の旨に違ふとなくして成功に近づけばなり。公の幸運は此に止まらず是迄王の股肱たりしハリファックス來り歸しトリーリーの多數亦新王を戴くに躊躇せず。

王逃走の翌朝府民の驚愕一方ならず皆公に頼るの外絶えて道なしと謂へり。府の貴族一時の秩序を保つが爲に假政府を設け宣言書を發して公と結托すべき由を人民に告げ善後の責を以て自ら任せしと雖ども訛言百出暴徒四起ウヰリアム來らざれば如何ともなし難きを以て公直ちに倫敦に向へり。適シエームス再び此に見はれしが復た走りて佛王に倚れり。是に於て公の黨は戰勝の權に因り王位に即くとを勧めしも公は宣言を食むと英民の人望を失ふとを恐れて從はず。先つ貴族を召集し下院は之を召集するに時日を要するよりチャールス二世の時議員たりし者は盡く會合して國事を議すべき由を要求し此會劈頭の議事は公をして其名を以てコンヴェンションを開かしめ名義は國會に非れども實際萬事は國會と異なる所なく以て國事を定むるととなり此撰舉に於てはフィック大多數を占めたるが少數のトリー黨中將來善良の政府を得んと欲する者亦少からず。ハイトリリー多僧侶は條件の下に先王を復歸せしめんと欲する者先王を名義上の國王とし政治は國會の撰べる攝政に托すべしとなす者メリーを王位に即けんと望む者に分れフィックは神權説を廢棄し千六百四十年後英國が次第に確立せる主義を

執つて曰く國王は人民との契約により王位を保つ者なり契約にして破れんか人民は之を廢して他人を擇ぶとを得ると。

下院に在りてはフィツク固より多數を占め遂に左の決議をなす。

王ジョームス二世は王と人民との舊約を破り王國の憲法を覆さんとし又ジェシユート教徒及他の小人の言に従ひ大法を犯し又自ら王國を去りて政府を退きたるを以て王位は空虛と認む。

上院に在りてはトリー先づ攝政問題を議せんとを主張せしが僅に二票にて敗れダンビー、メリー即位の問題を提出して通過せしめたるも下院は其決議を取て動かず雙方久しく對峙せり。蓋しメリー女王たれば公其下に宰相たらざるべからず。是メリーの忍ばざる所にして書をダンビーに與へ不承諾を唱へたる故ダンビーも亦固執せず兩院協議の上ウヰリアムメリー合して國王となりウヰリヤム政治を行ふことに決す。

コンヴェンションは全く王位をウヰリアムに捧ぐるに先ち先王の世に於る弊害の尤も著るしきものを改めんと欲せしが其領袖たる識見家は以爲く此の如き改

革を完成せんと欲せば其法案たるもの一にして足らず。之が爲め數年を要するが故に今日の計は嚴明に國憲の大主義を表示するに若かずと。會議遂に之に決し茲に其草案を作る。是れ即ち權利宣言なるものなり。此宣言は二章より成り第一章は先王の行へる不法專横の政治を歴舉し次でコンヴェンションが其遜位を議決せる事を述べ第二章は前章に歴舉せる政事の不法專横なる所以を辨證し第三章はウヰリアム及びメリーが極に登りて空位を充すべしと云へる議決を掲ぐ。而して其不法專横と爲す所のものは(一)國王が國會の承諾を経ずして法律及び法律の執行を停止するの權を行ふと(二)法律の特に設けたる禁制を特免するの權(三)宗教及び其他の事に關し一種臨機の法院を設けると(四)國會の允許を得ずして特權と云へる口實に藉り金錢を課し又は國會の許せる期限より長く或は其許せる方法に違ひて之を課すると(五)請願者を拘禁すると(六)國會の承諾なくして平時に常備兵を設け又は之を置くと等にして主張する所の權利は(一)新教の臣民は防衛の爲め法律の範圍内に於て相當の武器を有するとを得(二)國會議員の撰舉は須く自由なるべく議院に於る言論及び議院の處務は院外に於て又他の法衙より

干渉を受け糺彈を被らざるべきと(三)過當の保釋金を要し過當の罰金を課し異常の刑罰を加ふべからざると(四)陪審官は正當に撰はれざるべからず叛逆の件に關すべき陪審官は自由民なるべきと(五)凡て前述の弊害を改め法律を補修し強固にし保持するが爲めに國會は屢は之を開くべきと。

千六百八十九年二月十八日ハリファックス侯は貴族院議長の資格を以て兩院參列の前に於て此權利宣告をオーレンツ公に讀み聞せて公の夫妻に王冠を捧じ公は悲しく之を受けてメリーと共に王位に即き所謂名譽革命此に終る。

抑此革命たる當に國民が一君主の壓制に堪えずして其危害を免れんとしたる事實に止まらず又當に國教の安危に胚胎せしのみならずして實に自由と云ひ憲法と云へる主義が君主專制の主義に對する勝利なり、王權と國會の權力と衝突の終局なり。是よりして國王は復國土の所有者若しくは此世に於る天帝の代表者と看做されずしてフィツク黨の主義之に代りて行はる。此主義は本と清教徒に出で大革命に成り王政復古に敗れたるものにて即國王は民意に因りて職に在り國民の黙約に因りて位を保つと云ふの主義是なり。國王を視ると此の如きの結果

國家の主權は翻て國會に歸し議院は漸を以て立法權は言ふに及ばず行政の權力を己に收むるに至り宰相の如きも此時より次第に國民の宰相なり國會に對して其の責を負ひ幾ならざるに實際國會に多數を占むる黨派の行政委員たるに過ぎざる姿となれり。

第六章 ヲ井リアム三世の政治

同年十月廿五日に至り國會は此權利宣言を法令の軀裁に改め加ふるに王位に關する制限を以てし何人にも羅馬教を奉し又は舊教徒と結婚する者は王位を繼承するとを得ず。若し万一此の如き者あらば人民は服従の義務なく王位は次の相續權ある者に傳ふべしとの制を定めたり。但し權利宣言中の法律中止權に至りては貴族の輩全く之を削るとを欲せず。此開期に於て通過すべき議案に於て例外を規定したるの外何れの法律に向ひても法律中止權を行ふを許さずとの個條を加へたるが。王の此特權は久しく承認せられたるが上便利なりし場合も亦少からざりしが爲めなり。而して之が弊を防ぐが爲め上院は法官に命じ王が此

權を行ふに必要と思惟せる場合に関する法案を草せしめたり。

夫れ名譽革命は着實穩當にして之が爲めに人民の苦痛を感ずる者なく兵士の血を流す者少く敵黨の罰に處せられし者亦稀にして英國の幸之に過ぎず。則ち國民はウヰリアムを國の恩人として十分の満足を表し十分の敬愛を致さるべからざるに實際は之に反しスチュアート時代を通じ國會が不平を抱き反對に出てたるウヰリアムの御宇の如きはあらず。此の如き英邁の君主を以て人民の之に對するチャールズ二世より冷淡なるものは豈に怪しむべきに非ずや。蓋し政治劇變の後に變動ある事は史上常見する所なるが今や亦然り元來國會がジョージムスの亡命を以て遜位と視傲したるは君を廢したるに均しく。其の正嫡を舍て他人を立てたると共に成法の未だ例を有せざる所なるのみならず國教の主義にも反れる者なれば稍物議を生ずるに方り嚮に先王を怨望したる者も其の零落に及びては一片惻愷の心なき能はず。况や王黨に在りては其の非政を辯護し或は巧に説をなし縱令多少の欠典あるも法制の如何によりては之を救ふの道なかりしに非ずと云ひ。コンヴェンションの遅延に乗じ文書を散布して先王の爲に人

心を搖動せんと謀れり。加之僧侶は國王神權説の主張者なりしに一朝世變に逢ひフイツク黨の主義に従ひ新に服従の誓をなさいるを得ざるに至りたるを耻ぢ且つ怒り八人の僧正と四百人の僧侶とは共に約して之を拒まんとす。顧みて兵士を見れば一時は愛兵の混入を憤り舊教徒の將校に用るられしを怨しとは云へ革命の爲に其の名譽を失ひたるを慷慨し動もすれば暴舉に出てんとす。而てウヰリアム一身上の人望を失ひし所以は舉動の冷然たるが上健康頗る衰へ倫敦を去てケンシンプトンに居住せしが爲なり。是より先ウヰリアムは宰相を定め國會に備へんとし舊トーリー黨が國王の令狀によりて召集せられざりし國會は國會に非ずとの抗論なすに拘ばらず遂にコンヴェンションを變じて國會となせり。夫れ當日の國事國王を撰擇して之を立つるより大なる者なし。然るに既に此の大事を行へるコンヴェンションにして他の小事を議すべからざるの理なし。蓋し今日に在りて宰相を撰ぶは單純の事にして下院は立法行政の府として多數を占むる黨の委員國務に當ると故國王は之に仍るのみにて別に撰擇の勞なし。名譽革命に於て國會が勝利を制したるの結果此の如き理論を生すへきは必然の

勢なるも。其の當時の見識猶ほ此に至らず。國王の職務は辨髦にして其の實なしとの觀念に乏しかりしが故に國王は依然行政權を統べ其の大宰相を定め政治主義の如何に關せず尤適任と思へる政治家を各省の長官に指名するは當然の事にして其結果國王は政治の責任を免る能はざるの理なり。其責任こそチャールズの宛死ジョージムスの亡命の如き不幸を生ずる所以にして。宰相の議員より出て國王と國會との中間に立ち國王をして直接の責任を免れしめたるはハノーヴァル統の時に在り。蓋し國會が行政を左右するの權力を占むる以上は此制度の如き實に欠くべからざる者たり。何となれば政府の提案常に國會の反對に逢ふて一も成立するもの無るべければなり。ウヰリアムは外國の政治家としては卓出すれども英國憲法の作用を洞見するの明なきのみならず辨髦的國王たるに適する性質にも非ず。此の如く王と國民とは兩ながら國王が政治の主權を行ふ者と信ずるに際し一方には國會新に勢力を得て絶へず國王の計畫を沮し事實上國王の主權を犯すの傾あり。

憲則に精しからざるより起れる困難あり。即ちウヰリアムを擁立したるはフイ

ック黨にして王を視る首領の如く又其の能く成功したるより至尊を擁して曩に己を窘めたる反對黨に讎を報せんとするに反しウヰリアムの意は黨争を鎮むるに在り一政黨の王たらずして英國の王たるに在り。英國の富を以て大陸政略に用ゆるに在り。區々たるフイック黨の首領たるが如きは屑とせざる所。トリリー黨はフイックに比して國王の特權を貴ぶか故に一たひ政府の基礎已に立ち人民の自由已に固きを得たる後トリリーを引て己の援となすの意あり。

前に述べたる困難の間に於てウヰリアムは宰相を撰びしが其の志マコバイトを除くの外一切の黨派を調和するに在りしかば。其の宰相は頗る雜駁を極めダッビーは迎立の功ありしも名譽のみにて勢力なき樞密院議長としハリフアックスは事に狐疑し果斷の政治家に非るゆえ以て内閣官とし。其の他は兩黨員に分ち大藏と海軍は之を一に任せずして各委員制とし。司法は樞密院の提拱せる名簿中より第一流の法律家を援擡し。宮内の要部は生國和蘭より舊交ある者を召致して之に任せり。斯く宰相の任命已に全くコンヴェンションも亦國會に變ぜしより國政の機關は始て備はれり。國會第一の議題は國王の收入にして世襲の年

額百二十万磅と定め關稅等は年限を定めて之を與へ。次にコロネーション條令を以て王が新教徒を扶持するを明にせり。

内事略ぼ緒に就きしかばウヰリアムは大陸政略に着手し。國會の翼賛を得て千六百八十九年五月十三日佛國に向て開戦を宣せしが。蓋し其曾て和蘭に在るや佛國に抗する爲に獨逸に結びしとあり。此に至りて和蘭も亦其意を承けて同盟に入り西班牙埃地利は元來新教諸國と連合するを好まずと雖も利己主義の爲め之に加はれり。但西はスバニスチザラントのルイの爲に吞併せらるゝことを恐れ。埃は新教諸國の力を借り西班牙の王位相續權を鞏固にせんとするの意に出づ。而して其の牛耳を執る者はウヰリアムなれども偶ま愛耳蘭の亂あり英國を去る能はず。愛耳蘭はジョージムスが再舉を謀るの餘地となせし處にて。夙に其目的を以て英民よりは多くの自由を與へ。舊教徒なるタルコンチルを總督となし文武の職員盡く舊教徒を用ゆ。ウヰリアムの英王となるや法皇の黨大に英民を苦しめんとせしかば逃走する者多く。其存せし者は險阻なる都邑に據て防衛に汲々たり其の中心はエンニスキルレン。ロンドンデリーなり。ウヰリアムは

故ジョージムスの武官にして今や已に通牒せるハミルトンをしてタルコンチルと商議せしめしに、ハルミルトン留て歸らず反つてジョージムス黨の領袖となれり。然れども爭亂の性質は全く一變シタルコンチルの眞意は愛國舊教徒の多數と均しくジョージムスにも附せずウヰリアムにも屬せず。唯長く英國の勢力を撲滅するに在り。而してジョージムスの名を利用する所以はルイの助を得んとするの策のみ。乃ち五万の愛兵を集め近傍の新教徒の殖民地を掠し財を毀つ五百万磅敵を殺す五万人其の難を逃るゝ者多くはロンドンデリーに歸せり。此時に方りジョージムスはタルコンチルの招に應じ路易の許を受けダブリンに來り遂にロンドンベリーを圍みしも功なく。佛將マウモントとハミルトンを留め再び市府に返り國會を開きしが其の決議として新教徒の土地を沒收し。又額面六十分の一に當らざる貨幣を發し罰を以て之を強行せり。

水軍をしてロンドンベリーの圍を解かしめたる後ウヰリアムは自ら愛耳蘭遠征の師を督せんとし先づ國會を解散せり。是れ國會に於て黨派の爭暫くも絶えず王の志行はれざりしが爲めなり。

解散の結果は政黨の現状を一變しトリー黨新議會に於て勢力を得たるが。當時政黨内閣の原則未だ定らざりしかば政府部内には大變動なかりしと雖も尙ほ閣臣の中に勢力の消長あることを免れず。ハリファックス其の職を去り海軍大藏の兩局又新に多數のトリー黨員を以て組織せられカルマルセン實際に於て殆ど首相に齊しき地位に立ち。サージョン・ローサル大藏長官となりしがカルマルセンは議員の買収に長じ議長サー・ジョン・トレヴァーをして之を行はしたり。ウヰリアムは從來此の如き手段を排斥せしが此に至り枉てカルマルセンの意に任せしを以て此議會は稍志の如くなるを得たり。

國會は第一に國王の收入を議し世襲より來れるもの五十万磅を可決せしに王は曾てシェームスの與へられたる關稅其他の收入九十万磅を終身己に與へられんとを望みしと雖も。トリー黨の多數は反對黨と共に以爲く國王が財源を國會に要求する必要を感ぜざる程の所得を有することは先王の時と同一の弊害を醸すに至るべしと。乃ち九十万磅の内三十万磅は終身間餘の六十万磅は四年間之を與ふるに決す。

ウヰリアムが大陸より歸國の後開かれたる國會は不平の國會なりき。蓋其理由はブレストンの陰謀發覺後ジャコバイトを糺さざりしと。女王姉妹の不和テザラントの戰敗。蘭將の失職。警察の解弛。穀價の騰貴等にして兩院相共に善後の計を議せしも平生和疾視する結果一事の決する者なく。閣臣も反對黨も兩つながら組織不完全にして既に強固なる政府を造る能はず又十分の改革をなす能はずして止めり。

ウヰリアムは佛國の稍戰に臨み和を欲するの色あるに乗して爲すあらんとせしも。内の困難に妨げられ一舉一動自由なるを得ず。蓋し専ら力を大陸に盡す爲め其の兵を養ふの金を得るが爲め同盟に寄附するの金を得る爲め資を國會に仰がざるを得ず然るに國會は紛々擾々一の主義なきを以て頼て恃とすべからず。而してウヰリアムは大陸の盟主とし兵馬の元帥として舉動の自由を要するか故に成るべく外交の事は一人之に任せんとを望み諸黨派の賛成は己か公平を以て之を得んとを期せり。幸にして此に至る迄は國會をして外交政略を賛成せしめたるも國會は本と定見を有するに非ず。戰爭を繼續するに於ても平和を講せん

とするにも豫め信を置くに難きを以て目下の急務は國會をして秩序的たらしむるに在り。縱令或る部分の反對を受くるも己を援くべき他の部分に依るとは意思不可測の國會全体に依るに勝るとを思ひサンダランドの言に従ひて全くフィック黨と結托するに決し。是より二ケ年の間に於て次第に閣臣の更迭を行ひ千六百九十六年に至り始めて内閣統一の基を開きフィックの首領ソーマー、ハリファックス、ラスセル、ホルルトン等共に携へて入閣せり。

次の國會に於て議決せる者の尤も著るしきはトラインニヤル案にして國會の一期を三ケ年と定む。

フィックは猶ほ一人も餘さず反對黨を政府より逐はんとせしか。其の指目する所は即ち議長トレヴァーにして氏はトリローに屬しカルマルソンの意を承けて議員買収を務めたる者なり。彼既に人を不義に陥る焉ぞ彼自らも亦此類に非ざるを知らん。世人の嫌疑を挾むに方りフィックは進て之を調査し倫敦市より千ギニーを受けたるの證を擧ぐトレヴァー安する能はず自ら其の職を退けり。而して外に於てはラスセルは佛艦を地中海に拒し。ウヰリアムはテーマルを援

きフィック正に得意の時たり。其の結果ウヰリアム凱旋後の國會議員選舉にはフィック大多數を占めたり。

千六百九十六年に至りテザラランドに於る敵味方共に軍資に窮し。就中路易はマーズエの武庫破壊せし爲め兵備に欠く所あり。英の財源は佛國の如く乏しからずと雖も目前の急に應ずる能はず。故にルイカ媾和の意あるや維廉之を許すの利なるを知る。只困難なるは同盟諸國をして之に従はしむると是なり。果せる哉日耳曼は戰爭繼續説を取りしかばウヰリアムは之を除き千六百九十七年九月十日英蘭西佛間の條約を結ひ。佛國はニメケン條約以後の侵地を返しウヰリアムを英王安を其の正嗣と視做しジェームスを助けさるの條件を肯す。幾くならずして獨逸も亦條約を結べり。是をライスウイックの條約と云ふ。ウヰリアムの歸國するや歡呼の聲路に滿ち其の在位中尤も得意の時と謂ふべし。

十二月三日凱旋後の國會は開けたり。王は以爲らく國會は從來己を賛けたり況や今回の事業奏功せしに於ては益平和にして頼るべしと豫想せしに圖らざりき其成功は却て分裂を致すの原となり。忽ち一問題の現はるゝありフィック黨中

左右祖あるのみか輿論盡く國王に反對するに至れり。夫れ平和一たび定まる軍隊の處置に關して問題の起るは自然の勢なるが此時に當り兵員は八万内外にして是は九年間相繼で國家が維持せし所の者なり。而して國民は久しく軍費の負擔重きに苦みしかば今日平和の曉に於て戰時と同一の軍備をなすを肯んせず。又殊に地方に在りては兩黨とも平時の常備兵を危險とするは即ち一なり。是れ一は其の實驗より來れる感情にしてトリーは自らクロンウェル凱旋の時を想起しフィツクはシェームスが愛兵を爪牙とせしとを追憶せるか爲なり。然るに王に在りては眼光海外に徹し。佛の信ずへからさると他の大陸問題將に起らんとするを看破し他年訓練したる精銳の兵士を一朝解散するを好まず。閣臣も亦民兵か到底佛の精兵に敵し難きとを知れども輿論を如何ともする能はず國會は之を減して一万となすの決議を通過せり。

ウヰリアム又西班牙相續事件に干涉し。遂にチャールスをしてジョセフを後嗣と定めしめ自ら英國の人望己れに歸すべしと想像せしに何んぞ計らんフィツクの勢は地に墜ち。トリー代りて勢を振ひ常備兵の保存と王領の分配及閣臣の行爲

を攻撃し其の結果延會せらる。然るに國會閉會中はウヰリアム和蘭にあるを常とするが爲め不人望益甚しく其の次の國會は騷擾前度に倍せしを以て又之を延會せり。是れ一は西班牙相續論の再燃により力を此に奮はんとするが爲なり。蓋しジョセフ已に死したるを以て形勢自ら一變せざるを得ず。第二分割條約によりウヰリアムは本國インデース、デザラランドを得べかりしに西の宰相佛の外交家と結托し。チャールスをしてルイの孫フリツプに全土を讓るの遺言をなさしめたるを以て國會は益王に滿たず。王は之を解散せしも次の國會も亦異なる所なく王が國會の許なくして國を離るゝを禁し、外人が信用の職に居り土地の賜を受くるとを禁じ、併せて他國の防禦の爲め兵を用ふるとを禁し、政府一切の務を以て樞密院に委し、ハノーヴァル家相續のとを議決す。是れ所謂相續條令なり。之に次てトリーは反對黨なる閣臣の彈劾をなせしが偶シェームス二世死してルイは其の子ウヰールス公を英王と視做しライウヰツクの條約を破りしより全國奮起外侮に應ずるの策に出てウヰリアムに内忠を免れ千七百一年二月を以て殂す。

第七章 メリーの政治

女王アン前王ウヰリアムに繼で立ち英國は新君の御宇に入りしと雖も憲法政治の上に於ては特に面目を革むる所なく名譽革命以來の憲法政體乎として益々進むのみ。若し其異なる所を求むれば則ち君主の人と爲りに在りアンは固よりウヰリアムの如き英邁の人に非ざるが故に國會は毫も忌憚する所なく十分の發達を爲すを得たり。然れどもマルボロ公夫妻の慮慮に及ぼせる勢力は又之か治世をして其柔弱なる性質に似合はしからざる現象に出でしめたるとなしとせず。抑公はウヰリアム王の大陸策を偉とする者にして其の誇大功名を喜ぶの心はウヰリアムの遺業を繼ぐに適し終に自らウヰリアムの地に立て大陸政策に従事せり。故に女王治世の前半は之をマルボロ公の天下なりと謂ふも亦可なり。而して公の位地はウヰリアムと同じかりしと共に其の之か爲に際會せる困難も亦之と相若けり。

國王の崩後六ヶ月間國會が成立を保つとはウヰリアムの八年に定められたる章

規なるを以て。女王即位の初年に於ける國會は尙是れフィックの國會にして暫時は未だ黨争の紛亂を醸さざりき。

然るに女王とマルボロ公との内政に對する意見はトリーリイをして漸く勢を得せしむるに至り、新内閣は概ねトリーリイ黨員を以て之を組成せしマルボロ公の婿ゴルドフィン大藏卿となり。イツティングハム、サリヤチルズ、ヘツツ國務卿となり。ノルマンビー卿即後のバッキンガム公内務官となり。ヘムブローク樞密院議長となり。セイモリア、レヒンカワ同院議員となり。ソマルズ、ハリフツクス、オクスフォルトの三人は之に反して議官を免せさられたり。然れどもマルボロが元來政黨に無頓着なる精神は宮内卿デイザオンツヤエヤ公以下要路に在る若干のフィツク黨員を留任せしめたるに因て明かなるのみならず。トリーリイ黨中自ら二派に分れロイチエスターの一派は政府が盡くフィツク主義の官吏を放逐すべきを主張し、併せて非戰論を唱へたるを見るも亦之を知るを得べし、是を以て千七百二年五月國會の解散に先きだち女王治世の政史に於て關鍵とも云ふべき兩個の事實既に尋ぬべきものあるを見る。兩個の事實とは何んぞや。マルボロが諸黨聯立

の政府を必要とするの決心是れ其の一なり。トリー一派が公の主戦論を不可とするの意見是れ其の二なり。

トリー一派が斯く反対を表するにも拘はらず英國は究竟マルボロ公に縁て西班牙相續戦争の渦中に投ぜり。而して公は固より孰れの政黨とも絶縁するを好まざりしかばウヰリアムの故智を襲ひ兩黨の温和派のみに兼ね親しみ以て國政を行はんとしロッチェスターを首として一切過激のトリー黨を政府外に追斥せしと雖ども。更に他の問題に關して穩和のトリー派ども亦相容れざるに至れり。蓋しトリーは國教の威力を扶持するが爲に嚴法を立てんとするの志あり。此點に於ては頗る女王の贊助を得たり。然るに公が己と主戦論を同ふるが爲に近來稍深く結托の望を屬するフィッツは信教の自由を重んずる者なり。是に於てトリーは全くマルボロ公と分離しフィッツが代て公の羽翼となりしが後來フィッツが國教の頑説を全滅せんと企てたるとはマルボロ内閣顛覆の原因となるものなり。

抑ロッチェスターの退閣以後政府部内復た開戦を非とする者なく上院のノッティンガム、シェルシー下院のハツマス、セイモア等熱心に首相の政略を助けたりしが。ノッティンガム、フィッツに屬する官吏は一切罷免せんとを女王に奏請せし處不敬の語ありしか爲め女王の逆鱗に逢ひ其職に安んずる能はず。シェルシー、セイモア皆共に内閣を逐はれトリー中別派は屬するハルリー、マンセル之に代はれり。

千七百五年國會の總選舉に當りしが政府力を盡して過激派なるトリーの選出を妨げたるのみならず。竊にフィッツとの聯立内閣を作るに意あり。是時に當り國民も亦概して主戦論に傾きトリー黨に不満なりしかばフィッツ遂に勝を選舉に制せり。而してマルボロ公とフィッツの名士とは翁婿の間柄なるを以て公はフィッツに倚るの因縁なきに非ず。又フィッツはサンダランドを入閣せしめ以て黨勢を張らんと欲したり。然るに適、空位なかりしかば漸くウヰリアン駐在の全權公使となり幾くならずして竟に國務卿に補せり。政府に在ては斯くフィッツと結托の目的を達せんが爲め多數の同黨員を貴族に叙し。之と同時にノッティンガム、バツキングハム、ロッチェスター等の樞密職を罷め全く極端のトリーども

絶ちマルボローは其の志の如き政府を實驗するを得たり。即ち一方に於てはサ
ンダランド卿か若干のフィックを率ひて之を助くるあり。一方にはハルレーセン
トジョンの穩和なるトリーを率ゐて之に従ふあり以て一個の聯立内閣を形成
せり。

マルボロー公が大陸問題の爲めに英國に在らざる間は其の婿ゴドルフィン代て
政局に當りしも怯懦淺識にして政黨の大紛争を料理するの器に非ず。然るに此
の如き大紛争は今や眼前に來れり。蓋し閣員は戦争繼續論に就ては總て同一の
意見を抱きしも其の他の點に關しては互に相反する所なしとせず。而して在朝
の兩政黨とも皆自黨の勢力を扶植せんと欲せざるなしマルボロー公の一家が能
く此兩黨に跨つて政府に立ち之をして我が用をなさしめたるは君寵あるを以て
のみ。然るにハルレーの黠なる夙に之を看破て以爲く己若し君寵を奪ふを得は
マルボローを倒して之に代はるに於て何かあらんと女王が極端なる國教信者な
ることを知るよりマルボロー公がフィックと提携以來寧ろ信教自由に傾けるに
乗じ宮廷の女官を腹心として己が國教の忠臣なることを女王に告げしめ且女王

を動かすに國教が廢絶の憂あるを以てせしかは女王は之を憂苦し閣臣にも謀
らずして數人の僧正を任命せり。

閣臣はハルレーの所爲を知て之を惡みしかフィック全體の怒は閣臣よりも更に
甚しく。終に其の野心の在る所を推測し必ず之を閣外に逐はんとせり。是に於
て危機一髪兩黨の聲將に啓かれんとし其の極執れか優勢を得るに至らざれば止
まず。然るに彼も此も均しく政府をして我勢力の恃むべく畏るべきとを知らし
め己獨り榮位實權を私せんとし。其の結果双方の過激派連合して政府を脅迫す
るの怪事を演出するに至れり。ゴドルフィン大に恐れ始て専ら執れかの一大政
黨に倚賴するの必要を悟りしが今や之を撰擇するに方り大陸戦争の際なるを以
て遂にフィックに倚るに決しマルボロー公と謀りて先づハルレーの職を剝き。
併せてセントジョン。ハルコート。マンセルを黜けフィック黨なるポイル。ジョン。
スミス。ロバルト。ウォルポールを以て其の欠位を補ひ、マルボローの政府は能くト
リー黨を壓倒したるも之が爲め一方には女王の寵を失ひ、一方にはフィック黨制
を受くるに至りたるを以て見ればマルボロー父子に取り必ずしも幸福の事に非

ざるが如し。

夫れフィッツは本と女王の憎む所なるが上に其の新に政權を得るに及び又之を濫用したるが爲め國民の望をも亦失墜せり。是を以て未だ幾くならざるに女王はハルレーの詭謀に動かされフィッツク内閣員を免官してトリーを擧用しハルレー大法官となり實際は大宰相の地位に立てり。之に反してマルボロー夫妻は盡く官職を剝奪せられ憐むべき餘生を送れり。而して公が尤も與つて力ある大陸戦争は一千七百十三年ユトレヒトの條約に因て全く其局を結ひ。佛王ルイはノヴァスコシア、ニウ、ファオンドランド、及びシブラルタルを英國に譲り。アンの英國女王たることを認めて復たステューアート家を庇せさるとなれり。アンの治世中大陸戦争の外最も著明の事實は英蘇の合併是なり。蓋し此兩國が一王を戴くに至りしは百餘年前なるが千七百七年連合條約に據り双方の國會合して一となり十六人の蘇國貴族英の上院に入り四十五人の蘇國議員下院に入れり。抑英國憲政の變遷を尋ねんと欲せばフィッツ及びトリー兩黨の名實を詳にするに非れば則ち不可なり。然れども之を詳にするは誠に至難の業と謂はざるべからず。

何者此名稱たる時としては國政に關して自黨の擴大を謀る黨派其の物を指し時としては其の抱ける主義を指すが故に何れの時何れの場合に於ても同一の意味を有する者と解すべからず。抑此黨派の區別は長期國會の時に見はれたれども名稱の起りしはエキスクルニション法案の時に在り。而して兩黨とも憲法を保持するの精神に至りては毫も異なる所なし。即ち世襲の君主に行政を歸すると立法に於て君主と國會との一致を要するとは皆其の揆を一にしトリー必ずしも無限君制を主張せず。フィッツ必ずしも民主政治を主張せず。然れどもトリーに在りては憲法を以て究極とし憲法の外を見るとなく。又憲法の外に超出する能はず。フィッツに在りては一切の制度天下の爲めに存する者とし。其の目的を達すべからざるに至らば變更を免れざる者とせり。勿論敢て之を犯すの意にも非ず又不必要の改革をも遂行せんとするに非ず。要するにフィッツは改進に傾きトリーは保守に傾きフィッツは民權を重んじトリーは君權を重んず。但感情と事宜とによりてはトリー專制を立んとしフィッツ王國を覆へさんとするに至れり。

兩黨の性質の區別は改名後益す明白となれり。彼トーリーは熱心なる國教の扶持者にして寧ろ忠義に背くも教會に背かずして屢舊教徒を虐げ之を虐ぐる能はざるときも猶ほ之を抑制するに汲々たり故にフイックが名譽改革に由て成功せる寛容の如きは尤も其の意に満たざる所なり。之に反してフイックは教會の跋扈を惡み異教者を處すに寛典を以てせり。

從來フイックを呼て貴族黨となすとは何人も知る所なるが。疑もなく貴族の多數は革命よりジョージ二世の死に至るまでフイックに屬せしなり。然りと雖も是は政黨と主義と別々なる時の場合に限り。夫れ貴族の國王に偏黨するは自然の結果なるが女王アン治世の大部分を除くの外國王は常にフイックの窘迫する所となれり。即ち上院はフイック黨より寧ろ多數のトーリー黨員を有せり。若し主義上より兩黨を比較するときはフイックのトーリーに於けるや社會の性質目的を識別するに於て勝り。時と事情に従つて作用あるに於て勝り。廣大にして確實なる利益に庶幾きを以て勝る。然れども英國に此二黨あつて互に相控制するの利益たる實に少からず。抑も此主義を擇むと此主義を抱ける者を善とするは自

ら別事に屬す彼等にして此主義に據る間は社會の益友たる反對黨の比に非ずと雖も。改革後アンジョージ一三四世の時に於る特別の事情黨派心僻情敵意等は兩黨をして偽なる形跡に出してしめ。フイックの實際トーリーに均しくトーリーの實際フイックに化するに至れり而かも之を然らしめたるは貪權の心にして初は手段と考へしも遂には目的と變じ去りしに由る

第八編 ハノーヴァル王朝

第一章 フイック黨の專權

ハノーヴァル家の王位繼承權は曩に國會の定めたる所なるが國民の中には猶ほステアート家の世襲權を主張する者あり。千六百八十八年以來兩黨の徒黨互に相争ひ騷擾絶ゆることなく女王アンの末年に至り殆ど其極に達せり。然るにハノーヴァル家の繼承權を固執せるフイック黨は既に敗れ宮中の嬖倖は女王の柔弱なるに乗じて方に其心を動かしセントジョンの野心奸智に富めるシャコバイトの固結して熱心なる國民保守の感情を驅て其計畫を遂げんとするが故にステア

ト家復位のごとは殆ど成功に庶幾く若し二三週を経ば其機全く熟しジョームス、エドワード一蹴して英國の王となり名譽革命の大業將に淪胥して止まんとせしに幸にして女王俄に崩じ樞密院に於けるハーヴアル黨の貴族直ちにジョーシ一世を迎へしを以てジョコバートの陰謀盡く畫餅となれり。此の時に方りジョリスベリー侯は殆どデイクテートルの地位に立ち相續條例を實行するの任に當り諸事一に條例に據て處斷せり。而して攝政の事に關してもジョーシの撰擇せる攝政會員の名簿封じて侯の手に在るを以て毫も困難のごとあらず。之を開けば則ち其撰に當れる十八人の貴族は概ねフィツク黨にして成法に於て定めたる顯官七人と共にロルド、ジャステイスの稱を帯び新王入國に至るまで假政府として萬機を攝す。而してマルボロ公の此に與ることを得ざりしは實に意外と謂ふべし。國會の開期は猶六ヶ月を餘すを以て國狀平穩復た憂ふべきもなく政費の如きも國會は先王と同一の金額を議決せり。既にして九月十八日新王は其長子と共に英國に着せしが其人となりは一國の民望を得るに足らず。蓋し英國の如き國會專權の國に君臨する者は實權に乏しきが故に要する所は威嚴と莊重となるに

ジョーシは素朴粗野にして風彩甚た舉らず、臣民の之を輕視する亦宜なり。

其れ然り、王は其君臨せる國土の憲政を運用する能はず、又た欲する所に從て政治を行ふの能力を有せず、己を翼戴せる黨派に頼るを以て得策とするは自然の勢のみ。是に於てタウンゼンド、ハリファックス、スタンホープ、ロバート、ウォルポール等相率ひて政府に入りサンダラント愛蘭の總督となりマルボロ公復ひ兵馬總督となれり。然れども公は復た往昔の勢力を有せず。

ハーヴアル家の立つや國民は名譽革命後に於けるが如き憲政に霑ふにも非らず、國家も亦其時の如き變更を受くるにも非ず、只一政黨が其志を得たるの觀あるのみ。而して是れより後反對黨は反對の點を稍輕小なる問題に限らざるを得ず。何となれば憲政の大本已に定まりハーヴアルの繼位亦動かすべからざればなり。然れどもジョコバートは是に因て失望を極め早晚事を干戈に訴ふべきは智者を待たずして明かなり。而してジョーシの過激派は早く既に激昂の狀あり。千七百十五年一月國會の解散せらるゝや總撰舉に際して暴徒到る處に蜂起しマンチエスタ、及中央諸州殊に著しく勢の底止する所を知るべからざるを以て政府は

暴徒條例を作り若し十二人以上治安を妨害するの目的を以て不法の集會をなす者あらは地方官警察官等は直に解散を命すべく萬一其命を拒み一時間後猶ほ集會するときは重罪を以て之を論ずべしとの公文を發布せり。此の如くにして三月の國會にはフィック黨遂に多數を占めぬ。

フィック已に多數を占めしかば其勢力を極處に達せんと欲し上下兩院に於けるウトレイヒト平和條約の締結者を彈劾に及び二週日の後調査の爲め秘密委員を指定せしが是より先ボリンブロークは既に逃れてジョーエームスに投じオルモンドもジャコバイトの首領として英國に留りしが此に至り亦ボリングブロークの跡を追ひ遣る所の者は獨りオクスフォードあるのみ。然るに幾くならずして國會が彈劾を撤回したる所以を考ふるに叛虐の證據不十分なるに在り條約の失錯と反逆罪とを組織するの困難なるに在り、オクスフォードが特別に王意を奉承したりと云ふを以て責任内閣の道未だ明かならざるの時故之を罪する能はざるに在り。蓋しフィックと雖もウヰリアムの末年アルマンザ戦争後衰龍の袖に隠れたる事なきに非ず。而して政黨内閣の主義明白に定り實際に行はれしは是より猶ほ二十餘年を閱し

たる後に在るを見る。

今やフィックの全力を用ふべき所は煽亂不逞の徒を撲滅するに在りオルモンドの未だ亡命せざるや英國に於て黨與を集むるに汲々としボリングブロークは佛國の力を借るの策を講せしが適まブリストル、エキセタルの諸都府を始とし國の西部に在てはハノーヴル家の王位繼承を非とするの感情甚だ強く、蘇格蘭に至りては素より世襲の王室に固着するの國風なるが上其國の産なるジョーエームスの英國に王たることを榮とするがため民心自らステューアートに嚮ふのみならず一はウヰリアム昔日の處置を恨み、一は英蘇合體より起れる不自由を嫌ひ、苟も英國を害すべきものならば如何なる計畫にも與するに憚らず。

然り而して是等の企圖は窺に佛國の後援に待つ所あり。昔以爲くボリンブロークの才幹あるや必ず佛國をして一臂の力を假さしむべしと。果せるかなルイは英國に宿怨あるを以て或は西班牙に勤めて叛徒に軍費を給せしめ、或は自ら兵器を頒與し、或は之が爲に軍艦をハーヴルに艦せしもオルモンドの亡命は叛徒の一頓挫を致しルイの死は更に其望を絶てり。王死しオルリンス攝政となり西班牙

家の入て佛王の位を嗣がんとことを恐れ専ら力を之れが防遏に用しが内事を整へんとするには外憂を避けざるべからざるに由り。英國と釁を啓くに心なし。唯其れ此の如し叛徒は佛國を恃まんと欲するも得べからず。ボリングブルックは此に見る所あり叛徒の巨魁に使を遣はせしが其主旨に曰「蘇格蘭は英蘭を待つに非れば事を擧ぐる能はず、英蘭は佛國を待たず非れば功をなす能はず而して佛國は敢て動くの意なきにより暴擧のことは一切斷念するに若かず」と。シェームスは此書簡の到着に先きだち最早他人の助を待つに暇あらずして自ら兵を擧げんと欲しマー伯をして蘇格蘭の北方を徇へしめ遂に英國と兵を交へしも一敗地に塗れマーと共に佛國に逃る。是れを千七百十六年一月とす。

國會の解散期は正に是歳の末にあり、總選舉は翌年の春に當れり。然るにシェームスは一旦敗走せしジョコバートの激昂とハノーヴァル派の疑懼とは毫も之が爲めに減せざるを以て選舉に激烈の競争あることを免れざるべく暴徒の蜂起するも亦測られず。是に於て閣臣は從來三ヶ年なる國會の期限を延長して七ヶ年となすの議案を提出せり。此の如きは一時の便宜に出たるなれども驟て永久の制

となり。因襲して今日に至れり。國會が斯く濫りに其生存を永くするに就ては人民の權利を篡奪せる者にして長期議會と其轍を一にするとの譏を受けたれども當時の變情を察するとき強て咎むべからざるに似たり。何となれば小ポロ一の選舉權は擧て腐敗せる自由民の手に在り、郡に於ては大地主の手にあり、大都府に於ては小官吏の手に在り、君主と貴族とをして選舉を左右せしむるに足る。且つ君主と貴族との如き長久の存在を保てる階級に對して獨立と自由とを全ふする爲めには國會も亦成るべく長久の存在を謀り以て權衡を持せざるべからざればなり。是を以て七年案は幾何かフイック内閣の命脈を永からしむるの黨派問題なるに相違なしと雖も兎に角堂々たる立憲的根據を有するが爲に當時一流の政治家を擧げて是に賛成の意を表せり。而して該案の緒言に述べたる新政必要の理由は頻繁なる選舉の多費、黨争の重複、法皇黨釀亂の期會等にして一言以て之を掩へば政府の安寧鞏固に欠くべからずと云ふに在り。フイックが此大問題を料理して騷擾の根を絶つや忽にして是より先き閣臣の間に生ぜし隙離は著しきを加へ適ま事あるに逢ひて四分五裂の狀に陥れり。王は頗る之を憂ひ強て王位繼

承法中國王の英蘭を離るゝとを禁する個條の廢止を求め直に駕を促して故國に向ひ、スタンホーフ内閣の代表者として之に扈從しタウンゼンド留て内に在り。此の如き閣臣の分離は隱謀家に向て乗すべき途を與ふるに均し。况や内外の事躰益之をして然らしむるものあるをや。即ち王は夙に其長子と家庭に鬩ざしが此に至りて已が滯外の間其攝政たるべきの權を拒む能はずタウンゼンド亦皇子の權を主張して屈する所なし。王已を得ず政府を皇子に托したれども名稱は攝政を以てせずして王國の後見兼總督を以てし且つ加ふるに幾多の制限を以てせり。是に於てタウンゼンドは王と反對の地に立ち王の左右に侍する政敵をして奸計を運らさしむるの便を與へたり。彼等の英國を視るや宛かも己の有なるが如く跳梁至らざる所なかりしも閣臣は常に之を制せんとするが故に復讐の念を抱て動もすれば之を倒さんとす。閣臣の不信任は此に止まらず大陸に關係せる事柄によりて益甚しきを致せり。スタンホーフの王に従てハノーヴルに到るや佛の攝政オルリオンと會して英佛親交の商議に従事せり。ショイヨも瑞典及び露西亞と戦はんと欲するの間に於て佛國との平和を冀ひしと雖もタウンゼンド和蘭の

承諾を待たずして佛國と和し以て舊交を破ることを拒めり。王は常にタウンゼントが己の獨逸政策に反對することを含みしが此に至りて嬖倖等益、王の意を迎へて之を激しサンダランド亦其地位のタウンゼンドに及ばざるを遺憾としハノーヴアルに走り群小と事を共にせり。既にしてタウンゼンドは王が猶ほ久しく國外に在るも妨なからしめんが爲め上書して皇長子の權を増すことを奏請するに及びショイヨは大に怒り直に其官を貶して愛蘭の副總督とし遂に千七百十七年一月を以て英獨佛の三角同盟を結びウトレヒト條約中英國の新教相續、佛國相續、西班牙統の佛國に王たる權利を非認せる條款をして益、確實たらしめたり。

第二章 トーリー黨の入閣

然るにウォルポールを首としてタウンゼンドの政友は不平の色あるを以て盡く之を罷め政府の指揮はエキスチエ、ワール院の大法官たるスタンホーフの手に歸しサンダランド、アディソン共に國務卿に補しジョームス、クラッグス軍務卿となり。其黨略を内政に用ゐんとするに當り一方には君主を擁する獨逸の群小あり、一方に

はダウンゼンドと共に内閣を退きたる一派の強硬なる抵抗あり左支右吾殆ど困難に勝えざらんとす。

蓋シダウンゼンド一派の痛く抵抗せしは貴族案にして此案の目的は君主が貴族條令により貴族を作るの權利を制限するに在り。若し該案の通過するときには君主たる者現在の英蘭貴族百七十人の外は六名以上を増加するを得ず。内閣は何故に此を提出せしかと云ふに是亦七年條例と同じく一は憲義に基き一は黨略に出てたるものなり。案ずるに名譽革命は平民の手に成れるよりは寧ろ貴族の手に成り當時貴族黨即ちフィツクのハノーヴァル君主を視るや宛も吾が被後見人の如く其言論は自由を唱ふるに拘はらず其感情は仍ほ是れ貴族的たるを免れず政治の自由を鞏固ならしむの道は只自黨が政府に立つに在りとなし是を以て曩には七年議會の制を設け今亦是を以て世襲貴族獨占の利を私せんと謀るのみ。故に彼の思む所は君主の權なり、人民の權なり。往年ウトレヒト條約の締結せらるゝや全く輿論と貴族との増加に山れるを見て以爲らく是れ或は君民一致の端にして早晚我が勢力を破壊するも亦知るべからずと。乃ち貴族案を提出

して豫め之を防遏せんとす。是れ實にスタンホープの本志なり。然れども直接の原因はウエールス公子の王となる日に於て應に起らんとするの災を恐るゝに在り。而して爾時尤も利害を感ずる者をサングランドとす。何となればジョージ父子素より相善からず而して皇子はサングランドの讒間に出つるとなし深く恨を抱けはなり。且つ皇子若し位に即かは其寵臣を貴族に叙すべしとは何人も想像する所なるを以て内閣は益々貴族案提出の必要を覺えたり。然るにトリーは其主義本と君主の特權制限を非とするによりウオルポール一派のフィツクは其の政府案なるが爲めに共に之に反對し遂に通過するを得ざらしめぬ。

今日に於ては此の如き重大の方案にして敗れんか内閣總辭職は固より其所なり。然れども政黨内閣の政度未だ完全ならざるよりスタンホープ依然として其職に安ずるのみならず内閣は儼乎として其勢力を持せしかタウンゼンド。ウオルポール等は再び舊縁を繋ぐの利なると思ひ共に携へて政府に入れり。適ま南海會社恐慌のとあり。ウオルポールの舉措宜しきを得るに反し他の閣臣多くは會社の詐偽に與りて罪を得ず。スタンホープの如きも議場に於て攻撃を受

け激怒の餘逆上して死し。サンダランドも物議に勝えずして内閣を去りウォールポール乃ちタウンズヘッドと共に勢力を恢復し大藏卿となれり。抑もウォールポールの失は貪權と忌刻とに在り。故にボリングブルークの一旦英國に歸りウォールポールに就ては政府の要職を求むるや斷然として之を拒めり。是れ其才力超群遂に己れを凌ぐとを恐るゝのみに非ず其能くトリーアの反對を打破するときには重きを君主になし己れの專權或は全からざるを恐るゝなり。而して國務卿カテレットは己と意見を異にするを以て之を愛蘭總督に遷せり。既にしてウォールポールの政敵は漸く勢を得。ボリングブルーク常に背後より之を操縦し。ウォールポールの舊友ルテナー下院に於てボリングブルークの影子たり。彼等はクラフツマン新紙を發刊して政府を攻撃し毫も假す所なし。ケンダール女公亦之を庇して王を動かし。ウォールポールを逐ひボリングブルークを内閣に入るべきを勧めしも王之を聽かず。反てウォールポールに告げ之が處置をなさしむ。ウォールポール浸潤の禍竟に免るべからざるを察し退閣の念を起せしも王會ま崩し反對黨の畫策暫く止めり。

先王の時に當りウォールポールの地位頗る危かりしが幸に王厚く之を信ぜしが爲に事なきを得たるも今王は之れと異りウォールポールの曾て反對せし所のものにて今王亦當にウォールポールを疎んずるの意を公言せしことあり。是れ其人となり小事に齟齬として大眚を辨せず。ウォールポールの舊怨を記し其其器たることを識るの明なきを以てなり。ウォールポール先王の崩御を報するや。王之に命し。下院議長兼ウエールスの大藏官たるサーズベンザーコムプトンに就て急務を議せしむ。ウォールポールの慧敏なる此寵臣に親みて己れの位地を維持せんと欲しコムプトンも亦王が樞密院に於てなすべき演説を起草するに當り。ウォールポールの力を借れり。未だ數日ならずして從來ウォールポールの門に出入せし者皆趨てコムプトンの邸に伺候し。ウォールポールの勢力全く去りしものゝ如し。然るにコムプトン迂濶にも彼をして親しく王に進言せしむるの機會を與へたるにより。外交政略に就て王の平素不可とせし點を辯疏して其惡感情を除き亦た王の尤も痛痒を覺ゆる帝室費に就き甘言を以て其依頼心を引き。是を以て他の爭權者を排するの伏線となすが上に王妃をも説て以て吾援となせしが妃は王を股掌

に弄し。コムプトンの用ゆるに足らざるを論して之を疎んぜしめ。内閣は動搖せずして繼續せり。其報酬として帝室費を八十三万磅を増し。妃は八十万磅を得たり後は英邁通達ウオルポールの材を識り共に一定の政見を執り内外共に平和を期し激争を生ずる問題は凡て之を避け未だ發見せざるの弊害は之を措き、只國民をして物質の幸福により秩序あり安固なる政府の利益を知らしめんと欲す。是故にウオルポール當局の間は重大の事なく只國會に於て政府黨と他黨との争ありしのみ

反對黨の中堅は不平のフィッグにしてバルトニー及カルテレット、ポーリンブローキ等之が巨魁たり而してタウンゼンドも亦ウオルポールと隙ありしが爲に之に背けり。此輩及びチャスターフィールドを扶戴する者はバトリオットと云ひ自ら以て眞正のフィッグ黨なりと謂へり。

蓋しウオルポールの率ゆるフィッグは君主に依附し其勢威によりて保持せらるゝと云ふも可なり。然るに該黨當初の主義が君主過大の権力と相容れざるより論すれば、今や曾て敵黨の立ちたる地位に在るに非ずや。夫れ現王統の位に即くや、

世襲權に由るに非ずして國會の定むる所に由る。即ち此統を扶翼する者が國會の精粹なるフィッグに外ならざるは固にしてフィッグが此統に因縁して政權を握りたるも亦必至の勢なり。然れども王權の如何を考ふるに革命は憲法的に王權を滅殺したるとなく、ハノーヴァール諸王は之を十分使用せざりし迄にて宰相の手に委し、宰相は王威により殆どスチュアート朝と同じく絶大の權を振へり。而して王の権力は年金土地政費等に基けるも王をして此權力を享けしめたるに就ては國會未だ曾て之に與らざんばあらず。バトリック、フィッグの王權に反對するや、其主義に忠實なりとは云へ王權の恐るべきは國會腐敗の時に在るを知らず。且自由に熱心なるは極めて賞すべしと雖自由の大敵なるハイトーリー又はシャッパイトと事を同ふするは何ぞや。而して政權を得んが爲めに全力を以て政府に抗するは賞すべきに非ず。要するに此時に當りて主義は實際と相背馳し閣臣に對する私怨と地位を失ひたる餘憤是れ實に抵抗を致さしめたる所以なり。又トリーフィッグの黨名は全く其意義を亡へり。下院の大部はハノーヴァールに依附し五十のツヤコバイト若干のトリーリー有るも國會の争はフィッグ間の争にして今王

の未始て舊政黨の觀に復せり。夫れ王權は未だ曾て減削せられずしてフィック領袖の手に任せられたるによりフィックは王權と國會に於る其黨勢とを併て之を占め以て政府を専統し君主と人民とに顔頑せるより、是れ憲法の舊權衡を失する者なりとの議論出でシヨージ三世位に即くに及び之と絶ちトリーを擧げて政を執らしめたり

内閣の勁敵たるパトリオットを率ゆる者は皆一時の英才なるに反し、閣僚はウオルポールを除くの外第二流の人なれども、根柢頗る固く國會重要の問題殆ど一として其勝に歸せざるなし。是れウオルポールが時の名士率ね銅臭あるに乗じ、年金又は官職を餌として議員の多數を利用せしに由る。國會の大勢は此の如くなるに方り、ジエームスは嬖臣を擧げて忠良を斥け小人事を用ふるより英國の憂十に六七を減せり。

是に於てウオルポールは意を外交に用ひ、煥帝の跋扈を制せんが爲にセザール條約を結び、英、佛、西、和の防禦同盟を作り、終に千七百三十一年三月十六日の第二ザヤナ條約により煥帝を屈伏せしが、是其平和主義の成功せしものなり。而してウ

オルポールの勢力日に加はり復た之れと衡を争ふものなく、ダウンゼンド不平を以て職を去るに至る。ダウンゼンド人と爲り倨傲にして義弟の下風に立つを欲せず。且つ第一ザヤナ條約は己の主戰論に反するを以てウオルポールに嫌せざるところあり。會ま其夫人死してウオルポールの關係已に絶えれば益反目の委なりし處、年金案のとに關して更に又爭端を啓けり。蓋しパトリオット等は政敵の利器年金に在るを覺り千七百三十年の春サンディース氏をして年金案を提出せしむ。此案に據れば凡そ直接間接に年金を君主より受くる者は議員たるとを得ず。何人も議員となると均しく此の如き年金を受くる者に非るとを誓はざるを得ず而して此案は反對黨一致感情を代表したるが故に、平生多數の感情を傷むとを憚れるウオルポールは殆ど之を處するに苦みしが上院の必之を否決すべきを測り下院に於ては容易に通過せしめたる處上院は果して之を撲滅せり。ウオルポールの策は怨望を上院に嫁して己れの困難を免かるゝに在り。而してタウンゼンドは實に上院の首領たり。是を以てタウンゼンドは之を怨むこと甚しく、内閣は兩雄並立つを容るさず。然るに王妃はウオルポールに與みするの故

を以てタウンゼンド決然勇退身を農業に委せり。

此より二年の間はウォルポール最も得意の時代なり。然るに千七百卅三年財政の大改革を行はんとするに於て殆ど其位置を危ふせり。彼は切に國會の反對黨を減せんと企て敢て其強と弱を問ふに暇あらず。先づ地方人士を籠絡せんが爲に地租軽減の方を講し、鹽税を以て之を補ふの道に供するの心算を立て、鹽の製造業に欠くべからざると極貧者と雖も亦必要あることゝを顧みず此方案の行はるゝ一年其得る所望む所の三分二に達せず。即ち又煙酒に課税せしに密賣避税盛に行はれ煙草に就て見るも七十五万磅の豫定なりし處實際の収入額八十六万磅に過ぎず。乃ち更に徵税の方法に就き立論せし處非常の反對に逢ひ、第二次會に至り六十の政府黨員減して十六人となり、ウォルポール此案を撤回し自黨の變節者を怨みて閣僚の英物チャスターフィールドを罷め、其他の貴族に至りても職を奪はれたる者亦實に少からざりき。

ウォルポールは前述の如く讓歩に因て平和を得たるが、翌年歐洲に起りし戦争に於ても局外に立ちしは猶ほ此平和主義によれり、七年條例に據り國會の期已に盡

きたるが故に總選舉を行ひし處舊に依りウォルポールの黨多數を得たり。ポリングアールク倦怠に堪えざる上バルトニーと合はずして佛に退き、而して首領の地位ウエールス太子に在るが如し。太子首領たるの英才なきも亦反對黨の中心たり。其英に來るや否や父王と違言あり。是れ曾て普の王女と婚を約せしも父王の之れを許さざりしが爲なり。且父王は太子の時十萬磅の歳入ありしも、己の歳入は五方に過ぎず因て屢増額を請求せしも父王者にして之を拒みしが故に、太子は益缺望して父王に抗するに至りしがバルトニー、チャスターフィールド、カルテレット、ウヰンダム、コフハム等之に歸せり。斯く太子の宮に昵近する者の中に於て後來大名を擧げたる者の中にはピット及リットルトンあり

既にして西班牙が英の商船を捕獲せんことより、兩國の間に爭論を生じ反對黨は頻に開戦を主張するに拘はらずウォルポールは獨り平和を望み西班牙と商議の末之をして英の捕虜と奪掠品とを還し、且償金として二十万磅を出さしめ、英は西船の損害六万磅を拂ふの約なり。然るにウォルポール償金の速に手に入らんとを欲し減じて九万五千磅となせしを以て、人民は憤激して盡く主戰論に賛成せり。

是に於てウオルポールの取るべき所は辭職と開戦の一に在り。然るに氏の戀權なる其主義に反して開戦に出で名譽と勢力とを併せて之を失へるは愚と謂ふべし。夫れ開戦はウオルポールの志に非ずと雖も既に此に出でたる上は己れ力めて之を處置すべき理なり。然るに彼は一切之を關係に委せるのみならず將校の撰擇其當を得ずして戦亦利なかりしかば攻撃一身に集り終に辭職するに至れり。

第三章 バトリオット派の内閣及ピット内閣

若しバトリオット領袖の政治主義盡くウオルポールの精神と相反したらんには勢内閣全軀の更迭を免れざるべし。然れども政府も反對黨も共にフィックに屬するが故に何人にては駕馭の才あらば以て從來の關係を總ぶべきなり。而してウオルポールは曾て猜忌の心より多く閣中一流の人物を斥けたるを以て今や之を反對黨に求めざるべからず。然るに何故かバルトニーは大宰相の任に當ることを肯んせざりしかば、ウヰルミンクトン姑く之に替りニウカスナルハルドウヰツクヤング等の前内閣員率ぬ留任しアルギル新に入りてマスターオフオールドナンス

となりカテレット國務卿となりサンデー、エキスチエクワ―大法官となる。此の如にして新内閣は一人のトリーリ―を雜えず。

夫れウオルポール倒れて政府の組織大に異なるなき所以は朝野の争點人に在りて主義に在らざればなり。而して新内閣は不本意ながら物議に要せられ前大宰相の失政を調査する爲め委員を選定せり。此委員の多くはウオルポールの仇敵なりしも其目的を達せんとするときは籤を叩て蛇を出すの恐あり。是故に其報告の如き全く捏造にして曾て國會の彈劾に縷陳せる理由と對照するときは殆ど見戲に類し何等の結果をも來たさず。且つ内閣に留れる前大宰相の同僚ヘルハム兄弟ハルドウヰツクは言に及ばず其敵カルテレットに至りても當時の事情に驅られ漸くウオルポールの政略を襲ふに至れり。既にしてカルテレットは外交政略に力を用ひしより自ら内政に努めず實權次第にヘルハム兄弟に歸せしがカルテレットは國王の信任を買はんと欲し國費を以て一万六千人のハノーヴァル人を養ふとを容る、其の他ウオルポールに反對せし者も亦皆之に倣てハノーヴァル主家に私するに至りては豈に奇ならずや。

ウヰルミングトンの死するや大宰相の候補たる者一をバルトニーとしカルテレット之を扶く。一をヘルハムとす即ちウオルポール一派を代表するものにしてウオルポール之が黒幕たり。而して中原の鹿角にヘルハムに歸し、カルテレット怨望職を去る。蓋し新内閣の方針はウオルポールの舊套を脱せざりしも、唯一大問題の全く之と背馳せるものあり。何ぞや英國が進で大陸戦争に投じたる是なり。是より先日耳曼帝チャールス六世殂す。佛西共にペアヴァリア選挙の相續權を主張し、英和共にマリヤテレサを推選し、千七百四十三年を以て互に兵を交え、歐洲に於ては塊地利相續の戦と云ひ、亞米利加に於ては王ヂョージの戦と云ふ。ジョージ往て大陸に戦ひ、デッティンゲンの勝を得たり。此亂は千七百四十八年に及び、エイクスラシアーベルの條約によりマリヤテレサ終に位に即く。

ヘルハムは人の反對を恐れて八方美人主義を取り先づピットの歡心を買ひ又チャスターフィールドに愛英總督を暗はしめて反對を止めしめ、トリーアの貴族ゴロを内閣官とし、シャコバイトなるサージョン、ヒンド、コットンにも官を授く。王はトリーアとシャコバイトを惡み又チャスターフィールド及ピットを喜はす、爲めに

事頗る難かりしと雖も反て下院の反對を制するの利ありき。是故にヘルハム大宰相の間は國會は極て靜穩を保し、ドッティングの率ゆる太子黨の少しく抗抵するあるのみ。

千七百五十四年國會の期限正に終りしが、人々皆以爲く次期の國會も亦相繼て平穩なるべしと。然るに豈に測らん、ヘンリーヘルハム俄に薨し、各説を異にせる多くの人材を連結せし脈絡此に絶えたるを以て國會の紛擾黨争の再燃は何人も之を豫想するに難からず。ニウカスソル公弟ヘンリーヘルハムの後を承けて大蔵卿となり。内閣繼續の勞を服せしもヘルハムに代りて下院の首領たる者を求むるに難く、指を屈すれば軍務卿ヘンリーフォックス出納長ピット大檢事マルリあるのみ。而してピットは王に善からざるのみならず、多病にして之に適せず。マルリは只法律上の名譽を望み心を他事に止めざるを以て之をフォックスに謀りしも合はざる所ありて成らず。サー、トーマス、ロビンソン國務卿となりて下院の操縦を擔任す。ピット、フォックスと共に之を晒ひ相結んで公を嬖らんとす。已にして國會開會に先きたつ一月公はフォックスと提携するの必要を悟り、之を内閣に入れ其

力によりて無事に一年を過ぐ。然るにフォックスとピットの二政治家は是より長く相敵視せり。

抑ニウカスソル公は有事の日に於て大宰相たるの器に非ず。然るに英國の形勢を顧みれば戦亂將に起らんとするの兆あり。エイキスラシヤベルの和約は米國殖民地の疆界を定むるを遺して後患を存せしが、上印度に於ては英佛各其地の王侯と結て相對峙す。幸にクライブ、カルナティックに於て英國の勢力を恢復せしと雖も東西共に禍機の熟するを見る。佛の目的はメキシコ灣の殖民地とカナダの殖民地とを連絡し、英の殖民地と本土との交通を妨ぐるに在り。爲にオハヨウ河岸に砦を築て英領に迫れり。是に於て殖民地の戦争始まりしに英政府の派遣せる一軍は戦敗して塵殺せられたり。然るに英佛は猶ほ表面上平和なりき。ニウカスソルは大戦を始むるの勇氣なく一時を糊塗せんが爲に戦争を在米殖民地に限らんとし、水師提督ベスカウエンをして佛艦を追蹤せしめ敵若しセント、ローレンスに現はるゝときは之れを撃つべきを命し、遂に戦端を開きて佛の二艦を沈め、爾來捕獲する所頗る多し。佛は勿論歐洲諸國と雖も英が戦を宣せずして船艦

を捕獲するを怪しみ且つ咎めざるはなし。

英佛の公戦は此に至りて竟に避くべからず。人々愛國の念を抱くに拘はらず王はハノーヴァールの所領のみを愛ひ、國事を攝政に托し國會の閉つると共にハノーヴァールに幸せり。蓋し王の恐る所は佛の外又普あり。普王フレデリック、ステュアート統を扶け虚に乗じてハノーヴァールを取らんとす是に於て英王ジョージは大陸諸侯に歡を通じ之に錢糧を給して普を抑制せしめんとせり。

今やニウカスソル公は國會の承諾を得て此契約を實行せざるべからず。而して公は必ず國會の反對あらんとを豫測し下院に於て有力者の援を得るの必要を感せしも、閣員の議員たる者の内には一も拔群の人なきを、以てピットを擬せし處ピットは固く助金を排斥せし上レッキヤ又出金狀に署名するを拒み其秋國會の開院演説に於てレスセ普魯西の助金問題に言ひ及ぶや、ピット激烈の語を以て之を攻撃せしによりレッキと共に免黜せらる。

斯く對普手段を講ずるに際し佛軍來寇の途に在り。然るに英將の防禦の任に當りし者皆其器に非ず。ピングは退却しブラツクニは敵に降りし爲め公も物議

に堪えずして其職を去れり。

デヴォンシャミア公大藏卿となりピット國務卿兼大宰相となる。新政府の政綱は全くピットの代表せる黨派の主義に本き、ヘヌ人を放逐し民兵増加案を通過せしめ、米國に援兵を送り蘇格蘭軍隊を編製し、其爲す所着々觀るべきものあり。然るに此新内閣が意外にも早く破れたる其所以はピットが王の憎惡を受けたと、ニウカスソルがフィッグの首領とし買収の達人として有せし如き國會に於る勢力とを欠くに由らすんはあらず。王は再びニウカスソルを用ふるに意あり。適此二人の間に商議纏りピットは其の人望と才力とを供し、ニウカスソルは其下院の勢力を供し、フォックス又出納長として一臂の力を假せり。是に於てピット内閣の名を以て知られたる強固の内閣始て成る。是を千七百七十七年とす。

内閣變更の當時米國殖民地疆界に關するとの外、更に佛と争點を生じ歐洲諸國之に關して混戰數年の久に亘れり。此際波蘭及埃露二國皆英國を敵とし、就中佛は全力を擧げて英の海權を制し殖民地を争はんとす。ピットは此危難の時を以て英の國威を揚ぐべき好機會とし、以爲く佛國大陸戰爭に醒醒する間に英國は外兵を

以て之に當り内兵を以て殖民帝國を完成するに足ると。彼が決心の如何に舊時の持説と異なるを知らんと欲せば彼が從來代表せる黨派の主義を解するを要す。此黨派たるフィッグの一部に相違なきも内治外交の兩政略ともに全体とフィッグと意見を異にせり。則ち佛の勢力を忌むの一事に於ては彼此皆然らざるなしと雖も在朝派か佛の勢力を制するの道は歐洲の國力平均を保存するに在り、大陸諸國と親密の關係を結ぶに在り、錢糧を給與するに在り、而してピット派は然らず英國は島なり故に自ら海軍を恃まざるを得ず當行の務は通商なり、故に又海軍の強を要す。海外の事に牽連して精力を徒耗すべからず。海權を制する以上は外寇も愛ふるに足らず故に兵備は防禦を主とすべしと言ふに在り。又内政に於て異なる點を見るにフィッグの全体は政權維持の道を以て國會の勢力と私恩を布くに在りしピットは苟も人民の心に稱へる政府ならんには他の助を要せざるべきが故に國會の勢力は不必要なりと思惟せり。然るに其ニウカスソルの政友となり其力を假て國會の勢力を收め歐洲諸國に錢糧を給與するの策を保持するが如き皆曩の持論に反するものなり。然れども其際會せる事情は之をして英國の地位一變し

たることを知らしめんこと此に及ひたるなり。初は英兵到る處に破れピット將校を易ゆるに至りしも千七百五十九年形勢一變捷報連りに至りピットの勢旭日の如くなりき。

第四章 内閣制度の危機

ジョージ三世の昏主たりしことは、全く其少時一種奇異なる家庭教育を受けたるに由る。蓋し其母ウエールズ公主の之を教育するや、父王の特に定めたる師傅を捨て、公主の自ら擇ひたる人を用る。ジョージをして力めて世故人情に疎からしめたるが、公主の顧問として斯る内事に容喙せし者をピュート卿と云ひ、其幼主に於ける勢力頗る強く、後年君主の行へる政略は専ら其方寸より出てたるものゝ如し。而して彼の薦めたる侍講は率ねボリングブロークの推舉に出てたる者なり。乃ち知るジョージの政見は實にボリングブロークの餘唾なることを。彼が威權赫々たる王者とし自主獨斷を以て人民を統治せんとせしは即ち其明證なり。抑千八百八十八年以來フィッグ黨は名譽革命の餘勢に乗じ、ハノーヴァール統制立の功

勞を恃み、英國の君主を掌中に弄するの觀あり。故に新王の應に務むべき所は王室の久しく失へる特權を恢復して政黨政治を滅却し己の欲する所の人を相とし己の欲する所の政を行ふに外ならず。是れジョージ三世が登極の初より銳意遂行を期せしものなり。若し此計畫をして施行宜しきを得せしめむか不正の事にも非ず又至難の事にも非ざりしなり。何となれば此時の政黨を見るに實際に於ては復た舊時の如きフィッグ、トーリーの別を存せざるに、トーリーの籍に在る者は既往の關係よりして度外視せられ、唯フィッグに反對なる黨派に屬すると云ふの故を以て、如何なる俊才傑士と雖も政府の要路に立つとを得ず。且ピットの勢力を占むるまでは國會の争たるフィッグ中の二派が互に地位と勢力を争ふに過ぎず。其れ然り王若し最初幸にして人望あるに乗じ、ハノーヴァール統制中王は初めて英國に生れたる人なるに由る自家の特權を行ひ諸黨中より著名の人士を擇ひて閣臣となし、國民具瞻の人物を大宰相に任ぜしならば、全國の民心王に歸服せしや必せり然るに不幸にも其淺見短才と狹隘なる教育とは、此の如き規模雄大の舉に出づる能はざらしめ、其フィッグを偏惡するの極第二流のピュートを恃むに至りては抑

亦誤れりと謂ふべし。

三〇八

即位後六ヶ月間は尙ほ大變更なかりしと雖も、將來局面の應に變すべき兆候は既に見はれたり。是時に方りニューカスル公が官吏を奏薦するの權あるに關せず王は其知覺せざる間に於て擅に官吏を任用せしが如き、前途王權の如何なるべきかを察するに難からざるなり。既にして國會の解散に伴ひて内閣に變動ありバルリンクトン卿レツギに代つて大法官となり、ダウンゼンド軍務卿となり、ピユートも亦ポルタルネス卿に代て國務卿となる。ピユートは素よりピット平生の意見と氷炭相容れざるの人なるを以て、ピユートの内閣に入ることにはピットの内閣を出づべき兆なりと謂ふべし。蓋しピユートは盡くフィックに反對せる政略を遂行せんと欲せしが、其第一着は英國と大陸との關係を絶つに在り。英國より普魯西に與ふるの助金を廢止するに在りき。會、普と他國との戰は終局に近づき、平和の會議を開きしが英佛間の戰爭は別問題に屬するを以て、二國に限り特別の商議に出でざるを得ず。乃ち各其の公使を倫敦と巴里とに交派せり。而して佛國の要求は不當に非ざりしもピットが英國の權

利を重視せしが爲に事の落着容易ならず。蓋しピットは實に英國を卑辱の地位に起して國威を揚げたる者なり。而して之を爲すが爲には長日月の戰爭をも辭せざりき。然るに今僅に平和を得むが爲に前功を空ふするが如きは諾する能はざる所なり。千七百六十一年四月に於て佛公使の提出せる要求は各交戰國の疆界を定むるに、歐洲に於ては五月一日、西印度、亞非利加に於ては七月一日、印度に於ては九月一日に於て現に占領する區域を以てすべしと云ふに在り。然るにピットが之を拒み條約の調印せらるべき日を以て期限となさむと欲せしものは、其期限に至るまで力めて英國占領の區域を廣ふせんとするの策に出でたるのみ。佛は此外更に三個條の要求をなせしも、ピットは悉く之を峻拒せり。是れ佛と西班牙との間に英國の利を損すべき秘密條約の存するを知るが爲なり抑千七百五十九年チヤールス三世西班牙の王位に登りしより、兩國の交漸く熟せしが、是歲七月に及び佛公使は又西班牙の要求を附加し佛國の要求と共に議定せられむとを乞ひしかは、ピット大に怒り傲然として曰く佛國は英國と西班牙との争に容喙するの權利なしと。西國駐在の英國公使は西班牙政府が英國に友情を存することを過信した

れどもピットの先見果して違はず八月に至り親族約款なるもの成り、佛、西兩國の外
 チーブルス、バルマ侯等も亦加はり若し英國にして千七百六十二年に至り、猶ほ平
 和條約を結はさるときは開戦を宣せんとするの約を結べり。ピット之を知るや斷
 然商議を止めて西班牙と開戦するに決し、ハヴァアナとマニラに向て出師の準備を
 なし樞密會に提議せし處テムプル卿の外一人も賛成する者なかりしかば、ピット怒
 て曰く余の従事せざる所の事には責任なしと。遂に十月五日を以て職を辭せり。
 ピュートは漸く内閣に於て上位を占めしが、尙ピットが人望を得るを恐れ之に授く
 るに年金を以てし又其室にチャム婦人の稱號を以てせんとせり。是れ一は天下
 に向てピットが政府に反對せざることを知らしめ、一はピットの清廉を信ずる者をし
 て離心せしめんとするの意に外ならず。是より未だ一年を経ざるにピットが豫測
 せる如く西班牙の亡狀益々著るしきに至り、ピュートと雖亦平和を主張する能はず、
 千七百六十二年一月開戦を宣したれども尙ほ普國に向て助金を拂ふの心なく、其
 上魯西亞をして手を引去らしめたり。ニウカスソル公は早晚退閣の已を得ざる
 べきを知りしが、此に至りピュートの所爲フィッグの方針に反するを機として職を

辭しピュート自ら大宰相となりて其抱負を行はんとす。蓋其抱負とは何事をも
 顧みずして平和を求むること、大陸の關係を絶つこと、王權を恢復増加すること、議
 員買收を行はずして政治を行ふこと是なり會、ピットの計畫に出でたる遠征圖に
 當り我が艦隊到る處に勝を制せしに、ピュートの平和主義に熱心なる遠征の結果
 をも聞かずして佛と平和談判を開始せり。

ピュートは此間に於て大にフィッグを打撃するの計を講し、國會に於て條約を確定
 すべき時を以て其期とせり。是より先きグレンツァル卿ピットに代りて下院の首領
 となりしが、本と變通の才に乏しき上に今やフィッグの諸派連合して反抗を試むる
 際なれば勢グレンツァル一人を恃むべきに非ず。是に於てピュートはフォックスに
 賂ひて之に下院の操縦を托し、之に由て多少フィッグの黨員を誘致せんとせしがフ
 オックスは其容易ならざるを知り遂に買收の手段を行へり當時一票の直少きも二
 百磅に當れりと云ふ。其結果平和條約は國會の承諾を得て完結に及びたるもピ
 ユートは是より復讐に着手し、先づアヴオンシャー公の會議に欠席せるとを口實
 として其職を剥き、凡て平和に反對の投票をなしたる官吏皆之を罷め、ニウカスソ

ル。ロッキンガハムの如きフィッグの巨擘は言ふに及ばず、卑官小吏に至る迄、苟もフィッグの恵によりて就任せし者は一切免黜せられ、ビュートは全く反對黨を壓倒せり。ビュートが此の如く政敵に對して勝利を占めたる上は、益々其地位の堅固を致すべき理なるに、其未だ幾くならずして辭職の心を起せし所以を尋ぬるに、全く不人望に堪えざりしが爲めなり。蓋し英佛條約は輿論と背馳せり、人民の崇拜せるビットを放逐したることは物議の種となれり、其蘇格蘭人なることは英人の忌む所なり、公使の寵幸を蒙ることは醜聲の源となれり。今や彼の身は出入に護衛を要する程の危地に在り。此に至りて彼も亦始て要路に立つの不適當なるを悟り、以爲く閣臣として責任を負ひ危険を冒すよりは寧ろ嬖臣として無責任の權力を振ふに若かずと。因てクレンヴァイルを後任に薦めたり。然れども其本意は己黒幕に在て之を器械使せんと欲せしなり。然るにクレンヴァイル職を襲ぐに及び竟に之が願使を肯んせず君寵も亦數年を経て舊の如くならず。

第五章 ウヰルルクス出版問題

新内閣の中心はクレンヴァイルの外エクレモント、ハリファックス二卿にして三頭政治の名あり。ビュートは新内閣が己の干渉を受けざるを視るや、忽ち之を陥んと欲し、王に向て屢、閣臣が己に無情なることを訴へて已まず、エクレモントの歿すると齊しく其政略を一變してビットを其後任に薦めたり。ビットは王に謁して再びフィッグを登庸すべき必要を説て同黨の領袖に照會せし處第二回の謁見には王前説を變え、ビュートの女子と結婚の約あるノールスバルランド伯を首相とし、現内閣員の大半は之を留めんとするの意あり。然るにビットの擧げんとせるテムブルディウオンシヤア等の人々は皆王の喜はざる所なりしかば、相談遂に調はずして止みぬ。是ビュートが俄に志を變じたるに由る。是に於てビュートはフィッグの一派を代表せるベッドフォード侯を誘ひクレンヴァイルと連合内閣を造らしむ。是をベッドフォード内閣と云ふ。

千七百六十三年十一月十五日開けたる國會に於ては兩院ともウヰルルクス問題に關して大に激論ありしが、是れ此問題が下院の特權に少からざる利害ありて、一方には民權の消長に影響すると頗る大なればなり。蓋し從來下院は己の特權を擴

張するが爲め、他の侵害に對して其權利を保護する爲め、國王、上院、法衙、新聞紙、著書及び一般の人民と爭論をなさざる日は未だ嘗てあらざる程なり。然るに正當の權利を保護するに就ては毎に勝を奏せしと雖も、己が他を侵して法外の擴張をせんとせし時は又必ず敗を取れり。抑下院時ありてか其特權を濫用せしと雖も己又他の爲に抑制せられ、互に相控制するの結果終に下院をして正當の權利に立ち且安んぜしむるに至れり。ウヰルクル問題の如き亦以て其爭論の一斑を觀るに足れり。

今メー氏の憲法史に據て其始末を記せんに、ウヰルクルスは政府反對黨の記者にして、チャーチルと共にゼノールス、ブリットン、を發刊し、政府と閣臣とを攻撃して餘力を遺さず、其過激疎暴なる識者の譽を免れさりしも、尙ほ且つ多數の愛讀を得たり。是時に當り他の新聞雜誌は反對者を攻撃するや概ね諷刺の体裁を用ゐ、其姓名の如きも僅に首字を記するに止まりしが、ゼノールス、ブリットンに至つて姓名の全軀を明記し、公然筆誅を行ひしかば尤も人の耳目を聳動せり。メー氏曰く言語を隱微にし姓名を避匿するが如きは言論の自由及び公平と並び立たざるものなりと

是より先四月廿三日ヒュートの方に辭職し國會の停會せるに際し、ウヰルクルスは政府が曩に佛國と締結せる平和條約は王室の名譽にして國民の利益なりと云へる語を把握して罵詈を極めたり。是れ彼の有名なるゼノールス、ブリットン、第四十五號の罪案なり蓋し右は全く閣臣を誹謗したるにて、而も閣臣が至尊に代つて責を負ふべき點より立論せしなれば直ちに君主を謗議したる者に非ず。然れども宮廷と云ひ政府と云ひ斯る區別を辨するの明なきのみならずヒュートと皇太后との關係も亦之れなきに非ざるより、皆該新聞の記事を以て至尊に對し不敬を犯すものと視做せり。是に於てウヰルクルスは忽ちクレンツヰルの問ふ所となり記者印刷人發行者に對する無記名逮捕狀に由て禁錮せられ家宅の搜索となり文書の押取となりしが、政府反對黨の首領クランプトン、テムブルは之を牢舎に訪ひ逮捕の合法なるや否やとを檢せり。而してコムモンプリース法院の大判事ブラットはウヰルクルスカ議員なるより當然逮捕を免るべき者と斷せり。其説に曰く凡そ議員たる者は叛逆重罪及び治安を害するの罪の外、一切逮捕を免るゝの特權を有する者なり。而して讒謗は決し治安を害するの罪を組成する者に非ずと終に人身

保護律に因りウヰルクスを放免せり。然るに政府は法律に因てウヰルクスに甘心すべき見込なきを以て、己の権内に在る行政處分に因り之が復讐を逞ふせんと欲し直にウヰルクスの民兵に關する官職を剝き、其友テムブルがベツキングハム縣に於けるロルド、リユーテナンシーの職を奪へり。然れども人民は裁判の結果を聞き到る處公然之を祝せりと云ふ。既にしてキングスベント法院が復たウヰルクスの罪を問はんが爲に附刑の令狀を以て之を召喚するや、ウヰルクスは議員の特權に據て以て之を拒めり。夫れ此特權は國會の定めたる所の者なれば、此際に當り下院は宜しく其議員の爲めに擁護の力を盡さざるべからざるに反つて國王と政府との爲めに復讐の舉に出て先づゼノールス、ブリットン第四十五號は無實を構造したる惡意の讒謗なりと決議し、獄卒に命じて誤號の新聞紙を焚刑に處せしかば、人心激昂しウヰルクス公主とビエートとの符號なる長靴と女服とを取て之を街上に焼き棄て四十五號の爲に仇を報ひたり。次に下院は又決議して曰く、人民を煽動する目的を以て讒謗の文書を公にする者は議員と雖も其特權を保つを得ず。此の如き險惡なる罪は嚴しく且速かに之を罰せざるべからずと。此決議

は之を上院に回送せしに上院も亦之に同意せしが、只十七名の貴族は之を非として異議録に署名せり

夫れゼノールス、ブリットンは閣臣を讒謗せる者なり。然れども宮中府中毫も區別なき當日に於て國王を讒謗するものと視做に至ては或は然らん。然れども議院の之に干渉せしは何故ぞや、是れ議院自ら平和條約の承認に就て疚じき所あればなり。而して人民を煽動すると云へる斷案は、未だ此の事件を以て國會の管轄内に入るゝに足らず、且つ人民を煽動すると云へる漠然たる罪名を言論に附するは尤も不當と謂はざるを得ず。勿論此の如き先例は之れありとするも言論の自由を以て其特權の一となせる國會に在ては、寧ろ避くべくして引くべからざるものなり。加之煽動の罪は司法の當に問ふべき所にして國會の権内に在らず。是を以て法衙は既に之が審判に従事せしなり。然るに下院が人民を煽動するの罪を云々するは、之れ豈に法衙に先きだちて判決を下すものに非ずや。而して下院は尙ほ疊の決議を以て足れりとす、更に之を詰責せんが爲に議場に出席すべきことを命したるも、適々ウヰルクスは下院議員のマーティンと決闘をなし負傷せしが爲

め延期せられたり。既にして彼は政府に疾視せられ議院に虐待せられ探偵に追跡せらるゝの煩に堪えず、遂に巴里に逃避せり。下院は彼が終に出席せざるか爲め急速の處置に出て、讒謗の罪を理由とし之を除名に及びしが、此罪案の除名するに足るや否を論ぜず、此罪案に由て除名の處置をなすは固より下院の權内に在りと雖も、彼は近きに法廷の裁判を受くべき者なれば、其判決を待て之が處置をなすも亦晚しと云ふべからず。然るに自ら其罪を豫決して之を放逐せしは太早計にして復讐の心を逞ふせしに過ぎず。夫れウヰルックスの葛藤たる本と大問題に非ず、然れども此の事たる國民と國民の代表すへき議院との間に於て調和を欠くの證となすに足るを以て輕々に着過するを得ず。何となれば當時の下院は宮廷又は貴族の傀儡より成立し、人民をして依頼せしむべき信用なく、憲法の一機關廢具に歸し其當然の用をなさざる事實を徴すべければなり。

上院のウヰルックスに對する處置は下院に比して一層道理なきものなり。國會開會の日ゼ、ノールス、ブリトンの記事議題に上れる時に方り、上院に在てはサンドウヰッチ公はウヰルックスの著はせる婦女論と、僧正ウヰルブルトンの名ある該書の

注釋と其他の一小冊子を提出して其罪を問はんことを求めたり。此中婦女論はウヰルックスが自身所有の機械を以て之を印刷したる者にして、已刊の部數僅々十三本に止り而も未だ之を世に公にするに至らず。且公の提出に係れる一部はウヰルックスの備へる印刷人を騙きて得たるものなり。但公の之を提出したる理由は唯上院の一員たるウヰルトン僧正の名ありと云ふの一點に過ぎず。而して上院が此問題を成立せしめし所以は、平素其政治主義を憎みしを以てなり。夫れ縱令ウヰルックスの著書が僧正の名譽を毀損したりとするも、此を以て直に上院の特權を害したりとは云ふべからず、然るに事此に出しは殆ど見戲に類するものなり。既にして上院はウヰルックスの原稿を搜致して其の罪を羅織し、一年廿四日を以て之に禁錮を命せしが、ウヰルックスは此時既に奔て佛國に在り上院も亦之を如何ともする能はざりき。

此時米國殖民地は曩に商業の制限を蒙りしが、今又印紙條例の虐法に苦しめられ人心頗る穩かならず會々王はクレンダヰルを怒て之を斥んと欲し、叔父カムバランド公に謀りしに公は堅固なるフィッシュを以て之をビットに問へり。ビットは

フアミリーコムバクトを歴する爲め大陸の新教國と同盟すべきこと、一般令狀の不法承認のこと、政治主義により免職せられたる官吏を復職せしむべきことを要請し、皆容るゝ所となりしが遺る所はテムブルに商議するの事なりき。然るにピットが同氏と相見るに及び形勢一變せしが、蓋しテムブルは是より先きグレンザ井ルの歡を容れ其爲に畫策せんとするの際なり。ピットは之と反對の地に立つを好まず事終に寢めり。

千七百六十五年カムバランド公乃ちロッキンクハム卿を首相とし、グラフトン、コングエー、ノルシングトン等を以て内閣を組織せしが、時に米國の事日に益々危殆に迫り一月十四日米國租税の事國會の問題となるやピットはエドマンドバルクと共に演説をなし、代議と租税とは離るべからざるが故に、國民は殖民地に課税するの權なく、關稅に限つては貿易の取締に關するを以て帝國立法の權内に存することを論せり。然るにグレンザ井ルは租税と關稅との區別を立つるの謬見なるを説き、又代議士を出さざる處にも課税せし例あることを引證し、米國が全く己の爲に生したる戦費を拂はざるは不義背恩なることを諍れり。ピットは既に一場

の演説をなしたれば、議院規則に従へば再びなす能はざる理なるも、衆論に促され起て各點を答辯し終に臨みて曰く余は米國の抵抵を嘉みす。因て印紙條例の廢止を勧め併せて二月條例を撤回せしめ、姑く本國と殖民地との衝突を避くるを得たり。内閣は之が爲めに稍勢を得て前内閣の政略を翻へし着々革新を謀りし結果、新政は大に觀るべき者ありしも、内閣の基礎は尙ほ未だ鞏固ならず、乃ちピットを招き其力に頼て自強の路を開かんと欲せしも、ピットは之に應ぜず、王は却てピットの現内閣に與みせることを幸とし、之と交渉數回に及へる後、托するに内閣組織を以てせり。ピットは政府の規模を大にするの目的を有し、區々たる個人又は政黨の關係を事とせず、其當局の間は實に獨立を全ふせり。故に或る點に於ては王と合する所あるに拘はらず、政黨撲滅の點に至りては即ち異れり、蓋しピットは凡て黨人中の英物を撰擢し、自身統一の下に國家の幸福を圖るべき内閣を作り、以て國民に責を有するの志を抱けるに、王は内閣に格別の人材を要するとなく、事務家を以て大臣とし之をして己に責任を負はしめんと欲せり。而して王はピットに命じてテムブルとの關係を絶たしめたるが、是れピットはロッキンクハム内閣の

分子を保存せんとするの心算なるにテムブルはロッキンガム内閣が總辭職をなすに非ざればピットを扶けざるべしと云ふを以てなり。是に於てロッキンガム獨り職を去り其股皆留りてピットに従へり。ピットはチャタム卿に叙せられ内閣官に任じグラントは名義上首相兼大藏卿となり、チャールズ、タウンゼント大法官となり、コンピエー、シエルバルン國務卿となり、ノルシンガム樞密院議長となれり。此時に當りピットは多病なるが爲に自ら下院の操縦に従事する能はず。然れども猶ほ以爲く吾地位の如何と閣僚の何黨たるとに關せず己の性質及び勢力は行政の調和を得るに足れり。豈に料らんピットの見る所は全く誤解に屬し、竟に心事蹉跎を免れざるを。蓋し其貴族たるの榮を辱ふするや、人以て收賄とし、其政黨を疎外にするや、人以て王及びピエートの政黨破壊主義に同じきものとし、此に由て次第に人望を失ふに至れり。夫れピットは初より毫も政黨の勢力を有せず、且又政黨の策路に通せず。其初て内閣に立ちし時、僅にニウカスソル公の力を借て政黨を利用せるを見て以て之を知るべし。此に至りピットはベドオールドの黨を誘致せんとせしも成功せず、其上にトリー主義の人を政府に

入れたるが爲めフィッグ皆敵となり、内閣は犖々孤立の境遇に陥りし際、ピットは篤疾に罹りて内閣を退き大法官タウンゼント其後を承けて實權を把れり。此時に當り選舉の弊害甚だしく、國民は總て己が正當に代表せられざるを疑ひ、苟も眞に己を代表する者ならんには不逞の徒と雖も之を選舉するを憚らざる有様なりしが、夫のゼノールズ、フリットン事件の爲めに有名なるウヰルクスは之に乗じてミッドルセスキスの候補者として現はれたり。而して其當選するや同市と倫動府にては家毎に第四十五と云へる文字を戶外に貼付し、以てウヰルクスの人望を示し、之を祝する徒は數百千人隊伍を成し飾火晃耀たるの間に、ウヰルクス及び自由と大呼して市街を横行せり。然るにキングスベンチ法院はゼノールズ、フリットン事件の罪に關し、記名逮捕狀に因てウヰルクスを拘引せし處、暴徒蜂起して之を救ひ出せしが、政府は兵士を以て直に暴徒を鎮壓し、其中廿人計を殺せし爲め大に民心の激昂を致せり。而してウヰルクスは一旦暴徒に救はれしも再び捕縛を受け、讒謗律により二ヶ年の禁錮を命せられたり。右の事情によりウヰルクスは國會開會の初に於ては出席するを得ず。下院も

亦彼に對して何の手を下す所もなかりしか、第二期に至り彼は下院に請願書を出し、マン、スファイールド公が裁判の筆記を變更したると、大藏省の技師ウエツプが官金を以て彼の印刷人に賂ひ犯罪の證人たらしめたるを訴へ出てたるを以て之を證明せしむるが爲めにウエストミンスターに出廷を命せられたり。ウヰルクスの偏強なる、此間を以て内務卿ウヰーマウス公がサリーの縣官に與へ、兵力を以て暴徒を鎮壓すべきとを勸めたる密書を公判し、之に題するにウヰルクスの自ら選みたる激烈の序文を以てせり。公は之を以て貴族たる己の特權を濫したるものとし上院に告訴せしが、上院に於ては其大臣を侮辱し人民を煽動する讒謗の罪に當るとを決議せしのみにて處分に就ては下院に向て協議を開けり。是れウヰルクスが下院の一員なるに由れり。然るに下院は此時に於ても亦前回と同じく少しも自重の意なく、妄に上院と同一の決議をなせしのみならず、ウヰルクス除名の動議を提出し讒謗書を著はせしと、五年前にゼ、ノールス、フリトンを刊行せしと、瀆神誹淫の罪あると、法律に因り禁錮中なるとを以て之が理由となせり。メー氏其失當を論じて曰く、第一讒謗書が大臣を侮辱する者にして其大臣が上院議

員たるが故に即ち國會の特權を損傷する者とせば、其罪を問ふべきは上院にして下院に非ず。又人民を煽動する者とせば、其罪を問ふべきは法廷にして又下院に非ず。第二ゼ、ノールス、フリトンの事に就ては法廷已に禁錮を命じて之が處刑を遂げ下院は既に除名に由て其處置を終へたるに非ずや。第三瀆神誹淫の罪に關してもウヰルクスは既に法廷の宣告を受けたる者なり。第四彼が禁錮に處せられたるとは國會の第二期を待て然るに非ず。然るに第一期に於ても議員たることを認めたるに拘はらず此に至つて之を除名の理由となすべき道理あるを見ずと。

蓋しメー氏の議論は當時に在て除名に反對せしバルク、ピット諸子の言を約説せしものなるが、反對者の中に於て尤も先見ありしはクレンジル其人なり。曰く今縱令彼を除名するも彼は必ず再選せらるべし。此時に當り下院の執るべき策は再び彼を除名し此開期間全く補缺選舉を行はざるか、或は彼が無資格を主張して次點者を探るの外之れあらざるなり。而して共に法律に背き權利を侵すものなれば、其不正なるは言ふまでもなく頗る危険の悞ありと。下院は此の如き謔言

を聞くも、只朝廷の意を迎ふるに汲々として毫も警省する所なく、遂に大多数を以て之を除名せり。夫れ下院が除名の理由となす所の者は皆捏造にして真正の理由を構成する者に非ず。然れども理由を是非するの權は固り下院に在るを以て、其權利上より言ふときは此の如き除名の處置と雖も亦之を爲すを妨げず。唯此より以後の事に至つては實に法律を破壊し權利を蹂躪せる所行にして、何人も之が爲めに辨疏する能はざる所なり。乞ふ之を下項に説かん。

議員の補缺選舉を行ふや、ウヰルクスは復た大多數を以て再選せられしが翌日下院は之に關する決議をなして曰く、ウヰルクスは本期國會に於て除名したる者なれば再び本期國會の議員たるを得ずと。因て當選を無効とし更に選舉を行ひし處、ウヰルクス又其選舉に當りしかば、下院又之を無効として選舉を行はしめ、今回も亦前度の如くならんとを恐れ、議員の一名なるコロチル、ラットレルをして辭職せしめ更に候補としてウヰルクスと競争をなさしめしも其効なく、ウヰルクスは他に比して五倍の多數を以て當選せり是に於て下院は最後の策に出で此少數の役票を得たるラットレルを以て當選者となし、ウヰルクスは全く下院より逐斥せ

られたるが、反て人望を得倫勳府の長老に選舉せらる。

夫れ下院が其決議により自由に法律の定めたる議員の資格を與奪するを得るものとせば、其危険果して幾何ぞや。是を以て獨りウヰルクスの徒のみならず、自由派の政黨は擧げて下院を非議し、都邑到る處集會を開きて當時の選舉に信用を措く能はざることを、宣言し、國會の解散を希望せり。此時に當り米國問題益、困難に赴けるに際し、シュニヤスの記者クラフトンを攻學せしかば、内閣は益、動搖して殆ど支ふる能はざるの狀あり。

第六章 政府黨とフイックの兩派

此くなるに止まらず内閣は自ら分裂の兆あり。首相大法官はピットを崇拜し。他はヘッドフォールドに屬し、或はキングスフレンドと稱する宮廷の一派に屬し、クラフトンの如きも亦キングスフレンドと結托せり。而してピットはテムブル及びジョン、グレンザイルに結び、又ロッキンクハムの帥ゆるフイックと同盟し、千七百七十年の國會に於て大に内閣を攻撃し、遂にクラフトンをして辭職せしめたる

が、在野黨の結合固からざりし爲め忽ち王黨の乗ずる所となりノールス命を承けて大宰相となれり。

ノールスは外貌舉らずと雖も頗る事務の才あり。穎悟敏捷にして又討論に長じ、攻撃の中に在るも綽々として餘裕あり。只管君主に依附し己を以て王の機具に供し、總ての王黨を驅りて己を扶けしめ以て一切の敵に當れり。夫のノールス内閣の成立せしは王が御宇の初下院の權勢に對して贏ち得たる勝利なり。大貴族及び大地主が革命以來自由と云へる假面の下に君民を束縛せる政黨の羈絆を脱すべき企圖なり。其れ然り王は實に勝利を制したり、然れども誰の力に憑て此に至りしかを悟ずして以爲く人民は斯く王室に左袒せり君主が政黨に牽肘せらるゝを疾めたり君主が政黨との關係を絶つに就ては一臂を假すの意ありと。殊に知らず人民は政黨の專横を憎むと共に個人政府の新興を好まず其姑く王權を強ふしてフィックを弱むるは、自治政治をして稍、完全ならしむるの一手段となすに過ぎざるなり。然るに王は此回の成功を以て單に己の威權と智巧との致す所となし己獨り其利を私せんと欲せり。蓋し王と雖も善意と慈心とを以て人民の幸

福を致すべき政治を行はんとするに外ならず。只彼は人民の爲に政を施すを願ひ人民自ら政を爲すを好まず。而して此主義たるやノールスが醜陋なる國會の力を恃とし奉じて以て周旋せし所なり。

此の如く下院は内閣の願使する所となりしが、只一事の記すべきは從來全院委員に付せられたる選舉の疑獄が特別委員の手に移されたとにして、此委員は宣誓を経て司法權を授けられたる者なり。右はクレンツァルの發議に基きたるがクレンツァルは幾くならざるに病て死せり。是に於てノールスは勁敵を除き反對黨は首領を失ひ、フィック益々解體に及びし處、是迄其の人望を以てピットと他の反對黨とを結合せしクランビー又逝きたるを以てフィックの勢地を掃ひノールスは事毎に意の如くなるを得たり。加之クラフトンは復職しサンドウヰッチ卿は海軍卿に任せられ、クレンツァルの殘黨サフ、オルク又國務卿となり、反對黨は僅にロッキンガハムの黨とピットの崇拜者とに過ぎず。然るに此兩者とも沈黙して動くことなかりしかば、フィックの提出せし三議案は皆否決の運に遭へり。

此時米國との關係將に破裂せんとし、千七百七十四年九月の改選に於ては政府黨

多數を占め事態益々切迫に及べり。ピットは調停の議をなせしも用ゐられず。米國の獨立宣言後開かれたる國會に於ては、反對黨少數にして勝算なかりしも尙ほ屈せずして兩院とも米國征討の事に關する勅語の修正案を提出せしに空しく敗案に歸し、ロッキンガムの徒は失望の極姑く國事を放棄し、其餘の在野黨は帝室費の議事を待て再舉を謀らんとせり。

千七百七十七年三月チャタム卿は病後の身を以て國會に出席し、米國善後策に就て演説する所あり。其主意は無條件を以て米民の疾苦を除くに在り。斯く米國に對しては寛典を主張したれども、佛國に關しては其米國と同盟せる事實を揚言し急之に向て戦備を講ずべき事を主張したるも、此勅語は成立せざりき。然るに秋期の國會に際し英將ハルゴインの敗報始て達し佛國との衝突も亦免れれざるに至り人皆チャタムの先見を想起し大に敬慕の念を生ぜり。但卿の意見は米國の征服は必ずべからず、戦争を繼續するとは益なきのみならず反りて害を醸すが故に、獨立を除くの外は一切其要求に従ふべしと云ふに在り。ノールスは到底己の力を以て此難局を收むる能はざるを察し辭職の心あり。米國鎮壓論の張本な

るチャタム卿も亦退官の準備をなせしが、十二月ラトカの敗報あり米佛の假條約も亦成りしかば、反對黨の氣焰大に揚りノールスは愈々辭職表を呈し併せて調和の必要を説きしも王は頑として可かず之をして留任せしめたり。但調和案の通過と共に全權を帯びたる慰撫使を指名に及ひたれども、此時恰も米佛條約成れりとの報に接し英佛の公使交も引拂ひて戦争將に始らんとす。是れ反對黨の固より豫期せし所なり。然るに此に至りて以爲く既に米國に勝つ能す、米國果して佛と連合しブルボン諸族盡く敵とならんには到底戦勝の望なし、若かず直ちに獨立を許さんにはと。チャタム卿の意見は始より之に異り、其舊敵なる佛を壓伏すると共に米民を勸和するに在り。七十八年四月リッチモンド公上院に於て軍隊の召還和約の締結に關する勅語をなすや、卿は友人の忠告を斥け衰弱をも顧みず進て反對演説を試みしが、出席の時長子ウヰリヤム及び婿マホン卿に因て扶けられリッチモンドの演説終るや辛ふじて起立し、米國に獨立を許すの不可なるを極論せり。已にしてリッチモンド再び其意見を陳せしかば卿は起て駁撃を加へんとするに際し忽ち昏倒し、此より終に復た起らず。

リッチモンドの動議は成立する能はず。下院は委員の報告を待つとに一決せしが是より先委員の米國に到るや時既に晚く、此外には西班牙の佛に合するあり内には愛耳蘭の米國に倣はんとするあり。加之外國の船舶を搜索するの結果露西亞和蘭皆英の敵となり米國に於てはヨルクタウン方に敵手に落つ。フィックは此の如き攻撃の材料を得たるを以て十年間の怨を報せんと欲し、バルク、フォックス、小ピット等交も政府に迫り休兵の論頼に勢力を得しかば、ノールスは最早争ふべからざるを知り、王に乞ふて辭任の許を受け、千七百八十年三月二十日國會に出席せり。反對黨は此夕を以てサルレイ卿の指揮の下に大攻撃をなすべき準備已に整ひしがサルレイとノールスと同時に起立して發言を求めし處、衆論喧騒久ふして定まらず。フォックスはサルレイ先づ發言すべしとの動議を起せしにノールスは此に至り始めて已が既に政府を去りたるを告げ、動議の無効を冷笑し傲然として議場を去れり。

ノールスの内閣を倒したる反對黨に二派あり。一はロッキンガム公を戴ける貴族的の改革黨にして、一はシェリポルンの統ぶる所に係り、チャタムの遺跡を傳

へ眞の自由主義なる者なり。王は己れと舊怨ある正統のフィックに倚るを好まざしてシェリポルンに依らんとせしも、彼はダンニング、バルクの功あるを以て之を超えて就任するを好まず、是に於て王は己むを得ずロッキンガムに内閣組織を托せり。此内閣は二派の連合より成り、閣員は各同數なり即ち一をロッキンガム、ケッパル、ジョン、カウエンディ、スシ卿、リッチモンド公、フォックスとし、一をシエルポルン卿、カムデン、コンヴェー、ダンニング、グラフトン公とす。而して其平均を保つものはトリリーのサルロー卿なり。獨り小ピットは他人の下に在ることを肯んせず何の職にも就かざりき。

新内閣の抱負は第一愛耳蘭の亂を靖め、第二財政改革を遂げ、第三體面を傷けずして米國の事件を落着せしむるに在り。是に於て愛耳蘭にはジョージ一世の法律を廢して立法の獨立を許せり。財政の改革に至りては頗ぶる君主の力を殺きたれども國會の權力濫用に至りては毫も舊に異ならず。米國に於てはヨルクタウン陥落後大勢已に定まり、戰場は一二の港灣に過ぎざりしも、其同盟なる歐洲諸國との戦は終に避くべからず。西班牙と佛國とは米民の獨立を成さしめて英の力

を殺かんとし、和蘭は商業の目的より英國の航海條例を覆えして海上の權を恢復せんとす。而して米國は其英國と相謀るに非れば和を結ばざるにより、平和の商議は二様の性質を帯るものと謂ふべし。英の内閣に於ても米國との交渉は内務卿マユルバルン、歐洲諸國との交渉は外務卿フォックスの手に在り、共に代理を發して談判に従事せり。會、ロッキンガム公薨して閣中の二派互に相争ひ、マユルバルン大宰相となりフォックスは下風に立を愧ぢて退き、餘は皆故の如くピット始めて大法官となるピット、フォックスの二人は從來親密にして政治上の問題は大抵之を與にせしが、ピットは乃父と同じく政黨政治を惡みフォックス退閣の變に就て是非を異にし是より互に隙を生せり。フィックの一派ノールスと共に政府を攻め、マユルバルンは國會に勢力を有せざるが爲め遂に内閣を辭せしかば、王は此に至り其平生惡む所の派なるフィックをして内閣を組織せしめざるを得ず。此輩の國會に於ける討論家にはフォックス、ノールス演説家にはバルクあり、チャタムの徒は甚だ少く只小ピットの將來有望なるあるのみ。ポーランド公首相たり、フォックス、ノールス國務卿たり、ガヴェンディニスシ大法官たり。ケッペル卿カ

リスルス、トルモンド入閣し、其性質より言へば強固の内閣なりしも、王の信用を得ざりしが爲め幾くもなくして瓦解せり。

曩に國會は千七百八十一年を以て東印度會社調査委員を設けしが、其報告によれば、會社の罪案明白なるを以てダングラス氏は之が處分に就て議案を出せしが其目的は總督の權を増して會社の專横を制するに在り。然れども此の如きは抑姑息の手段にして、究竟は中央政府の干渉を待たざるべからず。是に於てフォックスは更に有名なる印度案を出せり。フォックスの主張する所は會社の全權を擧げて之を國會の指定せる委員七名の手に移し委員は併せて會社の財産を保管し會社の營業及び其他の實務は株主より成れる重役の會に任せ、委員の任期を四ヶ年とし、缺員あるときは國王をして指名補充せしめんとするに在り。此案は下院を通過せしと雖も上院に於て敗れたり。蓋し王は印度の政治を以て國會の委員に托するは大權を度外にする者なりとの意見を抱きて該案の法律となるを妨ぐるに決し、サルロー、テムブルをして上院に告げしめて曰く、苟も原案に賛成する者は朕の敵なりと。遂に十九票の差を以てフォックスの計畫を水泡に歸せしめた

り。夫れ印度案は内閣の一員たるフォックスの起草する所即ち是れ政府案なり。然るに國王たる者己の政府と反對の地に立つに至りては亦奇ならずや。但し王は己と快からざるフィックが方に要路に在りて其勢自然己れを拘束するあるに堪ゆる能はず苟も機あらは之を排除し従前の如き專制の地位に復さんとするの志あり。其意思の如何に姉く之を置くも之を達せんとするの手段に至っては甚た憲法的に非るなり。夫れ王にして閣臣の計を好まざるか之を罷むべきのみ、國會の多數閣臣と同説なるか之を解散すべきのみ。而てし次の國會に己の同説者又少數なるか屈するあるのみ。然るに己に代つて國民に責を負へる己の宰相に秘匿の反對を爲すが如きは、立憲王國の生存に必要な信用の破壊と謂はざるを得ず。下院の激昂果して甚しく王の上院に於る行爲を非とするの動議は一として多數の成立を得ざるなし。王は終に最後の手段を取り盡く閣臣を罷免せしが、之を罷免するに方りても只書記官をして之に免職の趣を通せしめたるのみにて謁見をも許さざりき。是を十二月十八日とす。

第七章 小ピットの時代

危然たるフィックス黨とノールス黨の全部已に職を去りし以上何人に内閣を授くべきかは一問題となれり。而して當時前の二黨を除けば遺る所少數なるチャタムの殘黨のみ。トリーの一部之と結托し小ピット之を帥ゆ時に年僅に廿四才。王は之に内閣組織を托せし處ピットは其前途の困難にして四方に敵を受くべきとを知ると雖も其才能を恃み毅然起て命に應せり。大法官サルロー樞密議長がワー伯を始として新内閣員は皆貴族院に出づ。下院に於ては大宰相の若年なるを侮りフォックスの黨政府に反對の決議をなすと五回に及べり。ピット毫も屈せず千七百八十四年三月國會の解散を奏請し其結果フォックス黨は百六十人を失へり。是れピットの泰然動かざるの舉措大に人望を博せしに由る。

佛國の大革命はピットをして其政略を一變せしめたるが宛もフォックスとバルクと互に隙を生じてフォックス土崩瓦解の時なりしかば、ピットは大に其勢力を振ふとを得たり。而して革命の起ると共にピットの如く鞏固なる王權を維持せんとする主義と、バルクの如く貴族制度の擴張を重んずる主義と、百年前より歐洲に行はれたる階級平均の主義と相容れずして衝突を來すは自然なり。勿論革命の

影響は直ちに英國に來らざりしと雖も、英國の社會已に之が爲めに動搖するに至り、英國は率先して歐洲列國が大革命の主義に對する反抗運動の牛耳を執れり。ピットが戰時の宰相に非ると、國家危難の場合に國民の元氣を振作するの力なきとは彼の自ら知る所、然れども未だ嘗て國の威嚴を保つとを失はず。外交の宜しきを得たる爲め、曾て北米の殖民地を失ひ西佛兩國と不利なる條約を結びたるか爲め沈淪せる英國は勃然として興起せり。

千七百八十九年十月に至り佛の革命益々激烈に赴き、國王は殆ど囚虜となれり。此の如き人民の悖逆と王權の全墜とは歐洲をして震慄せしめしが英國尤も甚しく或は自國の大敵が將に亡滅せんとすることを祝し、或は自由主義の發揮せる者として之を喜び、或は此を以て舊慣舊制を破壊するの舉動となし秩序ある結果の決して望むべからざるを杞憂せり。

九十年十二月國會開會の後バルクの徒黨は自派の宣言として氏の著『佛國革命の反省』を公布せり。是れ憲政協會及革命協會等の如き英國に於て佛國革命に同情を表する者を警醒せんが爲に作りたる者なり。蓋し是より先革命協會は佛の國

會に向て同情を表するの書状を送り、會長スタンホープ之に署名せしのみならず其會員なる一神教の牧師プライスの如きは不穩なる演説をなせしとあり。バルク之が爲に書を著はし自ら任じて以爲らく歐洲の安危は擧て此書に在りと。抑バルクが此革命を視るや其眼識高く時流の上に出で其横肆慘愴必ず武人專制に終るべきとを豫想せり。然るにマッキントンは『ザンデキークリキー』を著はしトーマス、ベイン『人權』を著はしてバルクに反對せり。千七百九十一年カナダ案の國會に出づるや、バルクは始て其著論の精神を公演するを得たるが、從來カナダの人民は二種に分れ下部は佛人上部は英人より成り習俗も亦之に従て異なれり。此案に據れば領地を二分して上部の憲法は模範を本國に取るに在り。フォックスは之に反對して偏に佛の新憲法を稱揚せり。數日の後バルク起て佛國革命を論斥しフォックスと絶交の已むべからざるを言ひしに、フォックス泣然之に對へて曰くバルク氏は余が政治の師なり、然れども之が爲に佛國稱賛の言を取り消す能はずと、二人是より相善からず。此の如き争は獨り國會の中に限らず、バルミング一揆の如きは實に保守派と革新派との衝突を證するに足れり、ピットは從來

局外中立を主とし佛の内事に干渉するを避け九十二年春の豫算の如き猶ほ平和を標準とせしも革命益進み全歐動搖するに及び中立の政略復た行ふべからざる時機となれり。

此時近時曖昧となりしフィックトリーの二黨は新に意義を生ぜり。革命の初に當りてや英國は一般に熱心を以て之を見たりしが既にして佛人は單に英人の既に發見したる眞理を發見したりと思ふに止り復た意に介せず。英人の既に發見したる眞理とは人民が貴族の專横に反對し國王神權に反對するとなり。フィックは自由黨なりと自信するが故に人民を激成するの所行至らざるなし。然るに佛に於ては朝廷の失錯と王の輕慥とにより王と貴族との關係を發生し革命の方向一變して攻撃は貴族を置いて國王に及び國王の職位をも破滅せんとするに至れり。今顧みてピットの政府を顧れば君民の連結により貴族に對し勝を得たる者と謂ふべし。蓋し英國に於ては君主と貴族と其利を同ふする者に非ず故に君權が貴族專横に敵對する限りは人民の自由に利あり。然るに革命理想の英國に盛なりしと巴里の恐るべき慘禍とにより從來未だ有らざる階級の關係を生ぜり。

即ち貴族地主等は以爲く秩序を全くするの道は強固の行政に在り。而して王は此を代表する者なりと是に於て貴族は人民に依らずして國王に依附するに至れり。

新トリーは此主義を以て起り其金科玉條は『セオールドコンステイテューション』にして改革又は變更を忌み平民的運動は過激に流れ易く無教育者と社會黨との跋扈を來たすものとせり。而して曩に自由主義を取りたるピット其首領となり、フィックの一首領バルク之を扶けフィックの多數之に附せり。新フィックはグレイを首とせしが其説に曰く、一時の恐慌を以て折角將に進まんとするの改良を沮するは不可なりと。フォクス。シャリダン之に附し佛の革命を賛し、佛との戰爭を排し暴動の鎮壓は虐政なりとの意見を抱けり。抑英國の國狀より見れば其社會と云ひ政治と云ひ共に革命に垂涎するの根源ありしを知るに足る。何者労働者は増加し其生活は益困難に赴けり。資本家との關係は不完全なりき。勞力者の合同は如何なる形式に於ても罪せられ、他の階級に齒せられざりき。田舎の民は地主に對して不平多くテスト條例は之に束縛せらるゝ者に在りては宛も

刑の身に在るが如く選舉は弊害に堪えざるあり。此等同感同愛の士は忽ち協會を設け佛人の扶を得て新聞雜誌を作り、煽亂の文字を以て英の國弊を痛論し、廣く之を人民に頒ち併せて兵士にまで之を及ぼせり。フレンツォフ、ピールは此協會の最も重なる者にて其目的は選舉の不均を改むるに在り。二十八名の議員其名を列し、ジョン、ラスセル、卿、グレイ、シェリダン、アルスキ、ン、ロ、イ、ダル、デル等亦其中に在り。此他二の危険なる協會あり。共に九十二年の春を以て起り、全國の都市に支部を有す。一はロンドン、コルレス、ボンディングとし、五人の委員之を統べ秘密の性質たり。一はソサエティ、オ、フ、コンステイテューショナル、イン、フ、オル、メイションとし、此は稍教育ある人士の組織に係りしと雖も、危険の性質なるを以てフレンツォフ、ピールは之と關係を避くるに至れり。ピットが最初の保守的政策は此等協會の行爲を抑制するの意に外ならず。九十二年四月、ク、イ、レ氏はフレンツォの意見に出でたる選舉改正案を提出せしが否決に逢へり。

斯く尊敬すべき改革者が國會によりて其計畫を行はんとするに當り、粗暴なる協

會は頻りに不穩の文書を散布し、事躰容易ならざるを以て、政府は竟に勅令を以て人民に煽亂的文書の排斥すべきことを知らしめ、法律を以て處置を施さんとし、九十二年五月廿一日を以て勅令を發布せしが、國會に於ては王に向つて發令を感謝せんとすの動議あり。然れども八月十日及び九月の虐殺の報達するや公然佛國に同情を表して其政變を祝する者處々に見はれ、勅令の如きは殆ど無効に歸せり。レ、ゾ、リ、ユ、イ、シ、ヨ、ン、會は數千の靴を佛の軍隊に贈り、コルレス、ボンディング會は他の會と連署して共和政躰となりたるを賀し、殊に八月十日の一揆を贊揚し、九月の虐殺を是認し、英蘇到る處に暴民蜂起せしが、就中シー、フ、イルドとダン、テイ、尤も甚しく、前者に於ては日を定めて佛兵の成功を祝し、自由の木を植へ、隊を整へて市街を推し行き、其前にはダン、ダ、スとホルクとが自由の腹へ刃を刺すの畫を掲げ、ダン、デイに於ても同しく自由の木を植へ、自由平權、無稅無王の叫四方に徹す。但直接の原因は穀價の騰貴に在り。

此の如き形勢なるを以てピットは民兵を召集せんとせしに在野黨は反對せしと雖も、少數にして目的を達するを得ず。而して佛とは未だ宣戰に及ばざれども最

早避くべからざるに至り、外人案を出し總ての外人は來英の目的を述べ姓名を登記し旅券を受くべきの制を設けしに佛人は之を以て千七百八十七年に於ける通商條約の違犯とせり。政府の處置は此に止まらず軍用品一切及び佛紙幣の輸入穀物の輸出を禁ず。已にして佛王の弑せらるや獨り朝廷のみならず舉國上下慄然として怖れ潸然として悲しみ佛の公使シャウヅエリンに命じ、八日間に退去せしめ、大陸列國と共に佛國に向ひ開戦に及びしが連合軍連りに利を失へり。

戦争の初人民は最も之に同意を表し、ピットを信するの久しき其政略の變じたるを問はず、國會の反對黨は殆ど一隅に屏息し増稅募債共に容易なりしが商業社會は殊にピットを扶けたり。是れ英國が海權を加ふるときは己の便利如何に大なるを知るが爲にして、戦争は此輩の自ら喜ぶ所なり、ピット此信用を負ひ十分新政略の實行に従事せし處其結果は目的に反對の現象を致せり。ピットの新政略を擧ぐれば凡べて自由に傾く動作は沮止せられ、嚴重の規則屢、發布せられ、其中煽亂の文書に關係したる者に至りては其初に方り非常に輿論の贊成を博せし所のものなり。而して九十三年三月にはトレイトルス、コルレスポンス案を出し(一)

凡て軍用品を敵に供する者(二)佛の土地を買ひし者(三)大璽の官票なくして佛と交通する者(四)英商の佛船を保險する者を大叛逆とせり。抑も叛逆罪の解釋を擴くるとは古來人民の好まざりし所なれども、此時下院の反對は五十三票に過ぎず。而して現政府の特質は此案よりも煽亂集會及文書の罰に由て明白なりとす。此歳フレンツの會員ミア、トーマス、ペインの著書を廣布せしが爲め法律に問はれたり。氏は只國會の改良を望むが爲なるを辯護せしも、ロルドシャステスは動産の外所有せざる賤民の輩何ぞ國家の事を知らんやとて十四月の徒刑に處せり。然共大勢を沮するに足らずして蘇國の諸處よりフレンツ協會と商議の爲め來りたる委員は大にエデン、バルクに會せしが、其骨髄はロンドンの代人モリス、コルガロツト及ジョセフ、ケラルドとにして此等の者十二月共に徒刑に服せり。ピットは是迄人民に崇拜せられしも人民の感情漸く一變を來せし者は戦争が期望せる利益を與へざると之を繼續するには巨費重税を要するに由れり。是に於てピットの朋友も亦平和を唱ふるに至りしと雖も國會に於ては彼尙ほ勢力あるを以て少も屈するとなし、佛政府の全く變する迄は平和をなさざる由を公言し、普埃に

戦費の補助を與ふる仍ほ故の如く、又獨逸諸州を引致し西班牙をして戦争を繼がしめ、伊太利の小國をして連合に投せしめ、露の中立を買ふ爲めには波蘭の第二次分割を許るし以て戦を維持せり。

内に於ては彼猶ほ強硬主義を行ひしも諸協會の隠謀不平益々加はり、コンステイテューションナル會とコルレスボンデンス會とは會合を決し、力役者は奮起し大都會には不穩の集會あり。革命の歌詩を作りて之を頒布し又陰に武器を造りしかば、政府は恐慌の餘極端に出で、其首領を罪するに煽亂の行爲を以てせず叛逆として之を罪せんと謀れり。然れども皆幸にして放免せられたり。

時にポルトランド公内務卿となり、フィリップ伯樞密議長となりウヰンダム軍務卿となりトリーリ黨稍強固なる組織をなす。是等の人は政府と主戦論に於て一致するが爲め入閣して之を助くるとを約せるなり。然るに九十四年國會の開くるや平和を望むの氣色見はれ、就中地方の豪富等か現政略に反對せしはピットをして憂慮せしめたり。然れどもポルトランドの一派と結托するが爲め今に於て其政略を變ずる能はざるの事情あり、又已れば主戦黨の力に縁て立つが故に今更

其助を失はんとを恐れ、纔に佛の財力竭きんとするを待みて其目的を強行するに決せしが、彼は國會の多數を占るを以て容易に二千八百萬金を募り、又別に塊の同盟を買ふが爲の金を得たり。

ウヰールス公子結婚に際し國會は王の要求により多額の資金を供給せし處此時は兩年の飢饉と云ひ、商業の沈滞と云ひ、戦費の過重と云ひ、細民力役者は非常の境遇に在り此の如き大金を公衆に課するは時を得たるものと云ふべからず。不平の集會處々に起るあり王の開戦式に臨むや不敬を加へたる者ありしかば政府は煽亂の集會を制すると反逆罪を擴張するの目的を以て二條例を出し、其一は凡そ公會は必ず家主の署名ある新聞紙の廣告あるを要し二人のチャステイス危険と思惟するときは解散せざるべからず。一によれば政府に反對の演説は大罪として論せざるべからず。是所謂セディション案反逆案なり。

佛のマイレクトリー一ヶ年續きしを以てピットは平和の望ありとし商議を開きしも、チザルランドの條件纏まらざると公使の全權なきとにより破談となり、佛は將に英國を侵さんとし、而して吾財源は既に涸るゝに近く海軍も復た振はざるに

昔は佛と結び塊は看望しハノルサルすら尙ほ中立を守るに至り危険言ふべからず、再び媾和使を發遣せしむ亦失敗に終れり。

千八百年大武烈顯及愛蘭の連合成り、愛の四僧貴族廿八俗貴族上院に入り百人の下院議員又下院に入り、此連合議會は翌年一月を以て開かる。是より先内閣は戰爭に關し調和を失ひしが今や一層困難なる問題に遭遇せり。蓋し英愛連合に就ては諸種の賄賂を約束し此約束は履行せられしも、羅馬教徒に係る一事は未だ定まらず彼は金錢を以て左右すべきに非ず。而して其反對は連合の大計を沮するに足るを以て、内閣と該教徒との間には一旦連合の成就せる曉には必ず其權利を不問に付せざるべしとの黙約あり。故に教徒は連合の問題に關し或は中立を守り、或は進て之を扶けたる者を以て遂に連合の成立を致したるなり。是を以てピットは其約を履むの責任ありと信じ、既に千七百九十九年の秋之を閣僚に謀り千八百年の九月又之を正式の閣議に提出せり。然れども舊教徒の權利問題は王の最も惡む所にして千八百一年王ダングスに告げて曰く若し此の如き計畫をなす者あらば余は之を敵視すべしと。ピットも最早事を秘密に付する能はざるを知

り王に奏して曰く陛下若し臣が愛蘭人と結びたる約束の履行を許し玉はずんば速に職を辭せんと。王はピットに留任を勸むると共に其方策の撤回を望みたれどもピット竟に從はざりしかば王終に之を罷めアッティンクトンをして之に替らしめたり。是れ尤も王の意に適合せる内閣にして又極めて安全なる極めて柔順なる極めて平凡なる内閣なり。

此内閣は其黒幕なるピットの同意を得たる後佛國と假條約を結びしが時に千八百一年なり。而してアミエン本條約の成りしは翌年三月とす。國民は假條約の締結を開き狂喜して之を祝し國會の多數も亦平和を賛成せしと雖も、グレンヂェル、ウヰンドハム、スペンサー、シェリング等は那勃翁の雄猜なるを看破して仍ほ戰爭を主張せり。那勃翁は以爲く英國の現内閣は薄弱にして人民は戰を厭へり故に和戰の決は一に己に在り、苟も利あらは直ちに之を破らんと。是れ英人を誤解せるものと謂ふべし。何となればアミエン條約は英の獨立を害するに至らず、若し夫れ其獨立を害し其商業を沮し其自由を制限するが如きあらんか英人は起て戰を辭せざるを以てなり。彼乃ち英國よりの輸入を禁じ是指揮に從へる大陸

諸國をして皆己の爲す所に倣はしむ。是れ既に英の黙過する能はざる所なり。加之彼は又英の内事に干渉せしが其所以を尋ぬるに、彼の政略たる本と出版自由と兩立せず、但し出版の自由なる處に於いては彼の隠謀屢暴白せらるゝの恐れあり。大陸に於ては彼既に筆舌を檢束せしも英國の出版自由なる彼の政略と性質とを攻撃するもの多く、殊に移民のヘルティヤ尤とも過激なりしかば那勃翁公使オットーに命じホークスバリー公に有害なる文書の鎮壓と移民の放逐とを要求し、又御用新聞に命じ英國の憲法を誹謗せしむ。是に於て英の感情一變を來し寧ろ開戦を望むに至り、平和主義の大宰相も亦終に此に出でざるを得ず。ピットは從來現内閣を扶けしも此大事の時に當り彼等の其器に非るを知りフォックス、クレンゲルと合して之を攻撃せり。アッティンクソンは固より此の如き強敵に當るを得ず遂に其職を去りぬ時に千八百二年四月なり。

ピット内閣組織の命を受けしを以て其意見を奏せり。彼は三大理由により永久にして濶大なる内閣の必要を説て曰く此戦や長かるべく費や大なるべし。全國をして其負擔をなさしむるは一致を謀らざるべからず。且つ英國の獨力は以て

戦を繼ぐに足らず而して議會の黨争は與國の信用を博す可らずと。乃ちフォックス及びクレンゲルの入閣を奏請せしも王フォックスを許さず。クレンゲルも亦之が爲めに入を肯んせず。ピット已を得ずしてトリー内閣を造り、エルドン卿ポルトランド公グエストモリアランド卿カス、ラリヤ卿ホークスバリー卿は留任しハルロービー卿外務卿となり、ダングス海軍卿となりカムデン卿マルグレーフ卿モニトロイス公亦入閣す。而してピットとカス、ラリヤを除き皆上院議員なり。内閣の變と共に政界も亦一變しアッティンクソン内閣が初より平和内閣なりしが如くピットの内閣は主戦内閣なりき。然ども政黨網羅の力によりて外事を處するの望は既に絶え前内閣に反せし者の復現内閣に反すべきや明にして加ふるにアッティンクソン亦敵に結び下院の味方なる閣僚は只一人のみ。已にしてハロービー密議長ミナリホルトランド公退くピットの末路は悲しむべし、彼は印度に成功せり、露埃瑞チーブルス等の大同盟を建設せり海上の大勝を得たり然れども又同盟の粉碎せらるゝを見たり。適々ピットの健康頗る衰へたるに際し内に於てはダングス卿公金使用の罪を以て彈劾せられ、外に於ては

ルソンの計ブレスバルク條約同盟解散のの報に接し、重病を加へ千八百六年一月を以て薨せり。

ピットが四十七年の生涯は偉大の事業を成せり。尤も晩年に至り適任なるザシスロイ、フィツザブリヤム卿を召還して愛蘭の騒亂を醸せしが如き、革命の杞憂より壓制の處分を行ひしが如き、不正の手段により英愛連合を遂げんが如き皆失錯と謂はざるべからず。彼は冷淡にして人に親愛せられざる性質なりしと雖國民の信用を得たる彼の如く大なりしとは他の政治家に其類を見ざる所、彼は國會首領の最大なるものにして又理財及び通商の立法者としてもアダムスミスの主義に由りし一流の政治家なり。元來平和の宰相なりし雖とも氣運は之をして戰爭的宰相の尤も著るしき者たらしめたり。

第八章 ピット以後の保守黨内閣

ピット死後内閣は破壊せり。蓋し其組織ピットあるに非れば生存する能はざればなり王はホークスバリー卿を首領として殘員を纏んとしたるも卿は大宰相の

責を負ふとを背んせざるを以て王は反對黨に依らざるを得ず。爲にクレンヅルを樞密に召す。氏の入閣は即ちフォックスの入閣を含蓄せり。但し彼等が政治上親密なる關係は一方の提携を待ずして入閣する者に非るなり。彼等はピットの時より國家的大規模内閣の必要を感じしが故に此に至りて宿志を行ひ、クレンヅル大藏卿となりスペンサー伯ウヰンドハム氏内務省及軍務省に當たり、フォックス外務卿となり、フィツ、ウヰリヤム及グレイ議長と海軍卿たりモリア卿マスター、オフ、オルダイナンスとなり、シドマウス卿樞密となり、判事長エレンボロ一卿入閣す、ヘンリベツッテイ卿後フランス大法官となる。

今や政治家としてフォックスの性質は實地に於て見はれんとす。其政府を去てより既に三十年を闕し此間王及び上流社會の感情に反對したるが此に至り自由の説を抱く一輩の徒が曾て氏に依頼したるの誤らざるを示すの機會に遭遇せり。氏は量大にして情厚く博愛の心に富めるより毎に戰爭に反對し平和の重なる障礙を以て閣臣の惡意に歸せり。彼曾て革命の卓絶なることを信し那勃翁と親密なる商議をなすことを得べしと信んぜり。然れども其入閣より死に至たる

までの短期なる氏と雖とも自から其の望の遂ぐべからざるを悟りしなるべし。而して内閣は前任者と同一の地位に立たさるべからざるに至り其の大政敵なるピットに齊しき悲痛の末路に終れり。初めフォックスの職に就くや直ちに那勃翁と商議を開きしが那勃翁の詭譎なる其のこと容易に調ふるを得ず其の中フォックス死して萬事皆な休せり。フォックス内閣の事業は奴隸賣買の廢止是れのみ。

フォックス已に歿しグレンザールの内閣漸く主戦論に傾くに際し那勃翁は佛國と其同盟國とをして英國と通商せざらしめ英人の財産を沒入し英民の國內に在る者を捕虜とせしかば英政府も亦令を發し佛及び佛の殖民地と通商するとを禁じ更らに陸海軍服役案を提出して苟も軍籍に在るものは其服務と扞格せざる限り宗教の自由を許さんとせしに、王の頑陋なる究竟加特力及び異教徒を恕するの意なきが故に内閣は己を得ず方案を撤回したれども王は其再ひ加特力問題を提出せざるべき由を約せしめんとせし處之に應ぜざりしを以て、グレンザール内閣は解散に遭ひポランド公バルシエヴァル氏と之に代はれり。是れ千八百六年

のとなり。是に於てか兩院は内閣の更迭と王權の濫用に就て討議する所あり。フランス氏の下院に出せる決議案に曰く、閣臣が事情により國家の安寧幸福に必要なるべき所のものを勸奏することを豫め約束を以て制限せらるゝが如きは信任大臣の職務に背馳するものなりと。サーサミュエル、ロミリーは君主が助言なしに何事をも行ふの特權なきことを主張せしが是れ實に要用なる憲法主義の問題なり。何となれば苟も助言によらざるか、惡をなす能はずと云へる所の國王が己れの所爲に對して責を受けざるべからざればなり。然れども王黨の盛なる、新教感情の鋭どき反對黨は終に三十票を輸せり。而して四月の國會解散は之に尋て來れり。

抑トリーは佛の大革命とピットの政略とによりて生を受けたる者なるが其後黨中の卓越なる人物次第に凋零せしも尙ほ久しく政府を維持し其初め戦争を開始して之を繼續せしもトリー内閣にして能く其終局を致せしも亦トリー内閣なり。閣臣中外務卿なるカンニンク尤も勢力あり。氏は稍ピットの意見を毀ふものなれども此の如き不相應なる閣臣のあることは反て内閣の弱を致せり。

彼は軍務卿カスソルリーと争て血闘の末共に退閣しポルトランド公又其任に堪えずして職を去り、バルシエヴァル内閣を組織せり。新に入閣せし者の中には別に著名の政治家なく只バルマルストン卿始て軍務次官となれるのみ。

千八百十年王病作りウエールス太子政を攝し仍トリーリイ黨に依れり。既にしてバルシエヴァル刺殺せらる。リヴァプール首領となりカスソルリー外務卿となれり。

是より先我將ウエリントン屢佛兵を破り那勃翁の勢口に蹙り遂に位を失てエルバ島に竄せられ列國の使臣ヅヱヤナ府に於て會議を開くに至りしがトリーリイ從來の主戰論此に於てか能く始あり終ありと謂ふべく其久しく政權を獨占せし罪を補ふに足るか如し。然れどもトリーリイ政府か以て其功となす所のものは其實ウエリントン一人の功にして斯る名將の見はれしは殆ど偶然なるのみならず大勢の動く所又天幸なきに非ず然らざれば大陸諸國の同盟を得るが如きトリーリイ政府の力のみを以て致すべき所にあらず民心の向背を定むる如きも亦た能くすべき所に非さればなり。夫れ英國の國威を揚げ歐羅巴をして那勃翁排斥の目的

を達せしめたるは實にトリーリイ政府の力なりとするも之を愛國の精神に本づける者となすが如きは未だしなり。彼は固より自家の利害を以て政界の指南車となす者にして其那勃翁を排斥するや此を以て舊制の破壊者となし貴族の仇敵となすが爲めのみ。彼が外交に於て此の如く利己主義を遂ぐるに因て其内政に於る措置に至ても亦知るを得べし。乃ち社會の下流に於て不平黨の日に増加するは固より怪しむに足らず。此等の徒が尙ほ忍んで暴舉に出てさる所以は法律の抑壓甚だ嚴なるが爲めに過ぎず。勿論不平の原因は一朝一夕の故に非ず戰爭其他英國に取て避くべからざる結果なりと雖も政府が私門に汲々として之が弊害を助長し尙且つ之が救済の道を講せざるか如き到底其責を免るゝ能はず

英國が大陸諸國と共同しウヰヤナ會議ハリス條約等により那勃翁問題を處分したるは國會閉會中に在り。故に政府は毫も顧慮する所なく其志さす所を行ふことを得たり既にして千八百十六年二月國會の開かるゝや首相は其成功を恃み揚々として議場に臨みしが殊に知らずトリーリイ黨の創業は戰爭の終局と共に大に其盛衰消長を變せんことを。蓋し平和既に復するや内政の問題漸く重要

となり而して内政の問題に關しては國會の内は勿論廣く國民の内にも反對黨を生せしが此時に當て唯業の不振に加ふるに凶年飢饉の災を以てせしかば窮民相集て亂を作し海内頗る騷然たり。而して此時人民の不平と不幸とが政治的形式を成すに至りたるはコベット氏の論著與て力あり。氏は數年前より政治週報を發兌し健筆を揮て政府を攻撃せしが其持論に曰く、一切の時弊を救濟するの道は只國會の改良にありと。氏の主張する所は毎年國會と普通投票とにして此等の進歩したる制度は國民に取て尙ほ大早計と謂ふべし。故に實際に於ては當時に不適當なりしと雖も是より千八百卅二年の改正案に至るまでの大政變は氏實に之が嚆矢たり。

此の如き國會以外の反對黨に對し政府は猛烈なる鎮壓手段を取りしが大に益する所なく、ハムデンクラブは國會改革を目的として起りたるものなるに偽政治家の巢窟となつて人民を煽動し倫敦のスペンサー慈善會と互に氣脈を通せり。此會はスペンサーと云へる人の創設に繫り慈善を以て名となすと雖も其實一種の社會主義なり。斯く政治及び社會に不平を抱ける多數の貧民一二有力者の指囃

を承け或は獨立し或は合同して舉を企つるに當り中流の人々も國會改革の一點に於ては窮民等と共に其必要を感じ其遂行を期するに至れり。倫敦市が攝政に奉呈せる戦後經營の意見書に於ても亦選舉法の改正せざるべからざる所以を論せり。

既にして暴徒は益猖獗を極め攝政が下院よりの歸途或は之に暴言を加へ或は之に彈丸を投したるを以て政府は此に勇氣を得て益抑壓を施すべき決心をなし上下兩院は爲に秘密委員を撰で不穩の事情を調査せしめたるが、凡國會改革を口實とする協會及びクラブは人心を蠱惑し秩序を紊亂すべき性質を有する者なりとは上院の報告にしてハムデンクラブは革命を以て目的となすが如しとは下院の報告なり。右は固より誇大敷衍の報告なるも政府は此を理由として不穩の集會を禁ずるの條例を發布し人身保護律を停止せり。然るに之が反動として曩に政府が錯認せる所の恐るべき諸現象は却て事實となり秘密の集會到る處に開かれタルヒーに於ては亂民蜂起せしかば政府は兵を發して之を平げたり。其れ然りトリー政府は一時彌縫策を以て改革の氣焰を鎮制したれども次第に國民全

體の心を失ひ國會の反對黨は俄に鋒鏑を見はし穩として一敵國の如き勢あり。然れども國會の多數は尙ほ政府黨なりしが爲め千八百十九年遂に其旨を奉じて彼六條例を議決せり。是れ當時の法律が十分叛亂を防壓するに足らざるか爲に政府の便宜上此案を提出するに至りしなり。即ち第一條は重罪裁判の滯滞を防ぐべき方法第二條は瀆神及び煽亂の文書を禁止し處罰する規則第三條は警吏をして不穩の虞ある地方の武器を押取せしむる命令第四條は或る文書に印紙貼用の義務を負はせ出版の自由を制限するの手段第五條は稠衆が兵式行動をなすことを禁するの規定第六條は不穩なる集會を禁するの法則に關したるものなり。此條例の發布後國會は翌年二月まで休會せしが其間即ち千八百廿年一月に於て國王は崩殂せり。

第九章 保守黨内閣の變遷

ジョージ四世は千八百十一年より同廿年に至るまで攝政として万機を行ひ、千八百廿年より三十年までは國王として英國を統御せり。初ジョージ四世はフォ

クスシエリダン等と親交ありしかば其攝政となるや何人も其必ずバルシエヴァルのトリ―内閣を辭職せしめフィック内閣を作るべきことを想像せしに、ジョージの果斷なき千八百十二年バルシエヴァル暗殺せられて機會の乘ずべき者あるに係はらず空しく時日を経過せしかばフィックは稍猜疑の心を生し攝政も亦フィックを疎んずるに至り、其結果内閣は依然として故の如く、リヴァプール卿之が總理として千八百廿八年に及び其次はカンニング、ゴ德里ッキの内閣にしてウエリントンの内閣之に代り以て王の一代を終えたるが、是れ皆トリ―内閣にして此間前後殆ど二十年内閣は王室に關係ある事の外毫も君主の牽肘を受けず其王室に關係ある事に就ても反て慮に背反せしとあり、即ち即位の初内閣は王室費の増加と王妃の廢位との二事に關し痛く王意には反對せり。然れども王妃の事に關して徹頭己の意見を固執するの危険なることを知り王と相約して曰く、若し王妃の其生國なるフランスウヰックに在る間は離婚問題を賛成せざるべきも、若し英國に來ることあらんか必ず王の志を遂げしむべしと。蓋し内閣は王妃が必ず英國に來らざるべきことを豫料せしが故に此條件を附せしものなるが、王妃は

案外にも英國に歸り來れり。蓋し王妃に在つても英國に歸るは寧ろ海外に留るの安全なるに若かざりしと雖も、一旦王の處置に激し公然王妃たるの權を争はんが爲に此に出てたるなり。是曩に英國政府は駐外の公使に命し諸國の朝廷をして王妃の待遇を爲さしめ又ジョージ五世の即位式に當り禮拜文に其の名を刪りしことあるに由る。王妃の既に歸るや人民は其不幸を憫んで之を保護せんとし、内閣はカンニングを除くの外王意に曲從し上院をして王妃の醜行を調査せしめ其結果罪案の提出となりしが、第三讀會に至り政府は俄に之を撤回せり。蓋し此事たる本と王室の内事なれども國人の感情之が爲に激動し婦人の屈辱を憐むの心と王の抑壓を惡むの心と相合して殆ど狂せんとし政黨は其機に乗じて將に爲す所あらんとせしかは、實際一個の政治問題に外ならず事件の如何に由ては内亂を馴致するも亦知るべからざるを以つて内閣は王妃の處分を中止したるなり。夫れ内閣が自家の意見を枉げて王意に従ひたるは固より憲法的宰相の責任を知るものと謂ふべからざるも、結局專斷を以て王妃の處分を中止し王をして甘心する能はざらしめたるに由れば、王の勢力内閣に於いて重をなさざるも亦知るべきなり。

抑内閣が王の過失に關する問題に従事せしは必ずしも不當に非ず。然れども國民の不滿を抱きしは徹頭徹尾其舉措を誤れるに在り既に天下の耳目を聳動せる後に於て故なく罰案を撤回して事實を曖昧に付せしに在り。之を要するに王妃事件は反對黨に利器を與へたるのみならず内閣と人民との隔離をして益大ならしめたる者なり。今まトリー黨の政府稍衰運を兆せしかば之が鞏固を致すが爲に反對黨中の保守派を招納して自由主義の外觀を装はんとし先づグレンツェル卿に交渉せしに卿は之に應ぜざりしと雖も其徒の中數名は相携えて内閣に入れり。而して政府に取り最も便宜なりしとは從來壓制手段の張本人なりしシッドマウス卿職を辭しピール氏の之に替りたるとなるが氏はトリー主義の人なれども天資機慧聰敏にして世運に應じ時務を識つて變通妙用の才ある人なり。其他ウエルズリー卿は愛蘭の總督となりフランケット氏は同地の大檢事となりけるが此二人は共に舊敎公許に意見を抱けり。而してウエルズリー卿の寛裕にして政治家の資格を有する兩黨の極端なる人々に容られざりしと雖も此の如き人の此

の如き要路に墜るを觀ればトリー主義の解弛せる亦分明ならずや。此時に方りカストラリーグ卿ヴェロナ會議に臨んとするに際し突然自殺し政府の性質益一變せり。卿は善良なる性質を備え篤行の君子なるも其政治主義は專制にしてトリー黨の骨髓とも云ふべき人なり。是より先カンニングは王妃事件に關し閣僚と説を異にし閑地に退きしが此に至り政府はカストラリーグに代て歐洲の會議に臨むべきものは他に求むべからざるより之に入閣を勸め外務卿の職を與たへり。

此更迭の影響を詳にせんと欲せば勢維納巴里兩會議の後に於る歐洲形勢の一斑を略叙せざる可らず。蓋し英國は率先して自由の爲に戦ひ自ら列國の間に重きをなし戦後大陸の處置に關しても大抵意の如くならざるなく其援助を蒙りたる國々は往々英國の要求に従て人民に政權を付與する所あり。此時に當り歐洲諸國は皆英國の財源に乏しからざると對佛政略の成功とを見て以爲く是れ英國の憲法に於て一種特有なる卓越の處あるに由ると。是を以て列國は競ふて人民に約するに立憲の制度を以せり。殊に知らず英國は自由の爲に戦ふと云ふと雖も

其自由は外國に對する自由にして憲法によれる國民の自由とは毫も相渉らざるを。彼最初佛國と戦端を開きし目的が佛人の革命的精神に反對するに在りしを見れば思半に過ぎん。其れ然り英國の公使がタレランドを助けて王統維持に力むるのみならず進で白耳シェニアの自由を破壊せんとし又サクソニーの削地波蘭の分割那耳威の破滅を傍觀するや從來英國を信せし者も爽然として以外の想をなせり。但佛國に制限王國を建てたる一事は稍英國憲法の精神に本つきたる者の如きも是亦欽定憲法にして權利は人民より生ずと云へる英國憲法の元則を等閑にせる者なり。而してカストラリーグ卿は天性專制政治を好めると己の力の不十分なるより神聖同盟に反抗せざりしが爲め全く輿望を失ひヴェロナ會議に出席せんとするに當り突然喪心して自殺するに至りウエリントン公換て之れに臨めり。ヴェロナ會議は表面希臘問題の處分をなすが爲に開かれしも公の觀察する所に據れば會議の要點反て西班牙問題に在り是より先西班牙王フェルティナンドは其豫約せし憲法を建つるとを拒みしかば人民の激昂甚だしく終に叛亂を作すに至れり。然るに佛は當時西班牙に流行せる惡疫の侵入を防ぐと稱して